

0001

個人情報保護 > 個人情報保護法の基本 | 難易度：基礎

個人情報保護法の基本の検討で、担当者Aは「生存する個人に関する情報で、氏名等により特定の個人を識別できるものなどをいう。」、担当者Bは「死亡した法人だけにに関する情報をいう。」と説明した。論点「個人情報の定義を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「生存する個人に関する情報で、氏名等により特定の個人を識別できるものなどをいう。」。根拠は、個人情報保護法2条1項は、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの等を個人情報とする。
- イ．結論は「死亡した法人だけにに関する情報をいう。」。根拠は、法人情報のみは同法上の個人情報ではない。
- ウ．結論は「企業の売上高など個人と無関係な情報だけをいう。」。根拠は、公開済みであることだけで個人情報性が失われるわけではない。
- エ．結論は「公開情報であれば個人を識別できても個人情報にはならない。」。根拠は、個人情報は自然人に関する概念である。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。個人情報保護法2条1項は、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの等を個人情報とする。
 - イ：この選択肢の結論「死亡した法人だけにに関する情報をいう。」は不適切である。個人情報は自然人に関する概念である。
 - ウ：この選択肢の結論「企業の売上高など個人と無関係な情報だけをいう。」は不適切である。法人情報のみは同法上の個人情報ではない。
 - エ：この選択肢の結論「公開情報であれば個人を識別できても個人情報にはならない。」は不適切である。公開済みであることだけで個人情報性が失われるわけではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人情報保護法2条1項は、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの等を個人情報とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0002

個人情報保護 > 個人情報保護法の基本 | 難易度：基礎

内部研修資料には「法人番号だけが個人識別符号である。」との記載があり、別担当者から「法令で定める身体的特徴を変換した符号や公的番号等で、特定の個人を識別できるものが含まれる。」との指摘があった。個人情報保護法の基本の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「氏名以外は個人識別符号になり得ない。」へ改める。理由は、法人番号は個人識別符号の制度とは異なる。
- イ．記載を「法令で定める身体的特徴を変換した符号や公的番号等で、特定の個人を識別できるものが含まれる。」へ改める。理由は、個人識別符号には、生体情報を変換した符号や旅券番号等、法令で定めるものが含まれる。
- ウ．記載を「法人番号だけが個人識別符号である。」へ改める。理由は、すべてのパスワードが当然に法定の個人識別符号となるわけではない。
- エ．記載を「パスワードであればすべて個人識別符号に該当する。」へ改める。理由は、氏名以外にも法定の符号がある。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「氏名以外は個人識別符号になり得ない。」は不適切である。氏名以外にも法定の符号がある。
 - イ：結論と根拠がともに適切である。個人識別符号には、生体情報を変換した符号や旅券番号等、法令で定めるものが含まれる。
 - ウ：この選択肢の結論「法人番号だけが個人識別符号である。」は不適切である。法人番号は個人識別符号の制度とは異なる。
 - エ：この選択肢の結論「パスワードであればすべて個人識別符号に該当する。」は不適切である。すべてのパスワードが当然に法定の個人識別符号となるわけではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人識別符号には、生体情報を変換した符号や旅券番号等、法令で定めるものが含まれる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0003

個人情報保護 > 個人情報保護法の基本 | 難易度：基礎

個人情報保護法の基本について、「病歴」と「単なる商品の購入日だけ」という2つの見解が示された。学習目標「要配慮個人情報を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「預金残高だけ」と判断する。判断根拠：顧客番号だけで要配慮個人情報となるわけではない。

イ．「顧客番号だけ」と判断する。判断根拠：購入日のみは通常、要配慮個人情報ではない。

ウ．「病歴」と判断する。判断根拠：病歴は本人に対する不当な差別・偏見等が生じないよう特に配慮を要する情報として要配慮個人情報に含まれる。

エ．「単なる商品の購入日だけ」と判断する。判断根拠：預金残高は重要な個人情報だが、それだけで法定の要配慮個人情報に該当するとは限らない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「預金残高だけ」は不適切である。預金残高は重要な個人情報だが、それだけで法定の要配慮個人情報に該当するとは限らない。

イ：この選択肢の結論「顧客番号だけ」は不適切である。顧客番号だけで要配慮個人情報となるわけではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。病歴は本人に対する不当な差別・偏見等が生じないよう特に配慮を要する情報として要配慮個人情報に含まれる。

エ：この選択肢の結論「単なる商品の購入日だけ」は不適切である。購入日のみは通常、要配慮個人情報ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。病歴は本人に対する不当な差別・偏見等が生じないよう特に配慮を要する情報として要配慮個人情報に含まれる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0004

個人情報保護 > 個人情報保護法の基本 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「個人データ」を確認したところ、「紙に書かれた個人情報はどのような場合も個人データにならない。」との処理と「個人情報データベース等を構成する個人情報」との処理が併存していた。個人情報保護法の基本として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「紙に書かれた個人情報はどのような場合も個人データにならない。」と判断する。判断根拠：個人情報でない情報まで全て含む概念ではない。

イ．「個人情報取扱事業者が保有する全ての情報をいう。」と判断する。判断根拠：匿名の統計値のみを指す概念ではない。

ウ．「匿名化した統計値だけをいう。」と判断する。判断根拠：紙媒体でも検索可能な体系を構成すれば個人データとなり得る。

エ．「個人情報データベース等を構成する個人情報」と判断する。判断根拠：個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「紙に書かれた個人情報はどのような場合も個人データにならない。」は不適切である。紙媒体でも検索可能な体系を構成すれば個人データとなり得る。

イ：この選択肢の結論「個人情報取扱事業者が保有する全ての情報をいう。」は不適切である。個人情報でない情報まで全て含む概念ではない。

ウ：この選択肢の結論「匿名化した統計値だけをいう。」は不適切である。匿名の統計値のみを指す概念ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0005

個人情報保護 > 個人情報保護法の基本 | 難易度：標準

個人情報保護法の基本の判断理由をレビューする。資料には「全ての個人情報が自動的に保有個人データとなる。」と「個人情報取扱事業者が開示、訂正、利用停止等を行う権限を有する個人データである。」の2案がある。論点「保有個人データを理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア：結論は「個人情報取扱事業者が開示、訂正、利用停止等を行う権限を有する個人データである。」。根拠は、保有個人データは、事業者が開示・訂正・利用停止等の権限を有する個人データをいう。

イ：結論は「第三者が管理しており自社に何の権限もないデータだけをいう。」。根拠は、個人情報と保有個人データは範囲が異なる。

ウ：結論は「全ての個人情報が自動的に保有個人データとなる。」。根拠は、法人情報のみは対象外である。

エ：結論は「個人データとは無関係の法人情報をいう。」。根拠は、権限を有しないデータは通常その事業者の保有個人データではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。保有個人データは、事業者が開示・訂正・利用停止等の権限を有する個人データをいう。

イ：この選択肢の結論「第三者が管理しており自社に何の権限もないデータだけをいう。」は不適切である。権限を有しないデータは通常その事業者の保有個人データではない。

ウ：この選択肢の結論「全ての個人情報が自動的に保有個人データとなる。」は不適切である。個人情報と保有個人データは範囲が異なる。

エ：この選択肢の結論「個人データとは無関係の法人情報をいう。」は不適切である。法人情報のみは対象外である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。保有個人データは、事業者が開示・訂正・利用停止等の権限を有する個人データをいう。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0006

個人情報保護 > 個人情報保護法の基本 | 難易度：標準

新人研修で「匿名加工情報を作成した事業者は加工方法等の安全管理を一切行わなくてよい。」との理解が示され、比較案として「氏名だけ削除すれば常に匿名加工情報になる。」と「特定の個人を識別できないよう個人情報を加工し、元の個人情報を復元できないようにした情報をいう。」も提示された。論点「匿名加工情報を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア：記載を「氏名だけ削除すれば常に匿名加工情報になる。」へ改める。理由は、識別可能なままでは匿名加工情報の要件を満たさない。

イ：記載を「特定の個人を識別できないよう個人情報を加工し、元の個人情報を復元できないようにした情報をいう。」へ改める。理由は、匿名加工情報には、特定個人を識別できず、かつ元の個人情報を復元できないよう所定の基準に従う加工が必要である。

ウ：記載を「加工後も容易に本人を特定できる情報をいう。」へ改める。理由は、加工方法等情報の安全管理義務がある。

エ：記載を「匿名加工情報を作成した事業者は加工方法等の安全管理を一切行わなくてよい。」へ改める。理由は、単なる氏名削除で足りるとは限らない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「氏名だけ削除すれば常に匿名加工情報になる。」は不適切である。単なる氏名削除で足りるとは限らない。

イ：結論と根拠がともに適切である。匿名加工情報には、特定個人を識別できず、かつ元の個人情報を復元できないよう所定の基準に従う加工が必要である。

ウ：この選択肢の結論「加工後も容易に本人を特定できる情報をいう。」は不適切である。識別可能なままでは匿名加工情報の要件を満たさない。

エ：この選択肢の結論「匿名加工情報を作成した事業者は加工方法等の安全管理を一切行わなくてよい。」は不適切である。加工方法等情報の安全管理義務がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。匿名加工情報には、特定個人を識別できず、かつ元の個人情報を復元できないよう所定の基準に従う加工が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0007

個人情報保護 > 個人情報保護法の基本 | 難易度：標準

個人情報保護法の基本の検討で、担当者Aは「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう、個人情報を加工して得られる情報である。」、担当者Bは「必ず誰でも本人を特定できる状態の情報を用いる。」と説明した。論点「仮名加工情報を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「必ず誰でも本人を特定できる状態の情報を用いる。」。根拠は、匿名加工情報とは要件・取扱いが異なる。
- イ．結論は「匿名加工情報と完全に同じで、追加情報との照合可能性も一切ない。」。根拠は、現行法に制度がある。
- ウ．結論は「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう、個人情報を加工して得られる情報である。」。根拠は、仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り本人を識別できないよう加工した情報として制度化されている。
- エ．結論は「個人情報保護法には仮名加工情報の制度はない。」。根拠は、識別性を低下させる制度である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「必ず誰でも本人を特定できる状態の情報を用いる。」は不適切である。識別性を低下させる制度である。
- イ：この選択肢の結論「匿名加工情報と完全に同じで、追加情報との照合可能性も一切ない。」は不適切である。匿名加工情報とは要件・取扱いが異なる。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り本人を識別できないよう加工した情報として制度化されている。
- エ：この選択肢の結論「個人情報保護法には仮名加工情報の制度はない。」は不適切である。現行法に制度がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り本人を識別できないよう加工した情報として制度化されている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0008

個人情報保護 > 個人情報保護法の基本 | 難易度：標準

内部研修資料には「貸金業者には個人情報保護法が適用されない。」との記載があり、別担当者から「原則として個人情報取扱事業者に該当する。」との指摘があった。個人情報保護法の基本の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「顧客数が少なければ現在も一律に適用対象外となる。」へ改める。理由は、金融事業者にも同法が適用される。
- イ．記載を「貸金業者には個人情報保護法が適用されない。」へ改める。理由は、法人も個人情報取扱事業者となり得る。
- ウ．記載を「法人は個人情報取扱事業者になり得ない。」へ改める。理由は、現行法では旧来の5,000人基準による一般的除外はない。
- エ．記載を「原則として個人情報取扱事業者に該当する。」へ改める。理由は、顧客情報データベースを事業に利用する貸金業者は原則として個人情報取扱事業者となる。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「顧客数が少なければ現在も一律に適用対象外となる。」は不適切である。現行法では旧来の5,000人基準による一般的除外はない。
- イ：この選択肢の結論「貸金業者には個人情報保護法が適用されない。」は不適切である。金融事業者にも同法が適用される。
- ウ：この選択肢の結論「法人は個人情報取扱事業者になり得ない。」は不適切である。法人も個人情報取扱事業者となり得る。
- エ：結論と根拠がともに適切である。顧客情報データベースを事業に利用する貸金業者は原則として個人情報取扱事業者となる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。顧客情報データベースを事業に利用する貸金業者は原則として個人情報取扱事業者となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0009

個人情報保護 > 個人情報保護法の基本 | 難易度：応用

個人情報保護法の基本について、「個人情報保護法に加え、金融分野における個人情報保護ガイドライン等を踏まえ、たより慎重な管理が求められる。」と「貸金業者は顧客情報を自由に販売できる。」という2つの見解が示された。学習目標「個人情報保護法と金融分野ガイドラインの関係を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「個人情報保護法に加え、金融分野における個人情報保護ガイドライン等を踏まえたより慎重な管理が求められる。」と判断する。判断根拠：金融分野では情報の機微性・経済的価値等を踏まえ、法令に加えて金融分野ガイドラインが適用される。

イ．「金融分野ガイドラインがあるため個人情報保護法は適用されない。」と判断する。判断根拠：金融分野特有の厳格な取扱いが求められる。

ウ．「個人情報保護法だけを見ればよく金融分野特有の措置は無関係である。」と判断する。判断根拠：個人データの第三者提供等には法的制約がある。

エ．「貸金業者は顧客情報を自由に販売できる。」と判断する。判断根拠：ガイドラインは法律を排除しない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。金融分野では情報の機微性・経済的価値等を踏まえ、法令に加えて金融分野ガイドラインが適用される。

イ：この選択肢の結論「金融分野ガイドラインがあるため個人情報保護法は適用されない。」は不適切である。ガイドラインは法律を排除しない。

ウ：この選択肢の結論「個人情報保護法だけを見ればよく金融分野特有の措置は無関係である。」は不適切である。金融分野特有の厳格な取扱いが求められる。

エ：この選択肢の結論「貸金業者は顧客情報を自由に販売できる。」は不適切である。個人データの第三者提供等には法的制約がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。金融分野では情報の機微性・経済的価値等を踏まえ、法令に加えて金融分野ガイドラインが適用される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0010

個人情報保護 > 個人情報保護法の基本 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「本人関与」を確認したところ、「本人からの開示請求には一切応じなくてよい。」との処理と「法定の不開示事由に該当する場合を除き、事業者は所定の方法で開示する必要がある。」との処理が併存していた。個人情報保護法の基本として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「本人からの開示請求には一切応じなくてよい。」と判断する。判断根拠：開示方法には法令上の選択・手続がある。

イ．「法定の不開示事由に該当する場合を除き、事業者は所定の方法で開示する必要がある。」と判断する。判断根拠：個人情報保護法は本人による保有個人データの開示請求権を定める。

ウ．「必ず口頭だけで開示しなければならない。」と判断する。判断根拠：本人確認は適正な開示のため必要となる。

エ．「本人確認をしてはならない。」と判断する。判断根拠：原則として対応義務がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「本人からの開示請求には一切応じなくてよい。」は不適切である。原則として対応義務がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。個人情報保護法は本人による保有個人データの開示請求権を定める。

ウ：この選択肢の結論「必ず口頭だけで開示しなければならない。」は不適切である。開示方法には法令上の選択・手続がある。

エ：この選択肢の結論「本人確認をしてはならない。」は不適切である。本人確認は適正な開示のため必要となる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人情報保護法は本人による保有個人データの開示請求権を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0011

個人情報保護 > 個人情報保護法の基本 | 難易度：基礎

個人情報保護法の基本の判断理由をレビューする。資料には「誤情報であっても永久に訂正してはならない。」と「利用目的の達成に必要な範囲で調査し、訂正等を行う必要がある。」の2案がある。論点「訂正等請求を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「本人からの申出でも一切調査してはならない。」。根拠は、誤情報を放置することは適切でない。

イ．結論は「誤情報であっても永久に訂正してはならない。」。根拠は、正確性確保が重要である。

ウ．結論は「利用目的の達成に必要な範囲で調査し、訂正等を行う必要がある。」。根拠は、保有個人データの内容が事実でない場合、本人は訂正等を請求でき、事業者は必要な調査・対応を行う。

エ．結論は「誤情報は第三者に提供してから訂正すればよい。」。根拠は、本人関与の制度がある。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「本人からの申出でも一切調査してはならない。」は不適切である。本人関与の制度がある。

イ：この選択肢の結論「誤情報であっても永久に訂正してはならない。」は不適切である。誤情報を放置することは適切でない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。保有個人データの内容が事実でない場合、本人は訂正等を請求でき、事業者は必要な調査・対応を行う。

エ：この選択肢の結論「誤情報は第三者に提供してから訂正すればよい。」は不適切である。正確性確保が重要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。保有個人データの内容が事実でない場合、本人は訂正等を請求でき、事業者は必要な調査・対応を行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0012

個人情報保護 > 個人情報保護法の基本 | 難易度：基礎

新人研修で「利用停止制度は法人情報だけを対象とする。」との理解が示され、比較案として「違法な利用でも本人は何も請求できない。」と「法定要件を満たせば、利用停止又は消去を請求できる。」も提示された。論点「利用停止等請求の場面を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「違法な利用でも本人は何も請求できない。」へ改める。理由は、刑事手続だけではない。

イ．記載を「本人ができるのは刑事告訴だけである。」へ改める。理由は、保有個人データに関する本人の権利である。

ウ．記載を「利用停止制度は法人情報だけを対象とする。」へ改める。理由は、本人による救済手段がある。

エ．記載を「法定要件を満たせば、利用停止又は消去を請求できる。」へ改める。理由は、個人情報保護法は一定の違法取扱い等について本人に利用停止等請求権を認める。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「違法な利用でも本人は何も請求できない。」は不適切である。本人による救済手段がある。

イ：この選択肢の結論「本人ができるのは刑事告訴だけである。」は不適切である。刑事手続だけではない。

ウ：この選択肢の結論「利用停止制度は法人情報だけを対象とする。」は不適切である。保有個人データに関する本人の権利である。

エ：結論と根拠がともに適切である。個人情報保護法は一定の違法取扱い等について本人に利用停止等請求権を認める。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人情報保護法は一定の違法取扱い等について本人に利用停止等請求権を認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0013

個人情報保護 > 取得・利用・安全管理 | 難易度：基礎

取得・利用・安全管理の検討で、担当者Aは「利用目的をできる限り特定しなければならない。」、担当者Bは「利用目的は「何かに使う」とだけ定めれば常に十分である。」と説明した。論点「利用目的の特定義務を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「利用目的をできる限り特定しなければならない。」。根拠は、法17条は、個人情報を取り扱うに当たり利用目的をできる限り特定することを求める。

イ．結論は「利用目的は「何かに使う」とだけ定めれば常に十分である。」。根拠は、利用目的の特定は法定義務である。

ウ．結論は「利用目的を定めることは禁止されている。」。根拠は、取得・利用に先立つ適切な目的管理が必要である。

エ．結論は「取得後に担当者が自由に決めればよい。」。根拠は、抽象的すぎる目的では特定として不十分となり得る。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。法17条は、個人情報を取り扱うに当たり利用目的をできる限り特定することを求める。イ：この選択肢の結論「利用目的は「何かに使う」とだけ定めれば常に十分である。」は不適切である。抽象的すぎる目的では特定として不十分となり得る。

ウ：この選択肢の結論「利用目的を定めることは禁止されている。」は不適切である。利用目的の特定は法定義務である。

エ：この選択肢の結論「取得後に担当者が自由に決めればよい。」は不適切である。取得・利用に先立つ適切な目的管理が必要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法17条は、個人情報を取り扱うに当たり利用目的をできる限り特定することを求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0014

個人情報保護 > 取得・利用・安全管理 | 難易度：標準

内部研修資料には「一度定めた利用目的はどのような事情でも一文字も変更できない。」との記載があり、別担当者から「変更前の利用目的と合理的に関連すると認められる範囲を超えて変更してはならない。」との指摘があった。取得・利用・安全管理の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「事業者は本人に無関係な目的へ無制限に変更できる。」へ改める。理由は、合理的関連性の範囲なら変更可能である。

イ．記載を「変更前の利用目的と合理的に関連すると認められる範囲を超えて変更してはならない。」へ改める。理由は、利用目的の変更は、変更前の目的と合理的関連性を有する範囲に限られる。

ウ．記載を「一度定めた利用目的はどのような事情でも一文字も変更できない。」へ改める。理由は、法に明文の規律がある。

エ．記載を「利用目的変更には個人情報保護法の規律がない。」へ改める。理由は、無制限な目的変更は認められない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「事業者は本人に無関係な目的へ無制限に変更できる。」は不適切である。無制限な目的変更は認められない。

イ：結論と根拠がともに適切である。利用目的の変更は、変更前の目的と合理的関連性を有する範囲に限られる。

ウ：この選択肢の結論「一度定めた利用目的はどのような事情でも一文字も変更できない。」は不適切である。合理的関連性の範囲なら変更可能である。

エ：この選択肢の結論「利用目的変更には個人情報保護法の規律がない。」は不適切である。法に明文の規律がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。利用目的の変更は、変更前の目的と合理的関連性を有する範囲に限られる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0015

個人情報保護 > 取得・利用・安全管理 | 難易度：標準

取得・利用・安全管理について、「個人情報保護法上、禁止される。」と「個人情報保護法は取得だけを規制し利用方法は一切規制しない。」という2つの見解が示された。学習目標「不適正利用の禁止を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「利用目的を社内で決めれば常に許される。」と判断する。判断根拠：顧客情報にも規制がある。

イ．「本人が顧客であればどのような利用方法も自由である。」と判断する。判断根拠：取得だけでなく利用も規制される。

ウ．「個人情報保護法上、禁止される。」と判断する。判断根拠：法19条は違法又は不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法での個人情報利用を禁止する。

エ．「個人情報保護法は取得だけを規制し利用方法は一切規制しない。」と判断する。判断根拠：社内目的だけで違法・不当利用は正当化されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「利用目的を社内で決めれば常に許される。」は不適切である。社内目的だけで違法・不当利用は正当化されない。

イ：この選択肢の結論「本人が顧客であればどのような利用方法も自由である。」は不適切である。顧客情報にも規制がある。

ウ：結論と根拠がともに適切である。法19条は違法又は不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法での個人情報利用を禁止する。

エ：この選択肢の結論「個人情報保護法は取得だけを規制し利用方法は一切規制しない。」は不適切である。取得だけでなく利用も規制される。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法19条は違法又は不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法での個人情報利用を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0016

個人情報保護 > 取得・利用・安全管理 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「適正取得」を確認したところ、「不正アクセスで取得しても業務に使用は適法である。」との処理と「偽りその他不正の手段により取得してはならない。」との処理が併存していた。取得・利用・安全管理として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「不正アクセスで取得しても業務に使用は適法である。」と判断する。判断根拠：欺罔による取得は不適切である。

イ．「本人をだまして取得することが法律上推奨される。」と判断する。判断根拠：取得段階にも法的規律がある。

ウ．「個人情報の取得方法には何の制限もない。」と判断する。判断根拠：違法・不正な取得は許されない。

エ．「偽りその他不正の手段により取得してはならない。」と判断する。判断根拠：法20条1項は偽りその他不正の手段による個人情報の取得を禁止する。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「不正アクセスで取得しても業務に使用は適法である。」は不適切である。違法・不正な取得は許されない。

イ：この選択肢の結論「本人をだまして取得することが法律上推奨される。」は不適切である。欺罔による取得は不適切である。

ウ：この選択肢の結論「個人情報の取得方法には何の制限もない。」は不適切である。取得段階にも法的規律がある。

エ：結論と根拠がともに適切である。法20条1項は偽りその他不正の手段による個人情報の取得を禁止する。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法20条1項は偽りその他不正の手段による個人情報の取得を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0017

個人情報保護 > 取得・利用・安全管理 | 難易度：標準

取得・利用・安全管理の判断理由をレビューする。資料には「本人の同意はどのような場合も不要である。」と「法定例外を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。」の2案がある。論点「要配慮個人情報取得時の同意を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「法定例外を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。」。根拠は、法20条2項は要配慮個人情報の取得について原則として本人同意を要求する。

イ．結論は「通常の個人情報より自由に取得できる。」。根拠は、同意原則がある。

ウ．結論は「本人の同意はどのような場合も不要である。」。根拠は、法定例外の範囲では取得が認められる。

エ．結論は「要配慮個人情報は取得自体が全面的に禁止されている。」。根拠は、より慎重な取扱いが必要である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。法20条2項は要配慮個人情報の取得について原則として本人同意を要求する。

イ：この選択肢の結論「通常の個人情報より自由に取得できる。」は不適切である。より慎重な取扱いが必要である。

ウ：この選択肢の結論「本人の同意はどのような場合も不要である。」は不適切である。同意原則がある。

エ：この選択肢の結論「要配慮個人情報は取得自体が全面的に禁止されている。」は不適切である。法定例外の範囲では取得が認められる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法20条2項は要配慮個人情報の取得について原則として本人同意を要求する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0018

個人情報保護 > 取得・利用・安全管理 | 難易度：標準

新人研修で「書面で直接取得する場合は利用目的の表示が一切不要である。」との理解が示され、比較案として「取得後10年経過するまで利用目的を知らせてはならない。」と「原則として、あらかじめ本人に利用目的を明示する。」も提示された。論点「取得時の利用目的通知等を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「取得後10年経過するまで利用目的を知らせてはならない。」へ改める。理由は、本人への情報提供が重要である。

イ．記載を「原則として、あらかじめ本人に利用目的を明示する。」へ改める。理由は、本人から書面等で直接取得する場合、原則としてあらかじめ利用目的を明示する必要がある。

ウ．記載を「利用目的は担当者だけが知ればよい。」へ改める。理由は、直接取得では明示義務が問題となる。

エ．記載を「書面で直接取得する場合は利用目的の表示が一切不要である。」へ改める。理由は、利用目的を隠す制度ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「取得後10年経過するまで利用目的を知らせてはならない。」は不適切である。利用目的を隠す制度ではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。本人から書面等で直接取得する場合、原則としてあらかじめ利用目的を明示する必要がある。

ウ：この選択肢の結論「利用目的は担当者だけが知ればよい。」は不適切である。本人への情報提供が重要である。

エ：この選択肢の結論「書面で直接取得する場合は利用目的の表示が一切不要である。」は不適切である。直接取得では明示義務が問題となる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。本人から書面等で直接取得する場合、原則としてあらかじめ利用目的を明示する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0019

個人情報保護 > 取得・利用・安全管理 | 難易度：応用

取得・利用・安全管理の検討で、担当者Aは「利用目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努める。」、担当者Bは「一度登録した情報は誤りが判明しても訂正してはならない。」と説明した。論点「データ内容の正確性を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「一度登録した情報は誤りが判明しても訂正してはならない。」。根拠は、古い情報を優先する制度ではない。
- イ．結論は「古い情報ほど優先して利用する義務がある。」。根拠は、正確性は重要な管理要素である。
- ウ．結論は「利用目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努める。」。根拠は、法22条は個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めること等を求める。
- エ．結論は「正確性は個人データ管理と無関係である。」。根拠は、誤情報は適切に更新すべきである。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「一度登録した情報は誤りが判明しても訂正してはならない。」は不適切である。誤情報は適切に更新すべきである。
- イ：この選択肢の結論「古い情報ほど優先して利用する義務がある。」は不適切である。古い情報を優先する制度ではない。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。法22条は個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めること等を求める。
- エ：この選択肢の結論「正確性は個人データ管理と無関係である。」は不適切である。正確性は重要な管理要素である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法22条は個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めること等を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0020

個人情報保護 > 取得・利用・安全管理 | 難易度：応用

内部研修資料には「パスワードを全従業員で共有すること」との記載があり、別担当者から「必要かつ適切な安全管理措置」との指摘があった。取得・利用・安全管理の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「データを誰でも閲覧できる状態にすること」へ改める。理由は、認証情報の安易な共有はリスクを高める。
- イ．記載を「パスワードを全従業員で共有すること」へ改める。理由は、予防的措置が必要である。
- ウ．記載を「事故が起きるまで管理策を一切講じないこと」へ改める。理由は、無制限アクセスは安全管理に反する。
- エ．記載を「必要かつ適切な安全管理措置」へ改める。理由は、法23条は個人データの安全管理のため必要かつ適切な措置を講ずることを求める。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「データを誰でも閲覧できる状態にすること」は不適切である。無制限アクセスは安全管理に反する。
- イ：この選択肢の結論「パスワードを全従業員で共有すること」は不適切である。認証情報の安易な共有はリスクを高める。
- ウ：この選択肢の結論「事故が起きるまで管理策を一切講じないこと」は不適切である。予防的措置が必要である。
- エ：結論と根拠がともに適切である。法23条は個人データの安全管理のため必要かつ適切な措置を講ずることを求める。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法23条は個人データの安全管理のため必要かつ適切な措置を講ずることを求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0021

個人情報保護 > 取得・利用・安全管理 | 難易度：基礎

取得・利用・安全管理について、「安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行う。」と「個人データの取扱いを従業者個人の自由に任せる。」という2つの見解が示された。学習目標「従業者監督を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行う。」と判断する。判断根拠：法24条は個人データを取り扱う従業者への必要かつ適切な監督を求める。
- イ．「採用時に一度説明すれば以後一切の監督は不要である。」と判断する。判断根拠：無制限コピーは安全管理上不適切である。
- ウ．「従業者の私物端末への無制限コピーを推奨する。」と判断する。判断根拠：組織として管理する必要がある。
- エ．「個人データの取扱いを従業者個人の自由に任せる。」と判断する。判断根拠：継続的な教育・管理が重要である。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。法24条は個人データを取り扱う従業者への必要かつ適切な監督を求める。
- イ：この選択肢の結論「採用時に一度説明すれば以後一切の監督は不要である。」は不適切である。継続的な教育・管理が重要である。
- ウ：この選択肢の結論「従業者の私物端末への無制限コピーを推奨する。」は不適切である。無制限コピーは安全管理上不適切である。
- エ：この選択肢の結論「個人データの取扱いを従業者個人の自由に任せる。」は不適切である。組織として管理する必要がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法24条は個人データを取り扱う従業者への必要かつ適切な監督を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0022

個人情報保護 > 取得・利用・安全管理 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「委託先監督」を確認したところ、「委託した時点で貸金業者の管理責任は一切なくなる。」との処理と「委託先に必要かつ適切な監督を行い、契約・選定・モニタリング等で安全管理を確保する。」との処理が併存していた。取得・利用・安全管理として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「委託した時点で貸金業者の管理責任は一切なくなる。」と判断する。判断根拠：目的外利用・再提供を無制限に認めることは不適切である。
- イ．「委託先に必要かつ適切な監督を行い、契約・選定・モニタリング等で安全管理を確保する。」と判断する。判断根拠：法25条および金融分野実務指針は、委託先の選定・契約・監督等を通じた安全管理を求める。
- ウ．「委託先には顧客データを自由に再販売させる。」と判断する。判断根拠：委託先管理は重要な安全管理要素である。
- エ．「委託先の安全管理状況を確認してはならない。」と判断する。判断根拠：委託で管理義務が消えるわけではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「委託した時点で貸金業者の管理責任は一切なくなる。」は不適切である。委託で管理義務が消えるわけではない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。法25条および金融分野実務指針は、委託先の選定・契約・監督等を通じた安全管理を求める。
- ウ：この選択肢の結論「委託先には顧客データを自由に再販売させる。」は不適切である。目的外利用・再提供を無制限に認めることは不適切である。
- エ：この選択肢の結論「委託先の安全管理状況を確認してはならない。」は不適切である。委託先管理は重要な安全管理要素である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法25条および金融分野実務指針は、委託先の選定・契約・監督等を通じた安全管理を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0023

個人情報保護 > 第三者提供・確認記録・金融分野ガイドライン | 難易度：基礎

第三者提供・確認記録・金融分野ガイドラインの判断理由をレビューする。資料には「本人が顧客であれば同意は一切不要である。」と「法定例外を除き、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。」の2案がある。論点「第三者提供の同意原則を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「事業者の判断だけで常に自由に提供できる。」。根拠は、顧客であることだけで同意不要にはならない。
- イ．結論は「本人が顧客であれば同意は一切不要である。」。根拠は、法定例外や同意に基づく提供は認められる。
- ウ．結論は「法定例外を除き、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。」。根拠は、個人情報保護法27条1項は、法定例外を除き本人同意を得ない第三者提供を禁止する。
- エ．結論は「第三者提供は法律上一切禁止されている。」。根拠は、事業者の自由裁量だけでは足りない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「事業者の判断だけで常に自由に提供できる。」は不適切である。事業者の自由裁量だけでは足りない。
- イ：この選択肢の結論「本人が顧客であれば同意は一切不要である。」は不適切である。顧客であることだけで同意不要にはならない。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。個人情報保護法27条1項は、法定例外を除き本人同意を得ない第三者提供を禁止する。
- エ：この選択肢の結論「第三者提供は法律上一切禁止されている。」は不適切である。法定例外や同意に基づく提供は認められる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人情報保護法27条1項は、法定例外を除き本人同意を得ない第三者提供を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0024

個人情報保護 > 第三者提供・確認記録・金融分野ガイドライン | 難易度：標準

新人研修で「委託であれば利用目的を無視して自由に利用させてよい。」との理解が示され、比較案として「委託は常に本人同意が必要な第三者提供となる。」と「法27条5項の要件を満たす委託先は、第三者提供規制上の「第三者」には当たらない。」も提示された。論点「委託が第三者提供に当たらない場合を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「委託は常に本人同意が必要な第三者提供となる。」へ改める。理由は、委託先監督は必要である。
- イ．記載を「委託先に渡した時点で安全管理義務は消える。」へ改める。理由は、委託先の利用も委託目的の範囲に管理する必要がある。
- ウ．記載を「委託であれば利用目的を無視して自由に利用させてよい。」へ改める。理由は、全ての委託が本人同意必須というわけではない。
- エ．記載を「法27条5項の要件を満たす委託先は、第三者提供規制上の「第三者」には当たらない。」へ改める。理由は、利用目的の達成に必要な委託は、法定要件の下で第三者に該当しない扱いとなる。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「委託は常に本人同意が必要な第三者提供となる。」は不適切である。全ての委託が本人同意必須というわけではない。
- イ：この選択肢の結論「委託先に渡した時点で安全管理義務は消える。」は不適切である。委託先監督は必要である。
- ウ：この選択肢の結論「委託であれば利用目的を無視して自由に利用させてよい。」は不適切である。委託先の利用も委託目的の範囲に管理する必要がある。
- エ：結論と根拠がともに適切である。利用目的の達成に必要な委託は、法定要件の下で第三者に該当しない扱いとなる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。利用目的の達成に必要な委託は、法定要件の下で第三者に該当しない扱いとなる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0025

個人情報保護 > 第三者提供・確認記録・金融分野ガイドライン | 難易度：標準

第三者提供・確認記録・金融分野ガイドラインの検討で、担当者Aは「共同利用する旨、共同利用するデータ項目、利用者の範囲、利用目的、管理責任者等をあらかじめ本人に通知又は容易に知り得る状態に置くこと。」、担当者Bは「グループ会社であれば何も公表せず無制限に共有できる。」と説明した。論点「共同利用の要件を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「共同利用する旨、共同利用するデータ項目、利用者の範囲、利用目的、管理責任者等をあらかじめ本人に通知又は容易に知り得る状態に置くこと。」。根拠は、法27条5項3号は共同利用に関する所定事項の通知・公表等を要件とする。

イ．結論は「グループ会社であれば何も公表せず無制限に共有できる。」。根拠は、利用目的の明示が必要である。

ウ．結論は「共同利用では利用目的を定めてはならない。」。根拠は、管理責任者に関する情報も重要である。

エ．結論は「共同利用の管理責任者を置くことは禁止されている。」。根拠は、同一グループであるだけでは足りない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。法27条5項3号は共同利用に関する所定事項の通知・公表等を要件とする。

イ：この選択肢の結論「グループ会社であれば何も公表せず無制限に共有できる。」は不適切である。同一グループであるだけでは足りない。

ウ：この選択肢の結論「共同利用では利用目的を定めてはならない。」は不適切である。利用目的の明示が必要である。

エ：この選択肢の結論「共同利用の管理責任者を置くことは禁止されている。」は不適切である。管理責任者に関する情報も重要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法27条5項3号は共同利用に関する所定事項の通知・公表等を要件とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0026

個人情報保護 > 第三者提供・確認記録・金融分野ガイドライン | 難易度：標準

内部研修資料には「国内第三者提供より常に規制が緩い。」との記載があり、別担当者から「原則として、外国にある第三者への提供を認める旨の本人同意を得るとともに、法令上必要な情報提供を行う。」との指摘があった。第三者提供・確認記録・金融分野ガイドラインの観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「外国であれば個人情報保護法は一切考慮しなくてよい。」へ改める。理由は、一般に追加的な保護措置が求められる。

イ．記載を「原則として、外国にある第三者への提供を認める旨の本人同意を得るとともに、法令上必要な情報提供を行う。」へ改める。理由は、法28条は外国にある第三者への提供について、本人同意や情報提供等の特則を設ける。

ウ．記載を「国内第三者提供より常に規制が緩い。」へ改める。理由は、法定要件を満たせば提供は可能である。

エ．記載を「本人同意を得ても外国第三者へ提供する方法は存在しない。」へ改める。理由は、外国提供にも法的規律がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「外国であれば個人情報保護法は一切考慮しなくてよい。」は不適切である。外国提供にも法的規律がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。法28条は外国にある第三者への提供について、本人同意や情報提供等の特則を設ける。

ウ：この選択肢の結論「国内第三者提供より常に規制が緩い。」は不適切である。一般に追加的な保護措置が求められる。

エ：この選択肢の結論「本人同意を得ても外国第三者へ提供する方法は存在しない。」は不適切である。法定要件を満たせば提供は可能である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法28条は外国にある第三者への提供について、本人同意や情報提供等の特則を設ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0027

個人情報保護 > 第三者提供・確認記録・金融分野ガイドライン | 難易度：標準

第三者提供・確認記録・金融分野ガイドラインについて、「法令所定の事項について記録を作成し、一定期間保存する必要がある。」と「口頭提供なら記録義務は常に免除される。」という2つの見解が示された。学習目標「第三者提供時の記録義務を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「提供後は記録を残してはならない。」と判断する。判断根拠：明文の制度がある。
- イ．「第三者提供記録制度は存在しない。」と判断する。判断根拠：提供方法だけで一律に記録義務が消えるわけではない。
- ウ．「法令所定の事項について記録を作成し、一定期間保存する必要がある。」と判断する。判断根拠：法29条は個人データの第三者提供に関する記録作成・保存義務を定める。
- エ．「口頭提供なら記録義務は常に免除される。」と判断する。判断根拠：記録保存は適法性を検証するため重要である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「提供後は記録を残してはならない。」は不適切である。記録保存は適法性を検証するため重要である。
- イ：この選択肢の結論「第三者提供記録制度は存在しない。」は不適切である。明文の制度がある。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。法29条は個人データの第三者提供に関する記録作成・保存義務を定める。
- エ：この選択肢の結論「口頭提供なら記録義務は常に免除される。」は不適切である。提供方法だけで一律に記録義務が消えるわけではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法29条は個人データの第三者提供に関する記録作成・保存義務を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0028

個人情報保護 > 第三者提供・確認記録・金融分野ガイドライン | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「受領時確認」を確認したところ、「提供者の趣味だけ」との処理と「提供者の氏名・名称等や、その個人データを取得した経緯など法令所定の事項」との処理が併存していた。第三者提供・確認記録・金融分野ガイドラインとして最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「提供者の趣味だけ」と判断する。判断根拠：必要な確認事項に限定される。
- イ．「提供者の従業員全員の家族構成」と判断する。判断根拠：受領者内部の売上目標は確認事項ではない。
- ウ．「受領者の売上目標だけ」と判断する。判断根拠：業務と無関係な情報ではない。
- エ．「提供者の氏名・名称等や、その個人データを取得した経緯など法令所定の事項」と判断する。判断根拠：法30条は第三者から個人データの提供を受ける際の確認事項を定める。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「提供者の趣味だけ」は不適切である。業務と無関係な情報ではない。
- イ：この選択肢の結論「提供者の従業員全員の家族構成」は不適切である。必要な確認事項に限定される。
- ウ：この選択肢の結論「受領者の売上目標だけ」は不適切である。受領者内部の売上目標は確認事項ではない。
- エ：結論と根拠がともに適切である。法30条は第三者から個人データの提供を受ける際の確認事項を定める。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法30条は第三者から個人データの提供を受ける際の確認事項を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0029

個人情報保護 > 第三者提供・確認記録・金融分野ガイドライン | 難易度：応用

第三者提供・確認記録・金融分野ガイドラインの判断理由をレビューする。資料には「記録を作成すると個人情報保護法違反になる。」と「確認した事項等について記録を作成し、法令所定の期間保存する。」の2案がある。論点「受領時の記録保存を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「確認した事項等について記録を作成し、法令所定の期間保存する。」。根拠は、法30条は第三者から個人データを受領する際の確認・記録義務を定める。

イ．結論は「受領したら直ちに記録を破棄する。」。根拠は、記録作成が法定義務である。

ウ．結論は「記録を作成すると個人情報保護法違反になる。」。根拠は、提供元の知名度だけで義務が消えるわけではない。

エ．結論は「提供元が有名企業なら記録は常に不要である。」。根拠は、保存義務がある。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。法30条は第三者から個人データを受領する際の確認・記録義務を定める。

イ：この選択肢の結論「受領したら直ちに記録を破棄する。」は不適切である。保存義務がある。

ウ：この選択肢の結論「記録を作成すると個人情報保護法違反になる。」は不適切である。記録作成が法定義務である。

エ：この選択肢の結論「提供元が有名企業なら記録は常に不要である。」は不適切である。提供元の知名度だけで義務が消えるわけではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法30条は第三者から個人データを受領する際の確認・記録義務を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0030

個人情報保護 > 第三者提供・確認記録・金融分野ガイドライン | 難易度：応用

新人研修で「本人への通知は法律上禁止されている。」との理解が示され、比較案として「社内だけで隠し、外部には一切報告しない。」と「個人情報保護委員会への報告と本人への通知等、法令所定の対応を行う。」も提示された。論点「漏えい等報告・本人通知を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「社内だけで隠し、外部には一切報告しない。」へ改める。理由は、削除だけで法定対応を免れるわけではない。

イ．記載を「個人情報保護委員会への報告と本人への通知等、法令所定の対応を行う。」へ改める。理由は、法26条は一定の漏えい等について個人情報保護委員会への報告と本人通知を定める。

ウ．記載を「漏えいしたデータを削除すれば報告等は常に不要である。」へ改める。理由は、本人通知が求められる場合がある。

エ．記載を「本人への通知は法律上禁止されている。」へ改める。理由は、重大事故を隠すことは適切でない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「社内だけで隠し、外部には一切報告しない。」は不適切である。重大事故を隠すことは適切でない。

イ：結論と根拠がともに適切である。法26条は一定の漏えい等について個人情報保護委員会への報告と本人通知を定める。

ウ：この選択肢の結論「漏えいしたデータを削除すれば報告等は常に不要である。」は不適切である。削除だけで法定対応を免れるわけではない。

エ：この選択肢の結論「本人への通知は法律上禁止されている。」は不適切である。本人通知が求められる場合がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法26条は一定の漏えい等について個人情報保護委員会への報告と本人通知を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0031

個人情報保護 > 第三者提供・確認記録・金融分野ガイドライン | 難易度：基礎

第三者提供・確認記録・金融分野ガイドラインの検討で、担当者Aは「要配慮個人情報に加え、労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療・性生活に関する一定の情報等を含み、原則として取得・利用・第三者提供が制限される。」、担当者Bは「金融分野では機微情報を営業目的で自由に収集できる。」と説明した。論点「金融分野の機微情報を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「金融分野では機微情報を営業目的で自由に収集できる。」。根拠は、対象は預金残高だけではない。
イ．結論は「預金残高だけが機微情報の唯一の類型である。」。根拠は、明文の規律がある。
ウ．結論は「要配慮個人情報に加え、労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療・性生活に関する一定の情報等を含み、原則として取得・利用・第三者提供が制限される。」。根拠は、金融分野ガイドラインは機微情報について、列挙された例外を除き取得・利用・第三者提供を行わないこととしている。
エ．結論は「機微情報という概念は金融分野ガイドラインに存在しない。」。根拠は、特に慎重な取扱いが求められる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「金融分野では機微情報を営業目的で自由に収集できる。」は不適切である。特に慎重な取扱いが求められる。
イ：この選択肢の結論「預金残高だけが機微情報の唯一の類型である。」は不適切である。対象は預金残高だけではない。
ウ：結論と根拠がともに適切である。金融分野ガイドラインは機微情報について、列挙された例外を除き取得・利用・第三者提供を行わないこととしている。
エ：この選択肢の結論「機微情報という概念は金融分野ガイドラインに存在しない。」は不適切である。明文の規律がある。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。金融分野ガイドラインは機微情報について、列挙された例外を除き取得・利用・第三者提供を行わないこととしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0032

個人情報保護 > 第三者提供・確認記録・金融分野ガイドライン | 難易度：基礎

内部研修資料には「営業利益につながるなら本人の権利利益は考慮しなくてよい。」との記載があり、別担当者から「利用目的や法令・ガイドラインを確認し、目的外利用に当たるなら利用してはならない。」との指摘があった。第三者提供・確認記録・金融分野ガイドラインの観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「一度取得した信用情報はどの目的にも自由に使える。」へ改める。理由は、顧客保護を踏まえた利用が必要である。
イ．記載を「営業利益につながるなら本人の権利利益は考慮しなくてよい。」へ改める。理由は、信用情報にも厳格な安全管理が必要である。
ウ．記載を「個人信用情報には安全管理義務がない。」へ改める。理由は、取得したからといって無制限利用はできない。
エ．記載を「利用目的や法令・ガイドラインを確認し、目的外利用に当たるなら利用してはならない。」へ改める。理由は、金融分野では信用情報の機微性を踏まえ、利用目的管理と目的外利用防止が特に重要である。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「一度取得した信用情報はどの目的にも自由に使える。」は不適切である。取得したからといって無制限利用はできない。
イ：この選択肢の結論「営業利益につながるなら本人の権利利益は考慮しなくてよい。」は不適切である。顧客保護を踏まえた利用が必要である。
ウ：この選択肢の結論「個人信用情報には安全管理義務がない。」は不適切である。信用情報にも厳格な安全管理が必要である。
エ：結論と根拠がともに適切である。金融分野では信用情報の機微性を踏まえ、利用目的管理と目的外利用防止が特に重要である。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。金融分野では信用情報の機微性を踏まえ、利用目的管理と目的外利用防止が特に重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0033

消費者契約・表示 > 消費者契約法 | 難易度：基礎

消費者契約法について、「個人であって、事業として又は事業のために契約当事者となる場合を除く者」と「国又は地方公共団体だけ」という2つの見解が示された。学習目標「消費者契約法上の消費者を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「個人であって、事業として又は事業のために契約当事者となる場合を除く者」と判断する。判断根拠：消費者契約法2条は、事業として又は事業のために契約する場合を除く個人を消費者とする。
- イ．「株式会社だけ」と判断する。判断根拠：事業目的の個人は除外される。
- ウ．「事業のために契約する個人事業主だけ」と判断する。判断根拠：国等だけを指す概念ではない。
- エ．「国又は地方公共団体だけ」と判断する。判断根拠：法人は消費者の定義に含まれない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法2条は、事業として又は事業のために契約する場合を除く個人を消費者とする。
 - イ：この選択肢の結論「株式会社だけ」は不適切である。法人は消費者の定義に含まれない。
 - ウ：この選択肢の結論「事業のために契約する個人事業主だけ」は不適切である。事業目的の個人は除外される。
 - エ：この選択肢の結論「国又は地方公共団体だけ」は不適切である。国等だけを指す概念ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法2条は、事業として又は事業のために契約する場合を除く個人を消費者とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0034

消費者契約・表示 > 消費者契約法 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「消費者契約」を確認したところ、「消費者同士の全ての契約だけをいう。」との処理と「消費者と事業者との間で締結される契約をいう。」との処理が併存していた。消費者契約法として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「消費者同士の全ての契約だけをいう。」と判断する。判断根拠：事業者間契約は通常、同法の消費者契約ではない。
- イ．「消費者と事業者との間で締結される契約をいう。」と判断する。判断根拠：消費者契約法は消費者と事業者との間の契約を対象とする。
- ウ．「事業者同士の契約だけをいう。」と判断する。判断根拠：民事上の契約ルールである。
- エ．「刑事事件に関する契約だけをいう。」と判断する。判断根拠：個人間契約のみを対象とする法律ではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「消費者同士の全ての契約だけをいう。」は不適切である。個人間契約のみを対象とする法律ではない。
 - イ：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法は消費者と事業者との間の契約を対象とする。
 - ウ：この選択肢の結論「事業者同士の契約だけをいう。」は不適切である。事業者間契約は通常、同法の消費者契約ではない。
 - エ：この選択肢の結論「刑事事件に関する契約だけをいう。」は不適切である。民事上の契約ルールである。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法は消費者と事業者との間の契約を対象とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0035

消費者契約・表示 > 消費者契約法 | 難易度：標準

消費者契約法の判断理由をレビューする。資料には「契約書に署名した後は不実告知を理由とする取消しは法律上一切認められない。」と「法定要件を満たせば、消費者は意思表示を取り消すことができる。」の2案がある。論点「不実告知による取消しを理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「事業者が虚偽を告げても契約は絶対に取り消せない。」。根拠は、署名の有無だけで取消権が消えるわけではない。
- イ．結論は「契約書に署名した後は不実告知を理由とする取消しは法律上一切認められない。」。根拠は、同法の明文規定がある。
- ウ．結論は「法定要件を満たせば、消費者は意思表示を取り消すことができる。」。根拠は、消費者契約法4条1項は重要事項についての不実告知により誤認してした意思表示の取消しを認める。
- エ．結論は「不実告知は消費者契約法と無関係である。」。根拠は、不実告知は代表的な取消原因である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「事業者が虚偽を告げても契約は絶対に取り消せない。」は不適切である。不実告知は代表的な取消原因である。
- イ：この選択肢の結論「契約書に署名した後は不実告知を理由とする取消しは法律上一切認められない。」は不適切である。署名の有無だけで取消権が消えるわけではない。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法4条1項は重要事項についての不実告知により誤認してした意思表示の取消しを認める。
- エ：この選択肢の結論「不実告知は消費者契約法と無関係である。」は不適切である。同法の明文規定がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法4条1項は重要事項についての不実告知により誤認してした意思表示の取消しを認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0036

消費者契約・表示 > 消費者契約法 | 難易度：標準

新人研修で「消費者が聞いた時点で契約は当然無効となるだけで取消制度はない。」との理解が示され、比較案として「常に適法なセールストーク」と「断定的判断の提供による取消し」も提示された。論点「断定的判断の提供を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「常に適法なセールストーク」へ改める。理由は、消費者契約法上の救済がある。
- イ．記載を「錯誤とは無関係なので一切救済されない。」へ改める。理由は、当然無効ではなく取消しの制度である。
- ウ．記載を「消費者が聞いた時点で契約は当然無効となるだけで取消制度はない。」へ改める。理由は、不確実事項を確実に断定することは問題となる。
- エ．記載を「断定的判断の提供による取消し」へ改める。理由は、消費者契約法4条1項は将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供し誤認させた場合の取消しを認める。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「常に適法なセールストーク」は不適切である。不確実事項を確実に断定することは問題となる。
- イ：この選択肢の結論「錯誤とは無関係なので一切救済されない。」は不適切である。消費者契約法上の救済がある。
- ウ：この選択肢の結論「消費者が聞いた時点で契約は当然無効となるだけで取消制度はない。」は不適切である。当然無効ではなく取消しの制度である。
- エ：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法4条1項は将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供し誤認させた場合の取消しを認める。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法4条1項は将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供し誤認させた場合の取消しを認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0037

消費者契約・表示 > 消費者契約法 | 難易度：標準

消費者契約法の検討で、担当者Aは「法定要件を満たせば取消しの対象となる。」、担当者Bは「有利な点の一つ告げれば不利益事実を隠しても常に適法である。」と説明した。論点「不利益事実の不告知を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「法定要件を満たせば取消しの対象となる。」。根拠は、消費者契約法4条2項は一定の不利益事実の不告知による誤認を取消事由とする。

イ．結論は「有利な点の一つ告げれば不利益事実を隠しても常に適法である。」。根拠は、明文規定がある。

ウ．結論は「不利益事実を告げない行為は消費者契約法の対象外である。」。根拠は、取消権が認められる場合がある。

エ．結論は「消費者は契約後に一切争えない。」。根拠は、利益告知と不利益事実不告知の組合せが問題となる。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法4条2項は一定の不利益事実の不告知による誤認を取消事由とする。

イ：この選択肢の結論「有利な点の一つ告げれば不利益事実を隠しても常に適法である。」は不適切である。利益告知と不利益事実不告知の組合せが問題となる。

ウ：この選択肢の結論「不利益事実を告げない行為は消費者契約法の対象外である。」は不適切である。明文規定がある。

エ：この選択肢の結論「消費者は契約後に一切争えない。」は不適切である。取消権が認められる場合がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法4条2項は一定の不利益事実の不告知による誤認を取消事由とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0038

消費者契約・表示 > 消費者契約法 | 難易度：標準

内部研修資料には「自宅での不退去は消費者契約法と無関係である。」との記載があり、別担当者から「法定要件を満たせば、消費者は契約の意思表示を取り消すことができる。」との指摘があった。消費者契約法の観点から、記載の正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「事業者は契約するまで何時間でも居座る権利を持つ。」へ改める。理由は、不退去は明文の困惑類型である。

イ．記載を「法定要件を満たせば、消費者は契約の意思表示を取り消すことができる。」へ改める。理由は、消費者契約法4条3項は退去要求にもかかわらず退去しない不退去による困惑を取消事由とする。

ウ．記載を「自宅での不退去は消費者契約法と無関係である。」へ改める。理由は、困惑取消し制度がある。

エ．記載を「困惑による取消しは一切認められない。」へ改める。理由は、退去意思を尊重する必要がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「事業者は契約するまで何時間でも居座る権利を持つ。」は不適切である。退去意思を尊重する必要がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法4条3項は退去要求にもかかわらず退去しない不退去による困惑を取消事由とする。

ウ：この選択肢の結論「自宅での不退去は消費者契約法と無関係である。」は不適切である。不退去は明文の困惑類型である。

エ：この選択肢の結論「困惑による取消しは一切認められない。」は不適切である。困惑取消し制度がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法4条3項は退去要求にもかかわらず退去しない不退去による困惑を取消事由とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0039

消費者契約・表示 > 消費者契約法 | 難易度：応用

消費者契約法について、「法定要件を満たせば、退去妨害を理由に取り消すことができる。」と「退去妨害は刑事法だけの問題で消費者契約法上の効果はない。」という2つの見解が示された。学習目標「退去妨害による取消しを理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「営業所内なら退去を妨げても自由である。」と判断する。判断根拠：契約義務が生じるわけではない。
- イ．「消費者が一度入店すれば契約まで退去できない。」と判断する。判断根拠：消費者契約法上の取消原因となる。
- ウ．「法定要件を満たせば、退去妨害を理由に取り消すことができる。」と判断する。判断根拠：消費者契約法は勧誘場所からの退去を妨げる行為による困惑について取消しを認める。
- エ．「退去妨害は刑事法だけの問題で消費者契約法上の効果はない。」と判断する。判断根拠：勧誘場所でも退去意思は尊重される。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「営業所内なら退去を妨げても自由である。」は不適切である。勧誘場所でも退去意思は尊重される。
- イ：この選択肢の結論「消費者が一度入店すれば契約まで退去できない。」は不適切である。契約義務が生じるわけではない。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法は勧誘場所からの退去を妨げる行為による困惑について取消しを認める。
- エ：この選択肢の結論「退去妨害は刑事法だけの問題で消費者契約法上の効果はない。」は不適切である。消費者契約法上の取消原因となる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法は勧誘場所からの退去を妨げる行為による困惑について取消しを認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0040

消費者契約・表示 > 消費者契約法 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「不安をおおる告知」を確認したところ、「不安を利用する勧誘はどのような場合も自由である。」との処理と「法定要件を満たせば、消費者契約法による取消しの対象となる。」との処理が併存していた。消費者契約法として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「不安を利用する勧誘はどのような場合も自由である。」と判断する。判断根拠：関連する取消し類型がある。
- イ．「若年者を対象とする困惑取消しの規定は存在しない。」と判断する。判断根拠：金額だけで一律に決まらない。
- ウ．「契約金額が少額なら必ず取消しできない。」と判断する。判断根拠：消費者の脆弱性を不当に利用する行為は規制される。
- エ．「法定要件を満たせば、消費者契約法による取消しの対象となる。」と判断する。判断根拠：消費者契約法は社会生活上の経験の乏しさと不安を不当に利用する勧誘について取消しを認める。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「不安を利用する勧誘はどのような場合も自由である。」は不適切である。消費者の脆弱性を不当に利用する行為は規制される。
- イ：この選択肢の結論「若年者を対象とする困惑取消しの規定は存在しない。」は不適切である。関連する取消し類型がある。
- ウ：この選択肢の結論「契約金額が少額なら必ず取消しできない。」は不適切である。金額だけで一律に決まらない。
- エ：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法は社会生活上の経験の乏しさと不安を不当に利用する勧誘について取消しを認める。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法は社会生活上の経験の乏しさと不安を不当に利用する勧誘について取消しを認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0041

消費者契約・表示 > 消費者契約法 | 難易度：基礎

消費者契約法の判断理由をレビューする。資料には「事業者が知っていても過量契約は常に完全有効で取消しできない。」と「法定要件を満たせば、過量契約として取消しが認められる場合がある。」の2案がある。論点「過量契約の取消しを理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「法定要件を満たせば、過量契約として取消しが認められる場合がある。」。根拠は、消費者契約法4条4項は消費者にとって通常の分量等を著しく超える過量契約について取消制度を置く。

イ．結論は「契約量は消費者契約法と一切関係しない。」。根拠は、法定要件下で取消しが可能である。

ウ．結論は「事業者が知っていても過量契約は常に完全有効で取消しできない。」。根拠は、消費者側の通常の必要量等を踏まえる。

エ．結論は「過量かどうかは事業者の売上目標だけで決まる。」。根拠は、過量性も消費者保護上問題となる。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法4条4項は消費者にとって通常の分量等を著しく超える過量契約について取消制度を置く。

イ：この選択肢の結論「契約量は消費者契約法と一切関係しない。」は不適切である。過量性も消費者保護上問題となる。

ウ：この選択肢の結論「事業者が知っていても過量契約は常に完全有効で取消しできない。」は不適切である。法定要件下で取消しが可能である。

エ：この選択肢の結論「過量かどうかは事業者の売上目標だけで決まる。」は不適切である。消費者側の通常の必要量等を踏まえる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法4条4項は消費者にとって通常の分量等を著しく超える過量契約について取消制度を置く。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0042

消費者契約・表示 > 消費者契約法 | 難易度：基礎

新人研修で「消費者契約法は契約条項の内容を規制しない。」との理解が示され、比較案として「契約書に印刷されていれば必ず有効である。」と「消費者契約法8条により無効となる場合がある。」も提示された。論点「事業者の全部免責条項を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「契約書に印刷されていれば必ず有効である。」へ改める。理由は、全部免責には法的制限がある。

イ．記載を「消費者契約法8条により無効となる場合がある。」へ改める。理由は、消費者契約法8条は事業者の損害賠償責任を全部免除する一定の条項等を無効とする。

ウ．記載を「事業者はあらゆる損害賠償責任を自由に全部免除できる。」へ改める。理由は、不当条項規制がある。

エ．記載を「消費者契約法は契約条項の内容を規制しない。」へ改める。理由は、定型文であることだけで有効にはならない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「契約書に印刷されていれば必ず有効である。」は不適切である。定型文であることだけで有効にはならない。

イ：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法8条は事業者の損害賠償責任を全部免除する一定の条項等を無効とする。

ウ：この選択肢の結論「事業者はあらゆる損害賠償責任を自由に全部免除できる。」は不適切である。全部免責には法的制限がある。

エ：この選択肢の結論「消費者契約法は契約条項の内容を規制しない。」は不適切である。不当条項規制がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法8条は事業者の損害賠償責任を全部免除する一定の条項等を無効とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0043

消費者契約・表示 > 消費者契約法 | 難易度：基礎

消費者契約法の検討で、担当者Aは「同種契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害を超える部分が無効となる場合がある。」、担当者Bは「事業者は解約時に無制限の違約金を設定できる。」と説明した。論点「違約金等の上限を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「事業者は解約時に無制限の違約金を設定できる。」。根拠は、記載だけで有効性が保証されるわけではない。
- イ．結論は「契約書に記載されていれば金額の大小を問わず必ず有効である。」。根拠は、同法に明文の規制がある。
- ウ．結論は「同種契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害を超える部分が無効となる場合がある。」。根拠は、消費者契約法9条は解除に伴う損害賠償額の予定・違約金について平均的損害を超える部分を無効とする。
- エ．結論は「違約金条項に消費者契約法は適用されない。」。根拠は、無制限ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「事業者は解約時に無制限の違約金を設定できる。」は不適切である。無制限ではない。
 - イ：この選択肢の結論「契約書に記載されていれば金額の大小を問わず必ず有効である。」は不適切である。記載だけで有効性が保証されるわけではない。
 - ウ：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法9条は解除に伴う損害賠償額の予定・違約金について平均的損害を超える部分を無効とする。
 - エ：この選択肢の結論「違約金条項に消費者契約法は適用されない。」は不適切である。同法に明文の規制がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法9条は解除に伴う損害賠償額の予定・違約金について平均的損害を超える部分を無効とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0044

消費者契約・表示 > 消費者契約法 | 難易度：標準

内部研修資料には「同条は消費者の利益を害する条項を積極的に推奨する。」との記載があり、別担当者から「消費者契約法10条により無効となり得る。」との指摘があった。消費者契約法の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「事業者が作成した条項なら内容にかかわらず全て有効である。」へ改める。理由は、消費者利益保護のための規定である。
- イ．記載を「同条は消費者の利益を害する条項を積極的に推奨する。」へ改める。理由は、信義則が判断基準となる。
- ウ．記載を「消費者契約では信義則は一切考慮されない。」へ改める。理由は、事業者作成条項にも規制がある。
- エ．記載を「消費者契約法10条により無効となり得る。」へ改める。理由は、消費者契約法10条は、一定の不当な契約条項を一般条項として無効とする。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「事業者が作成した条項なら内容にかかわらず全て有効である。」は不適切である。事業者作成条項にも規制がある。
 - イ：この選択肢の結論「同条は消費者の利益を害する条項を積極的に推奨する。」は不適切である。消費者利益保護のための規定である。
 - ウ：この選択肢の結論「消費者契約では信義則は一切考慮されない。」は不適切である。信義則が判断基準となる。
 - エ：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法10条は、一定の不当な契約条項を一般条項として無効とする。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法10条は、一定の不当な契約条項を一般条項として無効とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0045

消費者契約・表示 > 景品表示法 | 難易度：標準

景品表示法について、「不当表示を防止し、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保すること。」と「消費者に価格情報を知らせないこと。」という2つの見解が示された。学習目標「景品表示法の目的を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア。「不当表示を防止し、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保すること。」と判断する。判断根拠：景品表示法は不当な顧客誘引を防ぎ、一般消費者の自主的・合理的選択を保護する。

イ。「事業者が自由に虚偽表示できるようにすること。」と判断する。判断根拠：適正な比較表示まで全面禁止するものではない。

ウ。「商品やサービスの比較を全面禁止すること。」と判断する。判断根拠：適切な情報提供を確保する趣旨である。

エ。「消費者に価格情報を知らせないこと。」と判断する。判断根拠：虚偽・誤認表示を規制する法律である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。景品表示法は不当な顧客誘引を防ぎ、一般消費者の自主的・合理的選択を保護する。

イ：この選択肢の結論「事業者が自由に虚偽表示できるようにすること。」は不適切である。虚偽・誤認表示を規制する法律である。

ウ：この選択肢の結論「商品やサービスの比較を全面禁止すること。」は不適切である。適正な比較表示まで全面禁止するものではない。

エ：この選択肢の結論「消費者に価格情報を知らせないこと。」は不適切である。適切な情報提供を確保する趣旨である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。景品表示法は不当な顧客誘引を防ぎ、一般消費者の自主的・合理的選択を保護する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0046

消費者契約・表示 > 景品表示法 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「優良誤認」を確認したところ、「実際のサービス内容を正確に表示すること」との処理と「サービスの内容を実際よりも著しく優良であると一般消費者に示す表示」との処理が併存していた。景品表示法として最も適切な監査記録はどれか。

ア。「実際のサービス内容を正確に表示すること」と判断する。判断根拠：正しい登録情報表示は問題ではない。

イ。「サービスの内容を実際よりも著しく優良であると一般消費者に示す表示」と判断する。判断根拠：景品表示法5条1号は内容について実際よりも著しく優良であると示す表示等を禁止する。

ウ。「法令に基づく登録番号を正確に表示すること」と判断する。判断根拠：一般消費者への不当な表示が対象である。

エ。「実際よりも不利に見せる内部資料だけ」と判断する。判断根拠：正確な表示は優良誤認ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「実際のサービス内容を正確に表示すること」は不適切である。正確な表示は優良誤認ではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。景品表示法5条1号は内容について実際よりも著しく優良であると示す表示等を禁止する。

ウ：この選択肢の結論「法令に基づく登録番号を正確に表示すること」は不適切である。正しい登録情報表示は問題ではない。

エ：この選択肢の結論「実際よりも不利に見せる内部資料だけ」は不適切である。一般消費者への不当な表示が対象である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。景品表示法5条1号は内容について実際よりも著しく優良であると示す表示等を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0047

消費者契約・表示 > 景品表示法 | 難易度：標準

景品表示法の判断理由をレビューする。資料には「返済総額を正確に示す表示」と「金利や手数料などの取引条件を、実際よりも著しく有利であると一般消費者に誤認させる表示」の2案がある。論点「有利誤認表示を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「実際の金利を正確に示す表示」。根拠は、正しい総額表示は消費者判断に資する。

イ．結論は「返済総額を正確に示す表示」。根拠は、注意事項の明示は適切である。

ウ．結論は「金利や手数料などの取引条件を、実際よりも著しく有利であると一般消費者に誤認させる表示」。根拠は、景品表示法5条2号は価格その他の取引条件を実際より著しく有利と示す表示等を禁止する。

エ．結論は「法定の注意事項を明瞭に示す表示」。根拠は、正確な金利表示は適正である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「実際の金利を正確に示す表示」は不適切である。正確な金利表示は適正である。

イ：この選択肢の結論「返済総額を正確に示す表示」は不適切である。正しい総額表示は消費者判断に資する。

ウ：結論と根拠がともに適切である。景品表示法5条2号は価格その他の取引条件を実際より著しく有利と示す表示等を禁止する。

エ：この選択肢の結論「法定の注意事項を明瞭に示す表示」は不適切である。注意事項の明示は適切である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。景品表示法5条2号は価格その他の取引条件を実際より著しく有利と示す表示等を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0048

消費者契約・表示 > 景品表示法 | 難易度：標準

新人研修で「誤表示は景品表示法の対象外である。」との理解が示され、比較案として「故意がなければ優良誤認表示には絶対にならない。」と「故意でなくても、客観的に優良誤認表示に該当すれば景品表示法上問題となる。」も提示された。論点「故意がなくても不当表示となり得ることを理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「故意がなければ優良誤認表示には絶対にならない。」へ改める。理由は、表示主体として確認態勢が必要である。

イ．記載を「担当者が知らなければ表示内容の確認は不要である。」へ改める。理由は、誤った表示も規制対象となり得る。

ウ．記載を「誤表示は景品表示法の対象外である。」へ改める。理由は、故意は不当表示該当性の必須要件ではない。

エ．記載を「故意でなくても、客観的に優良誤認表示に該当すれば景品表示法上問題となる。」へ改める。理由は、優良誤認表示は事業者の故意の有無だけで決まるものではなく、表示内容を客観的に判断する。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「故意がなければ優良誤認表示には絶対にならない。」は不適切である。故意は不当表示該当性の必須要件ではない。

イ：この選択肢の結論「担当者が知らなければ表示内容の確認は不要である。」は不適切である。表示主体として確認態勢が必要である。

ウ：この選択肢の結論「誤表示は景品表示法の対象外である。」は不適切である。誤った表示も規制対象となり得る。

エ：結論と根拠がともに適切である。優良誤認表示は事業者の故意の有無だけで決まるものではなく、表示内容を客観的に判断する。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。優良誤認表示は事業者の故意の有無だけで決まるものではなく、表示内容を客観的に判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0049

消費者契約・表示 > 景品表示法 | 難易度：応用

景品表示法の検討で、担当者Aは「表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出」、担当者Bは「競合会社の営業秘密の提出だけ」と説明した。論点「合理的根拠資料の提出要求を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出」。根拠は、景品表示法には表示の裏付けとなる合理的根拠資料の提出を求める制度がある。
- イ．結論は「競合会社の営業秘密の提出だけ」。根拠は、代表者の私生活は根拠資料ではない。
- ウ．結論は「事業者代表者の私生活情報だけ」。根拠は、広告費だけでは性能等の根拠にならない。
- エ．結論は「表示と無関係な広告費の資料だけ」。根拠は、表示内容との合理的関連が必要である。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。景品表示法には表示の裏付けとなる合理的根拠資料の提出を求める制度がある。
- イ：この選択肢の結論「競合会社の営業秘密の提出だけ」は不適切である。表示内容との合理的関連が必要である。
- ウ：この選択肢の結論「事業者代表者の私生活情報だけ」は不適切である。代表者の私生活は根拠資料ではない。
- エ：この選択肢の結論「表示と無関係な広告費の資料だけ」は不適切である。広告費だけでは性能等の根拠にならない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。景品表示法には表示の裏付けとなる合理的根拠資料の提出を求める制度がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0050

消費者契約・表示 > 景品表示法 | 難易度：応用

内部研修資料には「SNS上の表示には景品表示法が一切適用されない。」との記載があり、別担当者から「景品表示法5条3号に基づく指定告示の不当表示として規制対象となり得る。」との指摘があった。景品表示法の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「広告であることを隠すほど景品表示法上推奨される。」へ改める。理由は、SNSも表示規制の対象となり得る。
- イ．記載を「景品表示法5条3号に基づく指定告示の不当表示として規制対象となり得る。」へ改める。理由は、いわゆるステルスマーケティングは、一般消費者が事業者の表示と判別困難な場合に指定告示の対象となる。
- ウ．記載を「SNS上の表示には景品表示法が一切適用されない。」へ改める。理由は、実質的な表示主体を踏まえて判断する。
- エ．記載を「第三者名義なら事業者の関与があっても必ず規制対象外となる。」へ改める。理由は、広告主体を隠す表示は問題となる。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「広告であることを隠すほど景品表示法上推奨される。」は不適切である。広告主体を隠す表示は問題となる。
- イ：結論と根拠がともに適切である。いわゆるステルスマーケティングは、一般消費者が事業者の表示と判別困難な場合に指定告示の対象となる。
- ウ：この選択肢の結論「SNS上の表示には景品表示法が一切適用されない。」は不適切である。SNSも表示規制の対象となり得る。
- エ：この選択肢の結論「第三者名義なら事業者の関与があっても必ず規制対象外となる。」は不適切である。実質的な表示主体を踏まえて判断する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。いわゆるステルスマーケティングは、一般消費者が事業者の表示と判別困難な場合に指定告示の対象となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0051

消費者契約・表示 > 景品表示法 | 難易度：基礎

景品表示法について、「客観的に実証された数値等を正確かつ適正に比較し、誤認を生じさせないことが重要である。」と「競合より有利と表示する場合は事実確認不要である。」という2つの見解が示された。学習目標「比較表示の適正性を判断する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「根拠がなくても「業界No.1」と表示すれば常に適法である。」と判断する。判断根拠：比較条件の明確性が重要である。

イ．「比較対象や条件を隠すほど適切である。」と判断する。判断根拠：事実に基づく表示管理が必要である。

ウ．「客観的に実証された数値等を正確かつ適正に比較し、誤認を生じさせないことが重要である。」と判断する。判断根拠：比較表示も、実際より著しく優良・有利と誤認させれば景品表示法の問題となる。

エ．「競合より有利と表示する場合は事実確認不要である。」と判断する。判断根拠：最上級表示には合理的根拠が必要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「根拠がなくても「業界No.1」と表示すれば常に適法である。」は不適切である。最上級表示には合理的根拠が必要である。

イ：この選択肢の結論「比較対象や条件を隠すほど適切である。」は不適切である。比較条件の明確性が重要である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。比較表示も、実際より著しく優良・有利と誤認させれば景品表示法の問題となる。

エ：この選択肢の結論「競合より有利と表示する場合は事実確認不要である。」は不適切である。事実に基づく表示管理が必要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。比較表示も、実際より著しく優良・有利と誤認させれば景品表示法の問題となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0052

消費者契約・表示 > 景品表示法 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「打消し表示」を確認したところ、「小さくてもどこかに書けば大きな表示がどれほど誤解を招いても必ず適法である。」との処理と「表示全体として一般消費者に誤認を与えるなら、不当表示となり得る。」との処理が併存していた。景品表示法として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「小さくてもどこかに書けば大きな表示がどれほど誤解を招いても必ず適法である。」と判断する。判断根拠：注記の明瞭性も重要である。

イ．「注記は表示の適法性と一切関係しない。」と判断する。判断根拠：主要表示は消費者判断に大きく影響する。

ウ．「広告の主要表示は消費者の認識に影響しない。」と判断する。判断根拠：形式的な記載だけで十分とは限らない。

エ．「表示全体として一般消費者に誤認を与えるなら、不当表示となり得る。」と判断する。判断根拠：不当表示は表示全体から一般消費者が受ける認識を基準に判断され、分かりにくい打消しだけで誤認が解消されるとは限らない。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「小さくてもどこかに書けば大きな表示がどれほど誤解を招いても必ず適法である。」は不適切である。形式的な記載だけで十分とは限らない。

イ：この選択肢の結論「注記は表示の適法性と一切関係しない。」は不適切である。注記の明瞭性も重要である。

ウ：この選択肢の結論「広告の主要表示は消費者の認識に影響しない。」は不適切である。主要表示は消費者判断に大きく影響する。

エ：結論と根拠がともに適切である。不当表示は表示全体から一般消費者が受ける認識を基準に判断され、分かりにくい打消しだけで誤認が解消されるとは限らない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。不当表示は表示全体から一般消費者が受ける認識を基準に判断され、分かりにくい打消しだけで誤認が解消されるとは限らない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0053

消費者契約・表示 > 景品表示法 | 難易度：基礎

景品表示法の判断理由をレビューする。資料には「事業者の全契約を刑事判決なしで無条件に無効とする命令」と「不当表示の差止めや再発防止等を内容とする措置命令」の2案がある。論点「措置命令を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「不当表示の差止めや再発防止等を内容とする措置命令」。根拠は、景品表示法は不当表示に対し差止め・再発防止等を求める措置命令制度を設ける。

イ．結論は「消費者の借金を自動的に免除する命令」。根拠は、全契約を一律無効化する制度ではない。

ウ．結論は「事業者の全契約を刑事判決なしで無条件に無効とする命令」。根拠は、私有財産没収の制度ではない。

エ．結論は「従業員の私有財産を没収する命令」。根拠は、債務免除制度ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。景品表示法は不当表示に対し差止め・再発防止等を求める措置命令制度を設ける。

イ：この選択肢の結論「消費者の借金を自動的に免除する命令」は不適切である。債務免除制度ではない。

ウ：この選択肢の結論「事業者の全契約を刑事判決なしで無条件に無効とする命令」は不適切である。全契約を一律無効化する制度ではない。

エ：この選択肢の結論「従業員の私有財産を没収する命令」は不適切である。私有財産没収の制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。景品表示法は不当表示に対し差止め・再発防止等を求める措置命令制度を設ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0054

消費者契約・表示 > 景品表示法 | 難易度：標準

新人研修で「景品規制は刑法にしか存在しない。」との理解が示され、比較案として「表示だけを規制し景品類には一切規制がない。」と「不当表示の禁止だけでなく、過大な景品類の提供を制限・禁止する制度もある。」も提示された。論点「過大な景品類の制限を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「表示だけを規制し景品類には一切規制がない。」へ改める。理由は、過大な提供には制限がある。

イ．記載を「不当表示の禁止だけでなく、過大な景品類の提供を制限・禁止する制度もある。」へ改める。理由は、景品表示法は表示規制と景品規制の双方を通じて不当な顧客誘引を防止する。

ウ．記載を「景品類は金額にかかわらず無制限に提供できる。」へ改める。理由は、景品表示法上の規制である。

エ．記載を「景品規制は刑法にしか存在しない。」へ改める。理由は、景品類も規制対象である。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「表示だけを規制し景品類には一切規制がない。」は不適切である。景品類も規制対象である。

イ：結論と根拠がともに適切である。景品表示法は表示規制と景品規制の双方を通じて不当な顧客誘引を防止する。

ウ：この選択肢の結論「景品類は金額にかかわらず無制限に提供できる。」は不適切である。過大な提供には制限がある。

エ：この選択肢の結論「景品規制は刑法にしか存在しない。」は不適切である。景品表示法上の規制である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。景品表示法は表示規制と景品規制の双方を通じて不当な顧客誘引を防止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0055

消費者契約・表示 > 消費者信用の融資費用に関する表示 | 難易度：標準

消費者信用の融資費用に関する表示の検討で、担当者Aは「貸金業者を含む、消費者信用の表示を行う事業者」、担当者Bは「製造業者だけで金融事業者は含まれない。」と説明した。論点「融資費用表示告示の対象事業者を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「製造業者だけで金融事業者は含まれない。」。根拠は、行政機関だけを対象としない。

イ．結論は「国の行政機関だけ」。根拠は、事業者の表示を規制する。

ウ．結論は「貸金業者を含む、消費者信用の表示を行う事業者」。根拠は、運用基準は金融機関、貸金業者、割賦販売業者等の消費者信用表示を行う事業者を対象とする。

エ．結論は「消費者自身だけ」。根拠は、貸金業者も明示的に対象である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「製造業者だけで金融事業者は含まれない。」は不適切である。貸金業者も明示的に対象である。

イ：この選択肢の結論「国の行政機関だけ」は不適切である。行政機関だけを対象としない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。運用基準は金融機関、貸金業者、割賦販売業者等の消費者信用表示を行う事業者を対象とする。

エ：この選択肢の結論「消費者自身だけ」は不適切である。事業者の表示を規制する。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。運用基準は金融機関、貸金業者、割賦販売業者等の消費者信用表示を行う事業者を対象とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0056

消費者契約・表示 > 消費者信用の融資費用に関する表示 | 難易度：標準

内部研修資料には「月利だけで融資費用の表示として常に十分である。」との記載があり、別担当者から「実質年率を明瞭に併記する必要がある。」との指摘があった。消費者信用の融資費用に関する表示の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「月利を表示すれば実質年率は一切表示してはならない。」へ改める。理由は、月利だけでは比較が困難である。

イ．記載を「月利だけで融資費用の表示として常に十分である。」へ改める。理由は、実質年率の明瞭表示が告示の中核である。

ウ．記載を「貸金業者は実質年率を表示することを禁止されている。」へ改める。理由は、実質年率表示が必要である。

エ．記載を「実質年率を明瞭に併記する必要がある。」へ改める。理由は、日歩・月利等の年建て以外の融資費用率を表示する場合、実質年率が明瞭に記載されていない表示は不当表示となる。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「月利を表示すれば実質年率は一切表示してはならない。」は不適切である。実質年率表示が必要である。

イ：この選択肢の結論「月利だけで融資費用の表示として常に十分である。」は不適切である。月利だけでは比較が困難である。

ウ：この選択肢の結論「貸金業者は実質年率を表示することを禁止されている。」は不適切である。実質年率の明瞭表示が告示の中核である。

エ：結論と根拠がともに適切である。日歩・月利等の年建て以外の融資費用率を表示する場合、実質年率が明瞭に記載されていない表示は不当表示となる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。日歩・月利等の年建て以外の融資費用率を表示する場合、実質年率が明瞭に記載されていない表示は不当表示となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0057

消費者契約・表示 > 消費者信用の融資費用に関する表示 | 難易度：標準

消費者信用の融資費用に関する表示について、「実質年率を明瞭に併記しなければ不当表示となり得る。」と「実質年率よりアドオン率を必ず大きく表示しなければならない。」という2つの見解が示された。学習目標「アドオン率表示と実質年率を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「実質年率を明瞭に併記しなければ不当表示となり得る。」と判断する。判断根拠：指定告示はアドオン方式による融資費用率を表示する際、実質年率の明瞭表示を求める。

イ．「アドオン率だけ表示すれば比較可能なので実質年率は不要である。」と判断する。判断根拠：併記すれば表示自体が全面禁止ではない。

ウ．「アドオン方式の表示自体が全て法律上禁止されている。」と判断する。判断根拠：実質年率は同等以上の大ききで示すことが求められる。

エ．「実質年率よりアドオン率を必ず大きく表示しなければならない。」と判断する。判断根拠：アドオン率単独では消費者が実質負担を比較しにくい。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。指定告示はアドオン方式による融資費用率を表示する際、実質年率の明瞭表示を求める。

イ：この選択肢の結論「アドオン率だけ表示すれば比較可能なので実質年率は不要である。」は不適切である。アドオン率単独では消費者が実質負担を比較しにくい。

ウ：この選択肢の結論「アドオン方式の表示自体が全て法律上禁止されている。」は不適切である。併記すれば表示自体が全面禁止ではない。

エ：この選択肢の結論「実質年率よりアドオン率を必ず大きく表示しなければならない。」は不適切である。実質年率は同等以上の大ききで示すことが求められる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。指定告示はアドオン方式による融資費用率を表示する際、実質年率の明瞭表示を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0058

消費者契約・表示 > 消費者信用の融資費用に関する表示 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「費用額表示」を確認したところ、「金額表示なら実質年率は常に不要である。」との処理と「実質年率を明瞭に記載する必要がある。」との処理が併存していた。消費者信用の融資費用に関する表示として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「金額表示なら実質年率は常に不要である。」と判断する。判断根拠：景品表示法の指定告示が適用される。

イ．「実質年率を明瞭に記載する必要がある。」と判断する。判断根拠：融資費用の額を表示する場合も、実質年率が明瞭でなければ指定告示上の不当表示となる。

ウ．「利息額を表示すると景品表示法は適用されない。」と判断する。判断根拠：併記が求められる。

エ．「利息額と実質年率を同時に表示することは禁止される。」と判断する。判断根拠：金額だけでは条件比較が不十分な場合がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「金額表示なら実質年率は常に不要である。」は不適切である。金額だけでは条件比較が不十分な場合がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。融資費用の額を表示する場合も、実質年率が明瞭でなければ指定告示上の不当表示となる。

ウ：この選択肢の結論「利息額を表示すると景品表示法は適用されない。」は不適切である。景品表示法の指定告示が適用される。

エ：この選択肢の結論「利息額と実質年率を同時に表示することは禁止される。」は不適切である。併記が求められる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。融資費用の額を表示する場合も、実質年率が明瞭でなければ指定告示上の不当表示となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0059

消費者契約・表示 > 消費者信用の融資費用に関する表示 | 難易度：応用

消費者信用の融資費用に関する表示の判断理由をレビューする。資料には「返済回数だけ表示すれば費用表示として完全である。」と「実質年率を明瞭に示す必要がある。」の2案がある。論点「返済事例表示を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「返済事例なら実質年率を隠してよい。」。根拠は、回数だけでは費用全体が分からない。
イ．結論は「返済回数だけ表示すれば費用表示として完全である。」。根拠は、実質年率の表示が必要である。
ウ．結論は「実質年率を明瞭に示す必要がある。」。根拠は、返済事例による融資費用表示も、実質年率が明瞭に記載されない場合は指定告示の対象となる。
エ．結論は「実質年率の併記は不当表示になる。」。根拠は、返済事例だけでは実質的比較が難しい。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「返済事例なら実質年率を隠してよい。」は不適切である。返済事例だけでは実質的比較が難しい。
イ：この選択肢の結論「返済回数だけ表示すれば費用表示として完全である。」は不適切である。回数だけでは費用全体が分からない。
ウ：結論と根拠がともに適切である。返済事例による融資費用表示も、実質年率が明瞭に記載されない場合は指定告示の対象となる。
エ：この選択肢の結論「実質年率の併記は不当表示になる。」は不適切である。実質年率の表示が必要である。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。返済事例による融資費用表示も、実質年率が明瞭に記載されない場合は指定告示の対象となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0060

消費者契約・表示 > 消費者信用の融資費用に関する表示 | 難易度：応用

新人研修で「実質年率は利息だけから計算するのが常に正しい。」との理解が示され、比較案として「利息だけ年率表示すれば他の融資費用は隠してよい。」と「融資費用の一部だけを年建てで示す表示では、総合した実質年率を明瞭に示す必要がある。」も提示された。論点「融資費用の一部のみの年率表示を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「利息だけ年率表示すれば他の融資費用は隠してよい。」へ改める。理由は、手数料等も融資費用に含まれる。
イ．記載を「手数料は融資費用と一切関係しない。」へ改める。理由は、総合的な負担を反映する必要がある。
ウ．記載を「実質年率は利息だけから計算するのが常に正しい。」へ改める。理由は、一部費用だけの強調は誤認を招き得る。
エ．記載を「融資費用の一部だけを年建てで示す表示では、総合した実質年率を明瞭に示す必要がある。」へ改める。理由は、指定告示は融資費用の一部のみを年建てで表示する場合にも実質年率の明瞭表示を求める。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「利息だけ年率表示すれば他の融資費用は隠してよい。」は不適切である。一部費用だけの強調は誤認を招き得る。
イ：この選択肢の結論「手数料は融資費用と一切関係しない。」は不適切である。手数料等も融資費用に含まれる。
ウ：この選択肢の結論「実質年率は利息だけから計算するのが常に正しい。」は不適切である。総合的な負担を反映する必要がある。
エ：結論と根拠がともに適切である。指定告示は融資費用の一部のみを年建てで表示する場合にも実質年率の明瞭表示を求める。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。指定告示は融資費用の一部のみを年建てで表示する場合にも実質年率の明瞭表示を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0061

消費者契約・表示 > 消費者信用の融資費用に関する表示 | 難易度：基礎

消費者信用の融資費用に関する表示の検討で、担当者Aは「少なくとも0.1%の単位まで示す。」、担当者Bは「10%単位で概算表示すればよい。」と説明した。論点「実質年率の表示精度を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「少なくとも0.1%の単位まで示す。」。根拠は、運用基準は実質年率を少なくとも0.1%の単位まで示すものとしている。
- イ．結論は「10%単位で概算表示すればよい。」。根拠は、小数表示は禁止されていない。
- ウ．結論は「小数点以下は常に表示禁止である。」。根拠は、数値による明瞭表示が必要である。
- エ．結論は「実質年率は数字で示してはならない。」。根拠は、粗すぎる表示ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。運用基準は実質年率を少なくとも0.1%の単位まで示すものとしている。
- イ：この選択肢の結論「10%単位で概算表示すればよい。」は不適切である。粗すぎる表示ではない。
- ウ：この選択肢の結論「小数点以下は常に表示禁止である。」は不適切である。小数表示は禁止されていない。
- エ：この選択肢の結論「実質年率は数字で示してはならない。」は不適切である。数値による明瞭表示が必要である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。運用基準は実質年率を少なくとも0.1%の単位まで示すものとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0062

消費者契約・表示 > 消費者信用の融資費用に関する表示 | 難易度：基礎

内部研修資料には「実質年率は画面外に隠すことが推奨される。」との記載があり、別担当者から「実質年率は、併記する融資費用表示と同等以上の大きさの文字で示す。」との指摘があった。消費者信用の融資費用に関する表示の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「実質年率だけ極端に小さくしてよい。」へ改める。理由は、消費者が認識できる表示が必要である。
- イ．記載を「実質年率は、併記する融資費用表示と同等以上の大きさの文字で示す。」へ改める。理由は、運用基準は実質年率を関連表示と同等以上の大きさで示すことを求める。
- ウ．記載を「実質年率は画面外に隠すことが推奨される。」へ改める。理由は、文字サイズにも具体的な基準がある。
- エ．記載を「文字サイズには明瞭性の考え方が一切ない。」へ改める。理由は、実質年率を目立たなくすることは明瞭表示に反する。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「実質年率だけ極端に小さくしてよい。」は不適切である。実質年率を目立たなくすることは明瞭表示に反する。
- イ：結論と根拠がともに適切である。運用基準は実質年率を関連表示と同等以上の大きさで示すことを求める。
- ウ：この選択肢の結論「実質年率は画面外に隠すことが推奨される。」は不適切である。消費者が認識できる表示が必要である。
- エ：この選択肢の結論「文字サイズには明瞭性の考え方が一切ない。」は不適切である。文字サイズにも具体的な基準がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。運用基準は実質年率を関連表示と同等以上の大きさで示すことを求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0063

消費者契約・表示 > 消費者信用の融資費用に関する表示 | 難易度：基礎

消費者信用の融資費用に関する表示について、「実質年率が明瞭に表示されていないとして不当表示となる可能性がある。」と「手数料を別表示すれば景品表示法は適用されない。」という2つの見解が示された。学習目標「複数条件の広告を総合判断する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「どこかに実質年率があれば判読不能でも必ず適法である。」と判断する。判断根拠：月利表示はむしろ実質年率併記が必要な類型である。

イ．「月利を表示しているので実質年率は不要である。」と判断する。判断根拠：手数料を含む融資費用表示も対象となる。

ウ．「実質年率が明瞭に表示されていないとして不当表示となる可能性がある。」と判断する。判断根拠：指定告示・運用基準は実質年率を明瞭に、関連表示と同等以上の視認性で示すことを求める。

エ．「手数料を別表示すれば景品表示法は適用されない。」と判断する。判断根拠：形式的に存在するだけでは明瞭表示とはいえない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「どこかに実質年率があれば判読不能でも必ず適法である。」は不適切である。形式的に存在するだけでは明瞭表示とはいえない。

イ：この選択肢の結論「月利を表示しているので実質年率は不要である。」は不適切である。月利表示はむしろ実質年率併記が必要な類型である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。指定告示・運用基準は実質年率を明瞭に、関連表示と同等以上の視認性で示すことを求める。

エ：この選択肢の結論「手数料を別表示すれば景品表示法は適用されない。」は不適切である。手数料を含む融資費用表示も対象となる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。指定告示・運用基準は実質年率を明瞭に、関連表示と同等以上の視認性で示すことを求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0064

消費者契約・表示 > 消費者信用の融資費用に関する表示 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「表示規制違反」を確認したところ、「指定告示には法的効果が一切ない。」との処理と「景品表示法に基づく措置命令等の対象となり得る。」との処理が併存していた。消費者信用の融資費用に関する表示として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「指定告示には法的効果が一切ない。」と判断する。判断根拠：貸金業者も対象事業者である。

イ．「貸金業者なら景品表示法の措置対象外である。」と判断する。判断根拠：措置命令等の制度がある。

ウ．「違反表示を続けても行政上の措置は存在しない。」と判断する。判断根拠：景品表示法5条3号に基づく指定である。

エ．「景品表示法に基づく措置命令等の対象となり得る。」と判断する。判断根拠：消費者庁は指定告示に該当する不当表示について景品表示法に基づく措置を行い得る。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「指定告示には法的効果が一切ない。」は不適切である。景品表示法5条3号に基づく指定である。

イ：この選択肢の結論「貸金業者なら景品表示法の措置対象外である。」は不適切である。貸金業者も対象事業者である。

ウ：この選択肢の結論「違反表示を続けても行政上の措置は存在しない。」は不適切である。措置命令等の制度がある。

エ：結論と根拠がともに適切である。消費者庁は指定告示に該当する不当表示について景品表示法に基づく措置を行い得る。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者庁は指定告示に該当する不当表示について景品表示法に基づく措置を行い得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0065

貸金業法上の顧客保護 > 契約前説明・書面交付による保護 | 難易度：標準

契約前説明・書面交付による保護の判断理由をレビューする。資料には「貸金業者だけが契約内容を確認できるようにすること。」と「契約前に貸付条件等を示し、資金需要者が内容を理解・比較した上で意思決定できるようにすること。」の2案がある。論点「契約前書面の顧客保護目的を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア：結論は「契約前に貸付条件等を示し、資金需要者が内容を理解・比較した上で意思決定できるようにすること。」。根拠は、契約締結前書面は、重要な貸付条件を契約前に示して資金需要者の適切な意思形成を支える制度である。

イ：結論は「契約条件を契約後まで秘密にすること。」。根拠は、顧客自身が内容を確認できることが重要である。
ウ：結論は「貸金業者だけが契約内容を確認できるようにすること。」。根拠は、理解・質問の機会を確保する必要がある。

エ：結論は「顧客から質問する機会をなくすこと。」。根拠は、事前情報提供が制度趣旨である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。契約締結前書面は、重要な貸付条件を契約前に示して資金需要者の適切な意思形成を支える制度である。

イ：この選択肢の結論「契約条件を契約後まで秘密にすること。」は不適切である。事前情報提供が制度趣旨である。

ウ：この選択肢の結論「貸金業者だけが契約内容を確認できるようにすること。」は不適切である。顧客自身が内容を確認できることが重要である。

エ：この選択肢の結論「顧客から質問する機会をなくすこと。」は不適切である。理解・質問の機会を確保する必要がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。契約締結前書面は、重要な貸付条件を契約前に示して資金需要者の適切な意思形成を支える制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0066

貸金業法上の顧客保護 > 契約前説明・書面交付による保護 | 難易度：標準

新人研修で「契約締結から1年後に交付すればよい。」との理解が示され、比較案として「完済後に初めて交付する。」と「原則として貸付けの契約を締結するまでに交付する。」も提示された。論点「契約前書面の交付時期を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア：記載を「完済後に初めて交付する。」へ改める。理由は、延滞の有無に左右される制度ではない。

イ：記載を「原則として貸付けの契約を締結するまでに交付する。」へ改める。理由は、貸金業法16条の2は、契約締結前に必要情報を提供するため契約締結までの交付を求める。

ウ：記載を「延滞が発生した場合だけ交付する。」へ改める。理由は、契約後1年では遅い。

エ：記載を「契約締結から1年後に交付すればよい。」へ改める。理由は、完済後では事前保護にならない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「完済後に初めて交付する。」は不適切である。完済後では事前保護にならない。

イ：結論と根拠がともに適切である。貸金業法16条の2は、契約締結前に必要情報を提供するため契約締結までの交付を求める。

ウ：この選択肢の結論「延滞が発生した場合だけ交付する。」は不適切である。延滞の有無に左右される制度ではない。

エ：この選択肢の結論「契約締結から1年後に交付すればよい。」は不適切である。契約後1年では遅い。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法16条の2は、契約締結前に必要情報を提供するため契約締結までの交付を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0067

貸金業法上の顧客保護 > 契約前説明・書面交付による保護 | 難易度：標準

契約前説明・書面交付による保護の検討で、担当者Aは「貸付けの金額、利率、返済方法、返済期間等」、担当者Bは「担当者の趣味」と説明した。論点「契約前書面の重要事項を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「担当者の趣味」。根拠は、競合会社の情報は契約条件ではない。

イ．結論は「競合会社の従業員数」。根拠は、社内予定は顧客の契約判断に必要な法定事項ではない。

ウ．結論は「貸付けの金額、利率、返済方法、返済期間等」。根拠は、貸付額・利率・返済方法等は、借入れの経済的負担を判断するための重要な法定情報である。

エ．結論は「顧客と無関係な社内会議予定」。根拠は、担当者の趣味は貸付条件ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「担当者の趣味」は不適切である。担当者の趣味は貸付条件ではない。

イ：この選択肢の結論「競合会社の従業員数」は不適切である。競合会社の情報は契約条件ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。貸付額・利率・返済方法等は、借入れの経済的負担を判断するための重要な法定情報である。

エ：この選択肢の結論「顧客と無関係な社内会議予定」は不適切である。社内予定は顧客の契約判断に必要な法定事項ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸付額・利率・返済方法等は、借入れの経済的負担を判断するための重要な法定情報である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0068

貸金業法上の顧客保護 > 契約前説明・書面交付による保護 | 難易度：標準

内部研修資料には「主債務者へ説明したので保証人には何も知らせない。」との記載があり、別担当者から「保証の内容や法的効果、保証債務を実際に履行する可能性を理解できるよう説明し、法定書面を交付する。」との指摘があった。契約前説明・書面交付による保護の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「「名前だけ貸せばよい」と説明し詳細を知らせない。」へ改める。理由は、保証人自身への情報提供が必要である。

イ．記載を「主債務者へ説明したので保証人には何も知らせない。」へ改める。理由は、内容確認を妨げることは顧客保護に反する。

ウ．記載を「保証人が求めても契約内容を見せない。」へ改める。理由は、保証責任を軽く見せる説明は不適切である。

エ．記載を「保証の内容や法的効果、保証債務を実際に履行する可能性を理解できるよう説明し、法定書面を交付する。」へ改める。理由は、保証人には保証責任の重大性を理解できるよう、法定書面と適切な説明を行う必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「「名前だけ貸せばよい」と説明し詳細を知らせない。」は不適切である。保証責任を軽く見せる説明は不適切である。

イ：この選択肢の結論「主債務者へ説明したので保証人には何も知らせない。」は不適切である。保証人自身への情報提供が必要である。

ウ：この選択肢の結論「保証人が求めても契約内容を見せない。」は不適切である。内容確認を妨げることは顧客保護に反する。

エ：結論と根拠がともに適切である。保証人には保証責任の重大性を理解できるよう、法定書面と適切な説明を行う必要がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。保証人には保証責任の重大性を理解できるよう、法定書面と適切な説明を行う必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0069

貸金業法上の顧客保護 > 契約前説明・書面交付による保護 | 難易度：応用

契約前説明・書面交付による保護について、「顧客の知識・経験等も踏まえ、重要事項を理解できるよう分かりやすく説明する。」と「質問を受けても回答しない。」という2つの見解が示された。学習目標「相手方の理解に配慮した説明を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「顧客の知識・経験等も踏まえ、重要事項を理解できるよう分かりやすく説明する。」と判断する。判断根拠：監督指針は、資金需要者等の十分な理解を得るため商品・取引内容やリスク等を的確に提供する説明態勢を重視する。

イ．「専門用語だけを高速で読み上げれば必ず十分である。」と判断する。判断根拠：署名だけでは十分な説明を代替しない。

ウ．「顧客が理解していなくても署名だけ得ればよい。」と判断する。判断根拠：質問対応も顧客理解に重要である。

エ．「質問を受けても回答しない。」と判断する。判断根拠：形式的説明だけでなく実質的理解が重要である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。監督指針は、資金需要者等の十分な理解を得るため商品・取引内容やリスク等を的確に提供する説明態勢を重視する。

イ：この選択肢の結論「専門用語だけを高速で読み上げれば必ず十分である。」は不適切である。形式的説明だけでなく実質的理解が重要である。

ウ：この選択肢の結論「顧客が理解していなくても署名だけ得ればよい。」は不適切である。署名だけでは十分な説明を代替しない。

エ：この選択肢の結論「質問を受けても回答しない。」は不適切である。質問対応も顧客理解に重要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針は、資金需要者等の十分な理解を得るため商品・取引内容やリスク等を的確に提供する説明態勢を重視する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0070

貸金業法上の顧客保護 > 契約前説明・書面交付による保護 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「オンライン説明」を確認したところ、「重要事項を表示せず申込みボタンだけ置く。」との処理と「重要事項を画面上で明確に示し、顧客が内容を読み理解したことを確認する仕組み等を設ける。」との処理が併存していた。契約前説明・書面交付による保護として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「重要事項を表示せず申込みボタンだけ置く。」と判断する。判断根拠：閲覧機会を確保する必要がある。

イ．「重要事項を画面上で明確に示し、顧客が内容を読み理解したことを確認する仕組み等を設ける。」と判断する。判断根拠：監督指針は、オンライン取引では画面表示や理解確認など口頭説明の代替措置を講じることを例示する。

ウ．「画面をすぐ自動で閉じ、内容を読めないようにする。」と判断する。判断根拠：媒体がオンラインでも説明・情報提供の必要性は変わらない。

エ．「オンラインなら説明は全面的に不要である。」と判断する。判断根拠：申込みだけを急がせる設計は不適切である。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「重要事項を表示せず申込みボタンだけ置く。」は不適切である。申込みだけを急がせる設計は不適切である。

イ：結論と根拠がともに適切である。監督指針は、オンライン取引では画面表示や理解確認など口頭説明の代替措置を講じることを例示する。

ウ：この選択肢の結論「画面をすぐ自動で閉じ、内容を読めないようにする。」は不適切である。閲覧機会を確保する必要がある。

エ：この選択肢の結論「オンラインなら説明は全面的に不要である。」は不適切である。媒体がオンラインでも説明・情報提供の必要性は変わらない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針は、オンライン取引では画面表示や理解確認など口頭説明の代替措置を講じることを例示する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0071

貸金業法上の顧客保護 > 契約前説明・書面交付による保護 | 難易度：基礎

契約前説明・書面交付による保護の判断理由をレビューする。資料には「金利は重要でないで説明しない。」と「法令に沿った実質年率等を明確に示し、利息負担を理解できるよう説明する。」の2案がある。論点「実質年率の明確な説明を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「実際の金利より低い数字だけを伝える。」。根拠は、金利は契約判断の中核情報である。

イ．結論は「金利は重要でないで説明しない。」。根拠は、返済額だけでなく利率等も適切に示す必要がある。

ウ．結論は「法令に沿った実質年率等を明確に示し、利息負担を理解できるよう説明する。」。根拠は、金利・利息負担は借入れの重要条件であり、法定表示と分かりやすい説明が必要である。

エ．結論は「月々の返済額だけ示し利率を意図的に隠す。」。根拠は、虚偽・誤認表示は許されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「実際の金利より低い数字だけを伝える。」は不適切である。虚偽・誤認表示は許されない。

イ：この選択肢の結論「金利は重要でないで説明しない。」は不適切である。金利は契約判断の中核情報である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。金利・利息負担は借入れの重要条件であり、法定表示と分かりやすい説明が必要である。

エ：この選択肢の結論「月々の返済額だけ示し利率を意図的に隠す。」は不適切である。返済額だけでなく利率等も適切に示す必要がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。金利・利息負担は借入れの重要条件であり、法定表示と分かりやすい説明が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0072

貸金業法上の顧客保護 > 契約前説明・書面交付による保護 | 難易度：基礎

新人研修で「契約相手には行政庁の内部人事情報だけを示す。」との理解が示され、比較案として「苦情・紛争解決窓口の情報を隠す。」と「指定紛争解決機関の名称など、法令で求められる情報を記載する。」も提示された。論点「金融ADR情報の書面記載を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「苦情・紛争解決窓口の情報を隠す。」へ改める。理由は、記載義務がある。

イ．記載を「ADR制度の記載は法律上禁止されている。」へ改める。理由は、内部人事情報はADR情報ではない。

ウ．記載を「契約相手には行政庁の内部人事情報だけを示す。」へ改める。理由は、顧客が紛争解決手段を知るために重要である。

エ．記載を「指定紛争解決機関の名称など、法令で求められる情報を記載する。」へ改める。理由は、貸金業者は各種書面に金融ADR制度への対応内容を記載することが求められる。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「苦情・紛争解決窓口の情報を隠す。」は不適切である。顧客が紛争解決手段を知るために重要である。

イ：この選択肢の結論「ADR制度の記載は法律上禁止されている。」は不適切である。記載義務がある。

ウ：この選択肢の結論「契約相手には行政庁の内部人事情報だけを示す。」は不適切である。内部人事情報はADR情報ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。貸金業者は各種書面に金融ADR制度への対応内容を記載することが求められる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業者は各種書面に金融ADR制度への対応内容を記載することが求められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0073

貸金業法上の顧客保護 > 契約前説明・書面交付による保護 | 難易度：基礎

契約前説明・書面交付による保護の検討で、担当者Aは「契約成立後は、成立した契約内容を確認できる契約締結時書面を法令に従って交付する。」、担当者Bは「契約前書面を渡したので成立後は契約内容を知らせなくてよい。」と説明した。論点「契約時書面との連続的保護を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「契約成立後は、成立した契約内容を確認できる契約締結時書面を法令に従って交付する。」。根拠は、契約前の判断支援と、契約後の確定内容確認は別の役割を持ち、法定書面がそれぞれ設けられている。
- イ．結論は「契約前書面を渡したので成立後は契約内容を知らせなくてよい。」。根拠は、法定書面交付は顧客保護制度である。
- ウ．結論は「契約成立後の書面は貸金業法で禁止されている。」。根拠は、重要な変更時にも情報提供が必要となる。
- エ．結論は「契約条件が変わっても顧客には知らせない。」。根拠は、契約時書面の義務が別途ある。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。契約前の判断支援と、契約後の確定内容確認は別の役割を持ち、法定書面がそれぞれ設けられている。
- イ：この選択肢の結論「契約前書面を渡したので成立後は契約内容を知らせなくてよい。」は不適切である。契約時書面の義務が別途ある。
- ウ：この選択肢の結論「契約成立後の書面は貸金業法で禁止されている。」は不適切である。法定書面交付は顧客保護制度である。
- エ：この選択肢の結論「契約条件が変わっても顧客には知らせない。」は不適切である。重要な変更時にも情報提供が必要となる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。契約前の判断支援と、契約後の確定内容確認は別の役割を持ち、法定書面がそれぞれ設けられている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0074

貸金業法上の顧客保護 > 契約前説明・書面交付による保護 | 難易度：標準

- 内部研修資料には「担当者の社内メモだけで変更を完了させる。」との記載があり、別担当者から「変更内容を明確にし、法令上必要な書面を改めて交付する。」との指摘があった。契約前説明・書面交付による保護の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。
- ア．記載を「顧客に不利な変更ほど知らせない。」へ改める。理由は、社内処理だけで顧客への法定対応を代替できない。
- イ．記載を「変更内容を明確にし、法令上必要な書面を改めて交付する。」へ改める。理由は、重要な契約条件の変更については、顧客が変更後の内容を確認できるよう法定書面対応が必要となる。
- ウ．記載を「担当者の社内メモだけで変更を完了させる。」へ改める。理由は、秘密変更は顧客保護に反する。
- エ．記載を「重要条件は契約後であれば自由に秘密変更できる。」へ改める。理由は、不利益変更こそ明確な情報提供が重要である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「顧客に不利な変更ほど知らせない。」は不適切である。不利益変更こそ明確な情報提供が重要である。
- イ：結論と根拠がともに適切である。重要な契約条件の変更については、顧客が変更後の内容を確認できるよう法定書面対応が必要となる。
- ウ：この選択肢の結論「担当者の社内メモだけで変更を完了させる。」は不適切である。社内処理だけで顧客への法定対応を代替できない。
- エ：この選択肢の結論「重要条件は契約後であれば自由に秘密変更できる。」は不適切である。秘密変更は顧客保護に反する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。重要な契約条件の変更については、顧客が変更後の内容を確認できるよう法定書面対応が必要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0075

貸金業法上の顧客保護 > 契約前説明・書面交付による保護 | 難易度：標準

契約前説明・書面交付による保護について、「相手方の承諾を得るなど、法令所定の要件を満たすこと。」と「顧客が紙を希望しても永久に変更できない。」という2つの見解が示された。学習目標「電磁的方法による書面提供の条件を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「貸金業者が一方的に電子交付を強制する。」と判断する。判断根拠：記載義務は電子化で消えない。
イ．「電子化すれば法定記載事項を省略できる。」と判断する。判断根拠：承諾の撤回等にも適切に対応する必要がある。
ウ．「相手方の承諾を得るなど、法令所定の要件を満たすこと。」と判断する。判断根拠：電子交付には相手方の承諾等が必要であり、電子化しても法定情報の内容・閲覧可能性を確保する必要がある。
エ．「顧客が紙を希望しても永久に変更できない。」と判断する。判断根拠：一方的な強制は適切でない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「貸金業者が一方的に電子交付を強制する。」は不適切である。一方的な強制は適切でない。
イ：この選択肢の結論「電子化すれば法定記載事項を省略できる。」は不適切である。記載義務は電子化で消えない。
ウ：結論と根拠がともに適切である。電子交付には相手方の承諾等が必要であり、電子化しても法定情報の内容・閲覧可能性を確保する必要がある。
エ：この選択肢の結論「顧客が紙を希望しても永久に変更できない。」は不適切である。承諾の撤回等にも適切に対応する必要がある。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。電子交付には相手方の承諾等が必要であり、電子化しても法定情報の内容・閲覧可能性を確保する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0076

貸金業法上の顧客保護 > 契約前説明・書面交付による保護 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「契約前総合」を確認したところ、「契約を急がせるため金利と返済条件を説明しない。」との処理と「借入額、実質年率、返済方法、返済総額の見通し、遅延時の影響等を分かりやすく説明し、法定書面を適時に交付する。」との処理が併存していた。契約前説明・書面交付による保護として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「契約を急がせるため金利と返済条件を説明しない。」と判断する。判断根拠：周囲の利用状況は契約条件の説明にならない。
イ．「「みんな借りている」とだけ説明して署名を求める。」と判断する。判断根拠：理解を確認し質問に対応する態勢が重要である。
ウ．「顧客が理解できていなくても質問を打ち切る。」と判断する。判断根拠：重要事項を隠すことは不適切である。
エ．「借入額、実質年率、返済方法、返済総額の見通し、遅延時の影響等を分かりやすく説明し、法定書面を適時に交付する。」と判断する。判断根拠：資金需要者の十分な理解を得るため、重要条件・リスクの実質的な説明と法定書面交付が必要である。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「契約を急がせるため金利と返済条件を説明しない。」は不適切である。重要事項を隠すことは不適切である。
イ：この選択肢の結論「「みんな借りている」とだけ説明して署名を求める。」は不適切である。周囲の利用状況は契約条件の説明にならない。
ウ：この選択肢の結論「顧客が理解できていなくても質問を打ち切る。」は不適切である。理解を確認し質問に対応する態勢が重要である。
エ：結論と根拠がともに適切である。資金需要者の十分な理解を得るため、重要条件・リスクの実質的な説明と法定書面交付が必要である。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。資金需要者の十分な理解を得るため、重要条件・リスクの実質的な説明と法定書面交付が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0077

貸金業法上の顧客保護 > 広告・勧誘における顧客保護 | 難易度：標準

広告・勧誘における顧客保護の判断理由をレビューする。資料には「登録番号を法令に従い表示する。」と「実際より著しく有利な貸付条件であるかのように誤認させる表示」の2案がある。論点「誇大広告等の禁止を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「実際より著しく有利な貸付条件であるかのように誤認させる表示」。根拠は、貸金業法は虚偽・誇大な広告等により資金需要者等を誤認させることを規制する。
- イ．結論は「実際の利率を正確に表示する。」。根拠は、登録情報の適正表示は重要である。
- ウ．結論は「登録番号を法令に従い表示する。」。根拠は、返済条件の明瞭化は顧客判断に資する。
- エ．結論は「返済条件を明瞭に表示する。」。根拠は、正確な利率表示は適切である。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。貸金業法は虚偽・誇大な広告等により資金需要者等を誤認させることを規制する。
 - イ：この選択肢の結論「実際の利率を正確に表示する。」は不適切である。正確な利率表示は適切である。
 - ウ：この選択肢の結論「登録番号を法令に従い表示する。」は不適切である。登録情報の適正表示は重要である。
 - エ：この選択肢の結論「返済条件を明瞭に表示する。」は不適切である。返済条件の明瞭化は顧客判断に資する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法は虚偽・誇大な広告等により資金需要者等を誤認させることを規制する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0078

貸金業法上の顧客保護 > 広告・勧誘における顧客保護 | 難易度：標準

新人研修で「返済計画の重要性を示す表示」との理解が示され、比較案として「審査を行う旨を正確に説明する表示」と「審査なし・誰でも必ず借りられる」など借入れの容易さを過度に強調する表示」も提示された。論点「借入容易性の過度な強調を判断する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「審査を行う旨を正確に説明する表示」へ改める。理由は、金利の明瞭表示は顧客保護に資する。
- イ．記載を「審査なし・誰でも必ず借りられる」など借入れの容易さを過度に強調する表示」へ改める。理由は、監督指針は借入れの容易さを過度に強調し借入意欲をそそる表示を問題としている。
- ウ．記載を「実質年率を明瞭に示す表示」へ改める。理由は、返済計画の注意喚起は適切である。
- エ．記載を「返済計画の重要性を示す表示」へ改める。理由は、返済能力審査の説明は適切である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「審査を行う旨を正確に説明する表示」は不適切である。返済能力審査の説明は適切である。
 - イ：結論と根拠がともに適切である。監督指針は借入れの容易さを過度に強調し借入意欲をそそる表示を問題としている。
 - ウ：この選択肢の結論「実質年率を明瞭に示す表示」は不適切である。金利の明瞭表示は顧客保護に資する。
 - エ：この選択肢の結論「返済計画の重要性を示す表示」は不適切である。返済計画の注意喚起は適切である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針は借入れの容易さを過度に強調し借入意欲をそそる表示を問題としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0079

貸金業法上の顧客保護 > 広告・勧誘における顧客保護 | 難易度：応用

広告・勧誘における顧客保護の検討で、担当者Aは「貸付条件についての広告として、法令上の表示規制を受ける。」、担当者Bは「条件を一項目だけなら広告規制は一切適用されない。」と説明した。論点「貸付条件広告の範囲を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「条件を一項目だけなら広告規制は一切適用されない。」。根拠は、インターネットも広告媒体である。
イ．結論は「インターネット表示なら貸付条件広告にならない。」。根拠は、SNSも表示内容により広告となり得る。
ウ．結論は「貸付条件についての広告として、法令上の表示規制を受ける。」。根拠は、監督指針は具体的な貸付条件を一つでも表示する広告を貸付条件広告として扱う。
エ．結論は「SNSなら貸金業法の広告規制は常に適用されない。」。根拠は、一項目でも規制対象となり得る。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「条件を一項目だけなら広告規制は一切適用されない。」は不適切である。一項目でも規制対象となり得る。
イ：この選択肢の結論「インターネット表示なら貸付条件広告にならない。」は不適切である。インターネットも広告媒体である。
ウ：結論と根拠がともに適切である。監督指針は具体的な貸付条件を一つでも表示する広告を貸付条件広告として扱う。
エ：この選択肢の結論「SNSなら貸金業法の広告規制は常に適用されない。」は不適切である。SNSも表示内容により広告となり得る。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針は具体的な貸付条件を一つでも表示する広告を貸付条件広告として扱う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0080

貸金業法上の顧客保護 > 広告・勧誘における顧客保護 | 難易度：応用

内部研修資料には「紙のチラシだけが広告である。」との記載があり、別担当者から「インターネット上の表示も広告に該当し得る。」との指摘があった。広告・勧誘における顧客保護の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「テレビ広告だけが規制対象である。」へ改める。理由は、紙媒体だけでもない。
イ．記載を「紙のチラシだけが広告である。」へ改める。理由は、ウェブ表示も対象となり得る。
ウ．記載を「ウェブサイトは一般消費者が見る媒体でも広告にならない。」へ改める。理由は、媒体はテレビに限定されない。
エ．記載を「インターネット上の表示も広告に該当し得る。」へ改める。理由は、監督指針はテレビ、新聞、看板、チラシ、インターネット上の表示等を広告の例として挙げる。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「テレビ広告だけが規制対象である。」は不適切である。媒体はテレビに限定されない。
イ：この選択肢の結論「紙のチラシだけが広告である。」は不適切である。紙媒体だけでもない。
ウ：この選択肢の結論「ウェブサイトは一般消費者が見る媒体でも広告にならない。」は不適切である。ウェブ表示も対象となり得る。
エ：結論と根拠がともに適切である。監督指針はテレビ、新聞、看板、チラシ、インターネット上の表示等を広告の例として挙げる。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針はテレビ、新聞、看板、チラシ、インターネット上の表示等を広告の例として挙げる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0081

貸金業法上の顧客保護 > 広告・勧誘における顧客保護 | 難易度：基礎

広告・勧誘における顧客保護について、「ダイレクトメールや電子メールの送信」と「行政庁への届出書だけ」という2つの見解が示された。学習目標「電子メールによる勧誘を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「ダイレクトメールや電子メールの送信」と判断する。判断根拠：監督指針は多数者に対する同様内容の勧誘としてDMや電子メールを例示する。

イ．「社内会議の議事録だけ」と判断する。判断根拠：給与明細は広告・勧誘媒体ではない。

ウ．「従業員給与明細だけ」と判断する。判断根拠：行政届出は顧客勧誘ではない。

エ．「行政庁への届出書だけ」と判断する。判断根拠：社内文書は顧客勧誘ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。監督指針は多数者に対する同様内容の勧誘としてDMや電子メールを例示する。

イ：この選択肢の結論「社内会議の議事録だけ」は不適切である。社内文書は顧客勧誘ではない。

ウ：この選択肢の結論「従業員給与明細だけ」は不適切である。給与明細は広告・勧誘媒体ではない。

エ：この選択肢の結論「行政庁への届出書だけ」は不適切である。行政届出は顧客勧誘ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針は多数者に対する同様内容の勧誘としてDMや電子メールを例示する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0082

貸金業法上の顧客保護 > 広告・勧誘における顧客保護 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「勧誘拒否」を確認したところ、「担当者を替えれば直ちに同じ勧誘を再開する。」との処理と「拒否意思を適切に記録・共有し、法令・社内ルールに従って勧誘を継続しない。」との処理が併存していた。広告・勧誘における顧客保護として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「担当者を替えれば直ちに同じ勧誘を再開する。」と判断する。判断根拠：回数を限定すればよい制度ではない。

イ．「拒否意思を適切に記録・共有し、法令・社内ルールに従って勧誘を継続しない。」と判断する。判断根拠：顧客の勧誘拒否意思を正確に把握・記録し、組織的に管理することが適切な勧誘態勢に必要である。

ウ．「毎日1回なら拒否意思を無視してよい。」と判断する。判断根拠：口頭の明確な意思表示も適切に取り扱う。

エ．「口頭での拒否は必ず無視する。」と判断する。判断根拠：担当者変更で拒否意思は消えない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「担当者を替えれば直ちに同じ勧誘を再開する。」は不適切である。担当者変更で拒否意思は消えない。

イ：結論と根拠がともに適切である。顧客の勧誘拒否意思を正確に把握・記録し、組織的に管理することが適切な勧誘態勢に必要である。

ウ：この選択肢の結論「毎日1回なら拒否意思を無視してよい。」は不適切である。回数を限定すればよい制度ではない。

エ：この選択肢の結論「口頭での拒否は必ず無視する。」は不適切である。口頭の明確な意思表示も適切に取り扱う。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。顧客の勧誘拒否意思を正確に把握・記録し、組織的に管理することが適切な勧誘態勢に必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0083

貸金業法上の顧客保護 > 広告・勧誘における顧客保護 | 難易度：基礎

広告・勧誘における顧客保護の判断理由をレビューする。資料には「顧客の資金需要は勧誘時に考慮してはならない。」と「顧客の資金需要を超える借入を促し、借入意欲を不当に高める勧誘として問題となり得る。」の2案がある。論点「過剰な借入を促す勧誘を判断する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「貸付限度額がある以上、最大額を借りさせるのが法的義務である。」。根拠は、資金需要の確認は重要である。
- イ．結論は「顧客の資金需要は勧誘時に考慮してはならない。」。根拠は、過大な借入れは多重債務リスクを高め得る。
- ウ．結論は「顧客の資金需要を超える借入を促し、借入意欲を不当に高める勧誘として問題となり得る。」。根拠は、勧誘では顧客の資金需要・返済能力を踏まえ、必要以上の借入れをあおらないことが重要である。
- エ．結論は「貸付額が大きいほど顧客保護になる。」。根拠は、最大額貸付けの義務はない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「貸付限度額がある以上、最大額を借りさせるのが法的義務である。」は不適切である。最大額貸付けの義務はない。
- イ：この選択肢の結論「顧客の資金需要は勧誘時に考慮してはならない。」は不適切である。資金需要の確認は重要である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。勧誘では顧客の資金需要・返済能力を踏まえ、必要以上の借入れをあおらないことが重要である。
- エ：この選択肢の結論「貸付額が大きいほど顧客保護になる。」は不適切である。過大な借入れは多重債務リスクを高め得る。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。勧誘では顧客の資金需要・返済能力を踏まえ、必要以上の借入れをあおらないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0084

貸金業法上の顧客保護 > 広告・勧誘における顧客保護 | 難易度：標準

新人研修で「苦情が多い広告ほど無審査で継続する。」との理解が示され、比較案として「営業担当者の判断だけに任せる。」と「広告に関する社内規則を定め、公開前後の審査・研修・モニタリングを行う。」も提示された。論点「広告の社内審査態勢を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「営業担当者の判断だけに任せる。」へ改める。理由は、法令・制度変更への対応が必要である。
- イ．記載を「法令改正があっても広告を見直さない。」へ改める。理由は、苦情は見直しの重要情報である。
- ウ．記載を「苦情が多い広告ほど無審査で継続する。」へ改める。理由は、属人的運用だけでは不十分である。
- エ．記載を「広告に関する社内規則を定め、公開前後の審査・研修・モニタリングを行う。」へ改める。理由は、監督指針は広告の社内規則、研修、適切な取扱い態勢を重視する。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「営業担当者の判断だけに任せる。」は不適切である。属人的運用だけでは不十分である。
- イ：この選択肢の結論「法令改正があっても広告を見直さない。」は不適切である。法令・制度変更への対応が必要である。
- ウ：この選択肢の結論「苦情が多い広告ほど無審査で継続する。」は不適切である。苦情は見直しの重要情報である。
- エ：結論と根拠がともに適切である。監督指針は広告の社内規則、研修、適切な取扱い態勢を重視する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針は広告の社内規則、研修、適切な取扱い態勢を重視する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0085

貸金業法上の顧客保護 > 広告・勧誘における顧客保護 | 難易度：標準

広告・勧誘における顧客保護の検討で、担当者Aは「委託先の表示・勧誘も法令等に適合するよう、契約・審査・モニタリング等で管理する。」、担当者Bは「外部委託すれば貸金業者は広告内容を確認しなくてよい。」と説明した。論点「外部委託広告の管理を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「委託先の表示・勧誘も法令等に適合するよう、契約・審査・モニタリング等で管理する。」。根拠は、外部委託しても顧客保護・法令遵守のため適切な委託先管理が必要である。
- イ．結論は「外部委託すれば貸金業者は広告内容を確認しなくてよい。」。根拠は、委託先の不適切表示も放置できない。
- ウ．結論は「委託先なら誇大表示をしても問題ない。」。根拠は、苦情・問題事象の把握が必要である。
- エ．結論は「苦情が委託先に関するものなら記録しない。」。根拠は、委託で責任ある管理が不要になるわけではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。外部委託しても顧客保護・法令遵守のため適切な委託先管理が必要である。
- イ：この選択肢の結論「外部委託すれば貸金業者は広告内容を確認しなくてよい。」は不適切である。委託で責任ある管理が不要になるわけではない。
- ウ：この選択肢の結論「委託先なら誇大表示をしても問題ない。」は不適切である。委託先の不適切表示も放置できない。
- エ：この選択肢の結論「苦情が委託先に関するものなら記録しない。」は不適切である。苦情・問題事象の把握が必要である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。外部委託しても顧客保護・法令遵守のため適切な委託先管理が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0086

貸金業法上の顧客保護 > 広告・勧誘における顧客保護 | 難易度：標準

- 内部研修資料には「返済条件を隠し、最大限度額を借りよう迫る。」との記載があり、別担当者から「金利・返済条件等を正確に表示し、審査があることを示し、顧客の資金需要と勧誘拒否意思を尊重する。」との指摘があった。広告・勧誘における顧客保護の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。
- ア．記載を「絶対融資・審査なし」と表示し拒否後も勧誘を続ける。」へ改める。理由は、重要条件を隠し過大借入を促すのは不適切である。
- イ．記載を「金利・返済条件等を正確に表示し、審査があることを示し、顧客の資金需要と勧誘拒否意思を尊重する。」へ改める。理由は、適正な広告・勧誘では正確な情報提供、過度な借入誘引の防止、顧客意思の尊重が必要である。
- ウ．記載を「返済条件を隠し、最大限度額を借りよう迫る。」へ改める。理由は、虚偽の金利広告は許されない。
- エ．記載を「実際より低い金利を表示し契約時にだけ訂正する。」へ改める。理由は、借入容易性の過度な強調と拒否無視は不適切である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「絶対融資・審査なし」と表示し拒否後も勧誘を続ける。」は不適切である。借入容易性の過度な強調と拒否無視は不適切である。
- イ：結論と根拠がともに適切である。適正な広告・勧誘では正確な情報提供、過度な借入誘引の防止、顧客意思の尊重が必要である。
- ウ：この選択肢の結論「返済条件を隠し、最大限度額を借りよう迫る。」は不適切である。重要条件を隠し過大借入を促すのは不適切である。
- エ：この選択肢の結論「実際より低い金利を表示し契約時にだけ訂正する。」は不適切である。虚偽の金利広告は許されない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。適正な広告・勧誘では正確な情報提供、過度な借入誘引の防止、顧客意思の尊重が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0087

貸金業法上の顧客保護 > 取立て・債権管理における顧客保護 | 難易度：標準

取立て・債権管理における顧客保護について、「午後9時から午前8時まで」と「午前8時から午後9時までの全時間帯」という2つの見解が示された。学習目標「取立ての禁止時間帯を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「午前10時から正午まで」と判断する。判断根拠：午後1時から3時が法定禁止時間帯ではない。
- イ．「午後1時から午後3時まで」と判断する。判断根拠：午前8時から午後9時は時間帯だけで一律禁止されるものではない。
- ウ．「午後9時から午前8時まで」と判断する。判断根拠：貸金業法21条・施行規則は、正当な理由のない午後9時から午前8時までの取立て連絡等を規制する。
- エ．「午前8時から午後9時までの全時間帯」と判断する。判断根拠：通常の日中時間帯を一律禁止する制度ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「午前10時から正午まで」は不適切である。通常の日中時間帯を一律禁止する制度ではない。
 - イ：この選択肢の結論「午後1時から午後3時まで」は不適切である。午後1時から3時が法定禁止時間帯ではない。
 - ウ：結論と根拠がともに適切である。貸金業法21条・施行規則は、正当な理由のない午後9時から午前8時までの取立て連絡等を規制する。
 - エ：この選択肢の結論「午前8時から午後9時までの全時間帯」は不適切である。午前8時から午後9時は時間帯だけで一律禁止されるものではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法21条・施行規則は、正当な理由のない午後9時から午前8時までの取立て連絡等を規制する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0088

貸金業法上の顧客保護 > 取立て・債権管理における顧客保護 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「勤務先連絡」を確認したところ、「勤務先なら回数を問わず自由に連絡できる。」との処理と「債務者の業務の平穩を害する取立てとして問題となり得る。」との処理が併存していた。取立て・債権管理における顧客保護として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「勤務先なら回数を問わず自由に連絡できる。」と判断する。判断根拠：取立規制の対象となる。
- イ．「勤務先への連絡は貸金業法の取立規制対象外である。」と判断する。判断根拠：第三者への債務情報開示にも問題がある。
- ウ．「同僚へ債務額を知らせることが推奨される。」と判断する。判断根拠：勤務先でも無制限ではない。
- エ．「債務者の業務の平穩を害する取立てとして問題となり得る。」と判断する。判断根拠：正当な理由のない勤務先への反復連絡は、私生活・業務の平穩を害する行為として規制対象となり得る。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「勤務先なら回数を問わず自由に連絡できる。」は不適切である。勤務先でも無制限ではない。
 - イ：この選択肢の結論「勤務先への連絡は貸金業法の取立規制対象外である。」は不適切である。取立規制の対象となる。
 - ウ：この選択肢の結論「同僚へ債務額を知らせることが推奨される。」は不適切である。第三者への債務情報開示にも問題がある。
 - エ：結論と根拠がともに適切である。正当な理由のない勤務先への反復連絡は、私生活・業務の平穩を害する行為として規制対象となり得る。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。正当な理由のない勤務先への反復連絡は、私生活・業務の平穩を害する行為として規制対象となり得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0089

貸金業法上の顧客保護 > 取立て・債権管理における顧客保護 | 難易度：応用

取立て・債権管理における顧客保護の判断理由をレビューする。資料には「昼間なら威迫行為は常に適法である。」と「人を威迫し私生活等の平穏を害する取立てとして禁止される。」の2案がある。論点「威迫的な取立てを理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「人を威迫し私生活等の平穏を害する取立てとして禁止される。」。根拠は、取立てでは大声・乱暴な言動等による威迫が規制される。
- イ．結論は「債権が存在すればどのような威迫も許される。」。根拠は、時間帯とは別に威迫行為自体が問題となる。
- ウ．結論は「昼間なら威迫行為は常に適法である。」。根拠は、延滞後も各種法令が適用される。
- エ．結論は「返済期限後は刑法・貸金業法の規制がなくなる。」。根拠は、債権回収にも方法上の法的制限がある。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。取立てでは大声・乱暴な言動等による威迫が規制される。
 - イ：この選択肢の結論「債権が存在すればどのような威迫も許される。」は不適切である。債権回収にも方法上の法的制限がある。
 - ウ：この選択肢の結論「昼間なら威迫行為は常に適法である。」は不適切である。時間帯とは別に威迫行為自体が問題となる。
 - エ：この選択肢の結論「返済期限後は刑法・貸金業法の規制がなくなる。」は不適切である。延滞後も各種法令が適用される。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。取立てでは大声・乱暴な言動等による威迫が規制される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0090

貸金業法上の顧客保護 > 取立て・債権管理における顧客保護 | 難易度：応用

新人研修で「第三者への弁済要求に貸金業法上の制限はない。」との理解が示され、比較案として「親族なら当然に全額支払義務がある。」と「法律上支払義務のない第三者にみだりに弁済を要求する行為として問題となる。」も提示された。論点「支払義務のない第三者への要求を判断する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「親族なら当然に全額支払義務がある。」へ改める。理由は、同居だけで保証人にはならない。
- イ．記載を「法律上支払義務のない第三者にみだりに弁済を要求する行為として問題となる。」へ改める。理由は、貸金業法は支払義務のない者へのみだりな弁済要求を規制する。
- ウ．記載を「同居していれば自動的に保証人となる。」へ改める。理由は、第三者保護の規定がある。
- エ．記載を「第三者への弁済要求に貸金業法上の制限はない。」へ改める。理由は、親族関係だけで保証債務は生じない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「親族なら当然に全額支払義務がある。」は不適切である。親族関係だけで保証債務は生じない。
 - イ：結論と根拠がともに適切である。貸金業法は支払義務のない者へのみだりな弁済要求を規制する。
 - ウ：この選択肢の結論「同居していれば自動的に保証人となる。」は不適切である。同居だけで保証人にはならない。
 - エ：この選択肢の結論「第三者への弁済要求に貸金業法上の制限はない。」は不適切である。第三者保護の規定がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法は支払義務のない者へのみだりな弁済要求を規制する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0091

貸金業法上の顧客保護 > 取立て・債権管理における顧客保護 | 難易度：基礎

取立て・債権管理における顧客保護の検討で、担当者Aは「借入事実等をあからさまにし、債務者の平穩・プライバシーを害する行為として問題となる。」、担当者Bは「債権者なら自由に掲示できる。」と説明した。論点「債務情報の公表を判断する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「債権者なら自由に掲示できる。」。根拠は、金額の有無だけで決まらない。
- イ．結論は「金額を書かなければ必ず適法である。」。根拠は、時間帯とは別にプライバシー侵害が問題となる。
- ウ．結論は「借入事実等をあからさまにし、債務者の平穩・プライバシーを害する行為として問題となる。」。根拠は、張り紙等で借入事実を第三者に明らかにする取立ては顧客の平穩を害し規制対象となり得る。
- エ．結論は「昼間の掲示ならプライバシーは問題にならない。」。根拠は、債権の存在で公表が自由になるわけではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「債権者なら自由に掲示できる。」は不適切である。債権の存在で公表が自由になるわけではない。
- イ：この選択肢の結論「金額を書かなければ必ず適法である。」は不適切である。金額の有無だけで決まらない。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。張り紙等で借入事実を第三者に明らかにする取立ては顧客の平穩を害し規制対象となり得る。
- エ：この選択肢の結論「昼間の掲示ならプライバシーは問題にならない。」は不適切である。時間帯とは別にプライバシー侵害が問題となる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。張り紙等で借入事実を第三者に明らかにする取立ては顧客の平穩を害し規制対象となり得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0092

貸金業法上の顧客保護 > 取立て・債権管理における顧客保護 | 難易度：基礎

内部研修資料には「顧客の多重債務化は取立て時に考慮する必要がある。」との記載があり、別担当者から「不適切な取立てとして規制対象となり得る。」との指摘があった。取立て・債権管理における顧客保護の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「返済を受けるためなら他社借入を強要するのが適切である。」へ改める。理由は、顧客保護を考慮する必要がある。
- イ．記載を「顧客の多重債務化は取立て時に考慮する必要がある。」へ改める。理由は、私法上も行政上もそのような命令権はない。
- ウ．記載を「貸金業者は他社からの借入を命令する権限を持つ。」へ改める。理由は、多重債務を助長するおそれがある。
- エ．記載を「不適切な取立てとして規制対象となり得る。」へ改める。理由は、他から借入れ等をして弁済することを要求する行為は取立規制上問題となる。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「返済を受けるためなら他社借入を強要するのが適切である。」は不適切である。多重債務を助長するおそれがある。
- イ：この選択肢の結論「顧客の多重債務化は取立て時に考慮する必要がある。」は不適切である。顧客保護を考慮する必要がある。
- ウ：この選択肢の結論「貸金業者は他社からの借入を命令する権限を持つ。」は不適切である。私法上も行政上もそのような命令権はない。
- エ：結論と根拠がともに適切である。他から借入れ等をして弁済することを要求する行為は取立規制上問題となる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。他から借入れ等をして弁済することを要求する行為は取立規制上問題となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0093

貸金業法上の顧客保護 > 取立て・債権管理における顧客保護 | 難易度：基礎

取立て・債権管理における顧客保護について、「法令上の例外を除き、正当な理由なく債務者本人への直接の支払請求を続けない。」と「受任通知には取立て上の意味が一切ない。」という2つの見解が示された。学習目標「弁護士等介入後の直接請求を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「法令上の例外を除き、正当な理由なく債務者本人への直接の支払請求を続けない。」と判断する。判断根拠：弁護士等から受任通知を受けた後の本人への直接取立ては貸金業法21条で厳しく制限される。

イ．「通知を無視して本人へ毎日深夜電話する。」と判断する。判断根拠：支払義務のない家族への要求も不適切である。

ウ．「弁護士介入後は家族に代わりに払うよう要求する。」と判断する。判断根拠：受任通知は取立方法を変更すべき重要な情報である。

エ．「受任通知には取立て上の意味が一切ない。」と判断する。判断根拠：直接請求を続けることは問題となる。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。弁護士等から受任通知を受けた後の本人への直接取立ては貸金業法21条で厳しく制限される。

イ：この選択肢の結論「通知を無視して本人へ毎日深夜電話する。」は不適切である。直接請求を続けることは問題となる。

ウ：この選択肢の結論「弁護士介入後は家族に代わりに払うよう要求する。」は不適切である。支払義務のない家族への要求も不適切である。

エ：この選択肢の結論「受任通知には取立て上の意味が一切ない。」は不適切である。受任通知は取立方法を変更すべき重要な情報である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。弁護士等から受任通知を受けた後の本人への直接取立ては貸金業法21条で厳しく制限される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0094

貸金業法上の顧客保護 > 取立て・債権管理における顧客保護 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「反復連絡」を確認したところ、「午前8時から午後9時なら回数無制限で必ず適法である。」との処理と「時間帯が形式上適切でも、反復継続の程度により平穩を害する取立てとして問題となり得る。」との処理が併存していた。取立て・債権管理における顧客保護として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「午前8時から午後9時なら回数無制限で必ず適法である。」と判断する。判断根拠：方法全体を考慮する。

イ．「時間帯が形式上適切でも、反復継続の程度により平穩を害する取立てとして問題となり得る。」と判断する。判断根拠：取立行為の適法性は時間帯だけでなく、頻度・態様・平穩侵害の程度を個別に判断する。

ウ．「取立規制は時間帯しか考慮しない。」と判断する。判断根拠：一律100回という安全基準はない。

エ．「1日100回までなら法律上必ず許される。」と判断する。判断根拠：日中でも無制限連絡は許されない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「午前8時から午後9時なら回数無制限で必ず適法である。」は不適切である。日中でも無制限連絡は許されない。

イ：結論と根拠がともに適切である。取立行為の適法性は時間帯だけでなく、頻度・態様・平穩侵害の程度を個別に判断する。

ウ：この選択肢の結論「取立規制は時間帯しか考慮しない。」は不適切である。方法全体を考慮する。

エ：この選択肢の結論「1日100回までなら法律上必ず許される。」は不適切である。一律100回という安全基準はない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。取立行為の適法性は時間帯だけでなく、頻度・態様・平穩侵害の程度を個別に判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0095

貸金業法上の顧客保護 > 取立て・債権管理における顧客保護 | 難易度：標準

取立て・債権管理における顧客保護の判断理由をレビューする。資料には「担当者の記憶だけに頼り記録を残さない。」と「担当者との交渉経過を正確に記録し、内部管理部門が事後検証できるようにする。」の2案がある。論点「交渉経過の記録を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「不適切な発言は記録から削除する。」。根拠は、検証可能な記録が必要である。

イ．結論は「担当者の記憶だけに頼り記録を残さない。」。根拠は、苦情時の検証にも記録が重要である。

ウ．結論は「担当者との交渉経過を正確に記録し、内部管理部門が事後検証できるようにする。」。根拠は、監督指針は交渉経過の記録、内部管理部門による確認・ヒアリング等を重視する。

エ．結論は「苦情が発生しても取立記録を確認しない。」。根拠は、事実を隠す記録は不適切である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「不適切な発言は記録から削除する。」は不適切である。事実を隠す記録は不適切である。

イ：この選択肢の結論「担当者の記憶だけに頼り記録を残さない。」は不適切である。検証可能な記録が必要である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。監督指針は交渉経過の記録、内部管理部門による確認・ヒアリング等を重視する。

エ：この選択肢の結論「苦情が発生しても取立記録を確認しない。」は不適切である。苦情時の検証にも記録が重要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針は交渉経過の記録、内部管理部門による確認・ヒアリング等を重視する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0096

貸金業法上の顧客保護 > 取立て・債権管理における顧客保護 | 難易度：標準

新人研修で「第三者からの支払は帳簿に記録してはならない。」との理解が示され、比較案として「誰が支払ったか記録しない。」と「返済者と債務者との関係や返済に至った経緯等を確認し、正確に記録する。」も提示された。論点「第三者弁済の経緯記録を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「誰が支払ったか記録しない。」へ改める。理由は、事実と異なる記録は不適切である。

イ．記載を「債務者本人が支払ったこと」に書き換える。」へ改める。理由は、取引経過として記録する必要がある。

ウ．記載を「第三者からの支払は帳簿に記録してはならない。」へ改める。理由は、返済者の特定は重要である。

エ．記載を「返済者と債務者との関係や返済に至った経緯等を確認し、正確に記録する。」へ改める。理由は、第三者弁済では、支払義務のない者への不当要求がなかったか等を検証できるよう経緯を正確に記録することが重要である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「誰が支払ったか記録しない。」は不適切である。返済者の特定は重要である。

イ：この選択肢の結論「債務者本人が支払ったこと」に書き換える。」は不適切である。事実と異なる記録は不適切である。

ウ：この選択肢の結論「第三者からの支払は帳簿に記録してはならない。」は不適切である。取引経過として記録する必要がある。

エ：結論と根拠がともに適切である。第三者弁済では、支払義務のない者への不当要求がなかったか等を検証できるよう経緯を正確に記録することが重要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。第三者弁済では、支払義務のない者への不当要求がなかったか等を検証できるよう経緯を正確に記録することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0097

貸金業法上の顧客保護 > 取立て・債権管理における顧客保護 | 難易度：標準

取立て・債権管理における顧客保護の検討で、担当者Aは「交渉記録の確認や担当者へのヒアリングに加え、必要に応じ録音等を確認する。」、担当者Bは「担当者の自己申告だけを無条件に信じ、他の確認を禁止する。」と説明した。論点「取立ての内部監査を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「交渉記録の確認や担当者へのヒアリングに加え、必要に応じ録音等を確認する。」。根拠は、監督指針は記録確認、ヒアリング、必要に応じ録音確認等による実態把握・検証態勢を例示する。

イ．結論は「担当者の自己申告だけを無条件に信じ、他の確認を禁止する。」。根拠は、苦情時には事実確認が重要である。

ウ．結論は「苦情があっても録音や記録を確認しない。」。根拠は、問題発見時は改善につなげる必要がある。

エ．結論は「不適切な取立てが判明しても社内規則を見直さない。」。根拠は、多面的な検証が必要である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。監督指針は記録確認、ヒアリング、必要に応じ録音確認等による実態把握・検証態勢を例示する。

イ：この選択肢の結論「担当者の自己申告だけを無条件に信じ、他の確認を禁止する。」は不適切である。多面的な検証が必要である。

ウ：この選択肢の結論「苦情があっても録音や記録を確認しない。」は不適切である。苦情時には事実確認が重要である。

エ：この選択肢の結論「不適切な取立てが判明しても社内規則を見直さない。」は不適切である。問題発見時は改善につなげる必要がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。監督指針は記録確認、ヒアリング、必要に応じ録音確認等による実態把握・検証態勢を例示する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0098

貸金業法上の顧客保護 > 取立て・債権管理における顧客保護 | 難易度：標準

内部研修資料には「勤務先へ何十回も電話し、同僚に借入事実を伝える。」との記載があり、別担当者から「適切な時間・方法で連絡し、威迫や第三者への不当要求を避け、交渉経過を記録し、必要な相談対応を組織的に行う。」との指摘があった。取立て・債権管理における顧客保護の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「午後11時に家族へ債務額を知らせて支払を迫る。」へ改める。理由は、反復連絡と債務情報開示が不適切である。

イ．記載を「適切な時間・方法で連絡し、威迫や第三者への不当要求を避け、交渉経過を記録し、必要な相談対応を組織的に行う。」へ改める。理由は、顧客保護に沿う取立てでは、時間・態様・プライバシー・第三者保護・記録を総合的に管理する必要がある。

ウ．記載を「勤務先へ何十回も電話し、同僚に借入事実を伝える。」へ改める。理由は、借換え強要と記録不備が問題である。

エ．記載を「他社借入れを強要し、記録を残さない。」へ改める。理由は、時間規制、第三者保護、プライバシーのいずれにも問題がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「午後11時に家族へ債務額を知らせて支払を迫る。」は不適切である。時間規制、第三者保護、プライバシーのいずれにも問題がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。顧客保護に沿う取立てでは、時間・態様・プライバシー・第三者保護・記録を総合的に管理する必要がある。

ウ：この選択肢の結論「勤務先へ何十回も電話し、同僚に借入事実を伝える。」は不適切である。反復連絡と債務情報開示が不適切である。

エ：この選択肢の結論「他社借入れを強要し、記録を残さない。」は不適切である。借換え強要と記録不備が問題である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。顧客保護に沿う取立てでは、時間・態様・プライバシー・第三者保護・記録を総合的に管理する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0099

相談・紛争解決 > 苦情処理・紛争解決（ADR） | 難易度：基礎

苦情処理・紛争解決（ADR）について、「利用を検討している貸金業者が登録業者か確認したいという相談」と「刑事事件の有罪判決を求める告訴」という2つの見解が示された。学習目標「一般相談と苦情処理を区別する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「貸金業者との具体的な紛争について和解案の提示を求める申立て」と判断する。判断根拠：確定判決の取消しは同センターの一般相談手続ではない。

イ．「確定判決の取消しを求める申立て」と判断する。判断根拠：刑事裁判の有罪判決を行う機関ではない。

ウ．「利用を検討している貸金業者が登録業者か確認したいという相談」と判断する。判断根拠：同センターの一般相談では、登録業者かどうかの確認や契約内容の疑問、ヤミ金融への対処などについて助言を行う。

エ．「刑事事件の有罪判決を求める告訴」と判断する。判断根拠：和解案提示は紛争解決手続の領域である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「貸金業者との具体的な紛争について和解案の提示を求める申立て」は不適切である。和解案提示は紛争解決手続の領域である。

イ：この選択肢の結論「確定判決の取消しを求める申立て」は不適切である。確定判決の取消しは同センターの一般相談手続ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。同センターの一般相談では、登録業者かどうかの確認や契約内容の疑問、ヤミ金融への対処などについて助言を行う。

エ：この選択肢の結論「刑事事件の有罪判決を求める告訴」は不適切である。刑事裁判の有罪判決を行う機関ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。同センターの一般相談では、登録業者かどうかの確認や契約内容の疑問、ヤミ金融への対処などについて助言を行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0100

相談・紛争解決 > 苦情処理・紛争解決（ADR） | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「苦情処理」を確認したところ、「苦情があれば直ちに裁判所へ移送して判決を出す。」との処理と「契約者等から不満足の表明を受け、事実確認や貸金業者との調整を通じて解決を図る。」との処理が併存していた。苦情処理・紛争解決（ADR）として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「苦情があれば直ちに裁判所へ移送して判決を出す。」と判断する。判断根拠：双方の事実関係を踏まえる必要がある。

イ．「貸金業者の説明を一切聞かず申立人の主張だけで結論を出す。」と判断する。判断根拠：貸金業者への通知・調整を行う仕組みである。

ウ．「苦情処理では貸金業者へ内容を伝えてはならない。」と判断する。判断根拠：裁判手続とは別である。

エ．「契約者等から不満足 of 表明を受け、事実確認や貸金業者との調整を通じて解決を図る。」と判断する。判断根拠：苦情処理では苦情内容・事実関係を確認し、必要に応じて貸金業者には是正・改善を求めるなどして解決を図る。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「苦情があれば直ちに裁判所へ移送して判決を出す。」は不適切である。裁判手続とは別である。

イ：この選択肢の結論「貸金業者の説明を一切聞かず申立人の主張だけで結論を出す。」は不適切である。双方の事実関係を踏まえる必要がある。

ウ：この選択肢の結論「苦情処理では貸金業者へ内容を伝えてはならない。」は不適切である。貸金業者への通知・調整を行う仕組みである。

エ：結論と根拠がともに適切である。苦情処理では苦情内容・事実関係を確認し、必要に応じて貸金業者には是正・改善を求めるなどして解決を図る。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。苦情処理では苦情内容・事実関係を確認し、必要に応じて貸金業者には是正・改善を求めるなどして解決を図る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0101

相談・紛争解決 > 苦情処理・紛争解決（ADR） | 難易度：基礎

苦情処理・紛争解決（ADR）の判断理由をレビューする。資料には「解決しなくても自動的に刑事裁判が開始される。」と「所定の要件を満たせば、紛争解決手続（金融ADR）への移行を申し立てることができる。」の2案がある。論点「苦情処理からADRへの移行を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「所定の要件を満たせば、紛争解決手続（金融ADR）への移行を申し立てることができる。」。根拠は、苦情処理で解決しない場合、所定の手続により金融ADRへの移行が可能である。

イ．結論は「苦情処理が不調なら必ず手続は終了し、他の方法は一切使えない。」。根拠は、刑事手続へ自動移行する制度ではない。

ウ．結論は「解決しなくても自動的に刑事裁判が開始される。」。根拠は、登録取消しはADR移行の要件ではない。

エ．結論は「ADRへ進むには貸金業者の登録取消しが必要である。」。根拠は、次段階の紛争解決手続が用意されている。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。苦情処理で解決しない場合、所定の手続により金融ADRへの移行が可能である。

イ：この選択肢の結論「苦情処理が不調なら必ず手続は終了し、他の方法は一切使えない。」は不適切である。次段階の紛争解決手続が用意されている。

ウ：この選択肢の結論「解決しなくても自動的に刑事裁判が開始される。」は不適切である。刑事手続へ自動移行する制度ではない。

エ：この選択肢の結論「ADRへ進むには貸金業者の登録取消しが必要である。」は不適切である。登録取消しはADR移行の要件ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。苦情処理で解決しない場合、所定の手続により金融ADRへの移行が可能である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0102

相談・紛争解決 > 苦情処理・紛争解決（ADR） | 難易度：基礎

新人研修で「行政庁が申立人の代理人となる制度である。」との理解が示され、比較案として「貸金業者が一方的に債務額を決定する手続である。」と「中立・公正な第三者が当事者双方の話し合いを支援し、裁判外で合意による紛争解決を図る手続である。」も提示された。論点「金融ADRの基本を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「貸金業者が一方的に債務額を決定する手続である。」へ改める。理由は、刑事裁判とは異なる。

イ．記載を「中立・公正な第三者が当事者双方の話し合いを支援し、裁判外で合意による紛争解決を図る手続である。」へ改める。理由は、ADRは裁判外紛争解決手続であり、中立・公正な第三者が専門的知見を用いて合意形成を支援する。

ウ．記載を「刑事罰を科すための裁判手続である。」へ改める。理由は、一方当事者の代理制度ではない。

エ．記載を「行政庁が申立人の代理人となる制度である。」へ改める。理由は、一方的決定ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「貸金業者が一方的に債務額を決定する手続である。」は不適切である。一方的決定ではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。ADRは裁判外紛争解決手続であり、中立・公正な第三者が専門的知見を用いて合意形成を支援する。

ウ：この選択肢の結論「刑事罰を科すための裁判手続である。」は不適切である。刑事裁判とは異なる。

エ：この選択肢の結論「行政庁が申立人の代理人となる制度である。」は不適切である。一方当事者の代理制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。ADRは裁判外紛争解決手続であり、中立・公正な第三者が専門的知見を用いて合意形成を支援する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0103

相談・紛争解決 > 苦情処理・紛争解決（ADR） | 難易度：基礎

苦情処理・紛争解決（ADR）の検討で、担当者Aは「中立・公正な立場で事実や意見を聴き、当事者間の交渉を仲介し、和解案を提示する。」、担当者Bは「債務者の財産を自ら差し押さえる。」と説明した。論点「紛争解決委員の役割を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「債務者の財産を自ら差し押さえる。」。根拠は、登録取消しは行政処分である。

イ．結論は「貸金業者の登録を自動的に取り消す。」。根拠は、中立性が必要である。

ウ．結論は「中立・公正な立場で事実や意見を聴き、当事者間の交渉を仲介し、和解案を提示する。」。根拠は、紛争解決委員は中立・公正な立場から紛争解決を支援し、和解案を提示する。

エ．結論は「申立人の代理人として相手方だけを攻撃する。」。根拠は、強制執行は裁判所手続等による。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「債務者の財産を自ら差し押さえる。」は不適切である。強制執行は裁判所手続等による。

イ：この選択肢の結論「貸金業者の登録を自動的に取り消す。」は不適切である。登録取消しは行政処分である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。紛争解決委員は中立・公正な立場から紛争解決を支援し、和解案を提示する。

エ：この選択肢の結論「申立人の代理人として相手方だけを攻撃する。」は不適切である。中立性が必要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。紛争解決委員は中立・公正な立場から紛争解決を支援し、和解案を提示する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0104

相談・紛争解決 > 苦情処理・紛争解決（ADR） | 難易度：基礎

内部研修資料には「貸金業者との紛争でも利用者側からは一切申立てできない。」との記載があり、別担当者から「貸金業務等関連紛争の当事者である契約者等は申立てができる。」との指摘があった。苦情処理・紛争解決（ADR）の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「契約者等は申立てできず国だけが利用できる。」へ改める。理由は、利用者側の申立制度がある。

イ．記載を「貸金業者との紛争でも利用者側からは一切申立てできない。」へ改める。理由は、本人が弁護士資格を有する必要はない。

ウ．記載を「弁護士資格がある本人だけが申立てできる。」へ改める。理由は、契約者等も利用主体である。

エ．記載を「貸金業務等関連紛争の当事者である契約者等は申立てができる。」へ改める。理由は、貸金業務等関連紛争の当事者である契約者等は、所定の要件の下で紛争解決手続を申し立てることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「契約者等は申立てできず国だけが利用できる。」は不適切である。契約者等も利用主体である。

イ：この選択肢の結論「貸金業者との紛争でも利用者側からは一切申立てできない。」は不適切である。利用者側の申立制度がある。

ウ：この選択肢の結論「弁護士資格がある本人だけが申立てできる。」は不適切である。本人が弁護士資格を有する必要はない。

エ：結論と根拠がともに適切である。貸金業務等関連紛争の当事者である契約者等は、所定の要件の下で紛争解決手続を申し立てることができる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業務等関連紛争の当事者である契約者等は、所定の要件の下で紛争解決手続を申し立てることができる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0105

相談・紛争解決 > 苦情処理・紛争解決（ADR） | 難易度：基礎

苦情処理・紛争解決（ADR）について、「双方が和解に合意しない場合、手続が打ち切られることがある。」と「当事者は一切意見を述べるできない。」という2つの見解が示された。学習目標「ADRが強制判決ではないことを理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「双方が和解に合意しない場合、手続が打ち切られることがある。」と判断する。判断根拠：ADRは合意による解決を目指すため、和解に至らない場合には手続が終了することがある。

イ．「申立てれば必ず申立人の希望どおりの結論になる。」と判断する。判断根拠：和解案自体が当然に確定判決と同じになるわけではない。

ウ．「和解案は提示された瞬間に必ず確定判決と同じ強制力を持つ。」と判断する。判断根拠：当事者から事実・意見を聴く手続がある。

エ．「当事者は一切意見を述べるできない。」と判断する。判断根拠：結果を保証する制度ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。ADRは合意による解決を目指すため、和解に至らない場合には手続が終了することがある。

イ：この選択肢の結論「申立てれば必ず申立人の希望どおりの結論になる。」は不適切である。結果を保証する制度ではない。

ウ：この選択肢の結論「和解案は提示された瞬間に必ず確定判決と同じ強制力を持つ。」は不適切である。和解案自体が当然に確定判決と同じになるわけではない。

エ：この選択肢の結論「当事者は一切意見を述べるできない。」は不適切である。当事者から事実・意見を聴く手続がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。ADRは合意による解決を目指すため、和解に至らない場合には手続が終了することがある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0106

相談・紛争解決 > 苦情処理・紛争解決（ADR） | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「費用」を確認したところ、「相談するだけで必ず高額な申立手数料が必要である。」との処理と「相談や苦情処理手続の申立てには手数料がかからない。」との処理が併存していた。苦情処理・紛争解決（ADR）として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「相談するだけで必ず高額な申立手数料が必要である。」と判断する。判断根拠：裁判手続ではない。

イ．「相談や苦情処理手続の申立てには手数料がかからない。」と判断する。判断根拠：日本貸金業協会は相談・苦情処理手続について手数料無料と案内している。

ウ．「苦情処理手続は有料の民事訴訟である。」と判断する。判断根拠：貸金業者の紹介状を一般的要件としていない。

エ．「利用するには貸金業者からの紹介状が必須である。」と判断する。判断根拠：相談段階で高額手数料を要する制度ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「相談するだけで必ず高額な申立手数料が必要である。」は不適切である。相談段階で高額手数料を要する制度ではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。日本貸金業協会は相談・苦情処理手続について手数料無料と案内している。

ウ：この選択肢の結論「苦情処理手続は有料の民事訴訟である。」は不適切である。裁判手続ではない。

エ：この選択肢の結論「利用するには貸金業者からの紹介状が必須である。」は不適切である。貸金業者の紹介状を一般的要件としていない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。日本貸金業協会は相談・苦情処理手続について手数料無料と案内している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0107

相談・紛争解決 > 苦情処理・紛争解決（ADR） | 難易度：基礎

苦情処理・紛争解決（ADR）の判断理由をレビューする。資料には「貸金業者の店舗で座り込みをする。」と「金融ADRの紛争解決手続を利用する。」の2案がある。論点「金融ADRと訴訟を使い分ける」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「必ず自力で相手方の財産を差し押さえる。」。根拠は、違法・不当な圧力手段ではない。

イ．結論は「貸金業者の店舗で座り込みをする。」。根拠は、虚偽情報の拡散は別の法的問題を生じ得る。

ウ．結論は「金融ADRの紛争解決手続を利用する。」。根拠は、金融ADRは中立・公正な専門家の仲介で和解を図る制度である。

エ．結論は「虚偽の口コミを流して圧力をかける。」。根拠は、自力救済は適切でない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「必ず自力で相手方の財産を差し押さえる。」は不適切である。自力救済は適切でない。

イ：この選択肢の結論「貸金業者の店舗で座り込みをする。」は不適切である。違法・不当な圧力手段ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。金融ADRは中立・公正な専門家の仲介で和解を図る制度である。

エ：この選択肢の結論「虚偽の口コミを流して圧力をかける。」は不適切である。虚偽情報の拡散は別の法的問題を生じ得る。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。金融ADRは中立・公正な専門家の仲介で和解を図る制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0108

相談・紛争解決 > 苦情処理・紛争解決（ADR） | 難易度：基礎

新人研修で「貸金業者へ連絡せずSNSでのみ解決を図る。」との理解が示され、比較案として「最初から勤務先へ借金内容を公表する。」と「相談・苦情処理で事実確認や調整を行い、不調の場合に金融ADRへの移行を検討する。」も提示された。論点「苦情・ADRの流れを総合判断する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「最初から勤務先へ借金内容を公表する。」へ改める。理由は、民事的トラブルでは事実整理や適切な紛争解決手段が重要である。

イ．記載を「苦情の内容を確認せず直ちに刑事告訴だけを行う。」へ改める。理由は、SNSだけで法的紛争解決を図る方法ではない。

ウ．記載を「貸金業者へ連絡せずSNSでのみ解決を図る。」へ改める。理由は、公表はプライバシー等の問題を生じる。

エ．記載を「相談・苦情処理で事実確認や調整を行い、不調の場合に金融ADRへの移行を検討する。」へ改める。理由は、貸金業相談・紛争解決センターは相談・苦情処理・金融ADRを段階的に利用できる仕組みを設けている。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「最初から勤務先へ借金内容を公表する。」は不適切である。公表はプライバシー等の問題を生じる。

イ：この選択肢の結論「苦情の内容を確認せず直ちに刑事告訴だけを行う。」は不適切である。民事的トラブルでは事実整理や適切な紛争解決手段が重要である。

ウ：この選択肢の結論「貸金業者へ連絡せずSNSでのみ解決を図る。」は不適切である。SNSだけで法的紛争解決を図る方法ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。貸金業相談・紛争解決センターは相談・苦情処理・金融ADRを段階的に利用できる仕組みを設けている。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業相談・紛争解決センターは相談・苦情処理・金融ADRを段階的に利用できる仕組みを設けている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0109

相談・紛争解決 > 貸付自粛制度 | 難易度：基礎

貸付自粛制度の検討で、担当者Aは「浪費やギャンブル等依存症などにより借入を増やしたくない本人が、自ら新たな借入を制限するために申告する制度である。」、担当者Bは「既存の借金を自動的に全額免除する制度である。」と説明した。論点「貸付自粛制度の目的を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「浪費やギャンブル等依存症などにより借入を増やしたくない本人が、自ら新たな借入を制限するために申告する制度である。」。根拠は、貸付自粛制度は本人の意思で新たな借入を抑制するための信用情報登録制度である。
- イ．結論は「既存の借金を自動的に全額免除する制度である。」。根拠は、本人申告が原則である。
- ウ．結論は「貸金業者が顧客に無断で永久登録する制度である。」。根拠は、刑事制裁ではない。
- エ．結論は「刑事罰として借入を禁止する制度である。」。根拠は、債務免除制度ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。貸付自粛制度は本人の意思で新たな借入を抑制するための信用情報登録制度である。
イ：この選択肢の結論「既存の借金を自動的に全額免除する制度である。」は不適切である。債務免除制度ではない。
ウ：この選択肢の結論「貸金業者が顧客に無断で永久登録する制度である。」は不適切である。本人申告が原則である。
エ：この選択肢の結論「刑事罰として借入を禁止する制度である。」は不適切である。刑事制裁ではない。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸付自粛制度は本人の意思で新たな借入を抑制するための信用情報登録制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0110

相談・紛争解決 > 貸付自粛制度 | 難易度：基礎

内部研修資料には「勤務先の上司だけが申告できる。」との記載があり、別担当者から「原則として本人が申告する。」との指摘があった。貸付自粛制度の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「家族であれば本人の意思に反して常に自由に申告できる。」へ改める。理由は、勤務先上司に限定される制度ではない。
- イ．記載を「原則として本人が申告する。」へ改める。理由は、貸付自粛制度は本人の意思による申告が原則であり、本人以外が申告できるのは法定代理人等の特別な場合に限られる。
- ウ．記載を「勤務先の上司だけが申告できる。」へ改める。理由は、貸金業者が一方的に登録する制度ではない。
- エ．記載を「貸金業者が本人に無断で必ず申告する。」へ改める。理由は、家族であるだけでは原則として申告できない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「家族であれば本人の意思に反して常に自由に申告できる。」は不適切である。家族であるだけでは原則として申告できない。
イ：結論と根拠がともに適切である。貸付自粛制度は本人の意思による申告が原則であり、本人以外が申告できるのは法定代理人等の特別な場合に限られる。
ウ：この選択肢の結論「勤務先の上司だけが申告できる。」は不適切である。勤務先上司に限定される制度ではない。
エ：この選択肢の結論「貸金業者が本人に無断で必ず申告する。」は不適切である。貸金業者が一方的に登録する制度ではない。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸付自粛制度は本人の意思による申告が原則であり、本人以外が申告できるのは法定代理人等の特別な場合に限られる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0111

相談・紛争解決 > 貸付自粛制度 | 難易度：基礎

貸付自粛制度について、「JICC、CIC、全国銀行個人信用情報センター」と「裁判所、警察、検察庁」という2つの見解が示された。学習目標「貸付自粛情報の登録先を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「日本銀行、金融庁、財務省」と判断する。判断根拠：登記・税・住民登録の制度ではない。

イ．「法務局、税務署、市役所」と判断する。判断根拠：司法・捜査機関の名簿制度ではない。

ウ．「JICC、CIC、全国銀行個人信用情報センター」と判断する。判断根拠：貸付自粛情報はJICC、CIC、全国銀行個人信用情報センターに登録され、加盟会員の照会時に提供される。

エ．「裁判所、警察、検察庁」と判断する。判断根拠：行政機関3者への登録制度ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「日本銀行、金融庁、財務省」は不適切である。行政機関3者への登録制度ではない。

イ：この選択肢の結論「法務局、税務署、市役所」は不適切である。登記・税・住民登録の制度ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。貸付自粛情報はJICC、CIC、全国銀行個人信用情報センターに登録され、加盟会員の照会時に提供される。

エ：この選択肢の結論「裁判所、警察、検察庁」は不適切である。司法・捜査機関の名簿制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸付自粛情報はJICC、CIC、全国銀行個人信用情報センターに登録され、加盟会員の照会時に提供される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0112

相談・紛争解決 > 貸付自粛制度 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「登録期間」を確認したところ、「永久」との処理と「5年以内」との処理が併存していた。貸付自粛制度として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「永久」と判断する。判断根拠：7日間ではない。

イ．「一律7日間」と判断する。判断根拠：20年間ではない。

ウ．「一律20年間」と判断する。判断根拠：永久登録ではない。

エ．「5年以内」と判断する。判断根拠：日本貸金業協会は貸付自粛情報の登録期間を5年以内としている。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「永久」は不適切である。永久登録ではない。

イ：この選択肢の結論「一律7日間」は不適切である。7日間ではない。

ウ：この選択肢の結論「一律20年間」は不適切である。20年間ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。日本貸金業協会は貸付自粛情報の登録期間を5年以内としている。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。日本貸金業協会は貸付自粛情報の登録期間を5年以内としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0113

相談・紛争解決 > 貸付自粛制度 | 難易度：基礎

貸付自粛制度の判断理由をレビューする。資料には「一度登録すると生涯撤回できない。」と「原則として個人信用情報機関への登録から3か月を経過した後であれば撤回できる。」の2案がある。論点「撤回制限を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「原則として個人信用情報機関への登録から3か月を経過した後であれば撤回できる。」。根拠は、貸付自粛は登録から3か月間は撤回できず、その後は所定の手続で撤回できる。
- イ．結論は「登録した当日に必ず即時撤回できる。」。根拠は、永久に撤回不可ではない。
- ウ．結論は「一度登録すると生涯撤回できない。」。根拠は、10年待つ制度ではない。
- エ．結論は「登録後10年を経過しなければ撤回できない。」。根拠は、3か月の撤回制限がある。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。貸付自粛は登録から3か月間は撤回できず、その後は所定の手続で撤回できる。
- イ：この選択肢の結論「登録した当日に必ず即時撤回できる。」は不適切である。3か月の撤回制限がある。
- ウ：この選択肢の結論「一度登録すると生涯撤回できない。」は不適切である。永久に撤回不可ではない。
- エ：この選択肢の結論「登録後10年を経過しなければ撤回できない。」は不適切である。10年待つ制度ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸付自粛は登録から3か月間は撤回できず、その後は所定の手続で撤回できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0114

相談・紛争解決 > 貸付自粛制度 | 難易度：標準

新人研修で「登録後は住宅ローンの返済義務も消滅する。」との理解が示され、比較案として「登録すれば全ての金融機関が必ず一切の取引を永久停止する。」と「加盟会員が信用情報を照会した際に自粛情報が提供されるが、貸付けを絶対に防止できると法的に保証する制度ではない。」も提示された。論点「貸付自粛の効果の限界を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「登録すれば全ての金融機関が必ず一切の取引を永久停止する。」へ改める。理由は、既存債務は消滅しない。
- イ．記載を「加盟会員が信用情報を照会した際に自粛情報が提供されるが、貸付けを絶対に防止できると法的に保証する制度ではない。」へ改める。理由は、貸付自粛情報は審査の重要な情報となるが、照会状況等により貸付自粛が絶対に確約されるものではない。
- ウ．記載を「登録した時点で既存のローン残高が消滅する。」へ改める。理由は、既存ローンは契約どおり返済を継続する。
- エ．記載を「登録後は住宅ローンの返済義務も消滅する。」へ改める。理由は、制度の効果を絶対保証するものではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「登録すれば全ての金融機関が必ず一切の取引を永久停止する。」は不適切である。制度の効果を絶対保証するものではない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。貸付自粛情報は審査の重要な情報となるが、照会状況等により貸付自粛が絶対に確約されるものではない。
- ウ：この選択肢の結論「登録した時点で既存のローン残高が消滅する。」は不適切である。既存債務は消滅しない。
- エ：この選択肢の結論「登録後は住宅ローンの返済義務も消滅する。」は不適切である。既存ローンは契約どおり返済を継続する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸付自粛情報は審査の重要な情報となるが、照会状況等により貸付自粛が絶対に確約されるものではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0115

相談・紛争解決 > 貸付自粛制度 | 難易度：標準

貸付自粛制度の検討で、担当者Aは「法定代理人等や、本人が所在不明であることを客観的に証明できる一定の配偶者・親族など、例外的な場合がある。」、担当者Bは「家族なら理由を問わずいつでも本人になりすまして申告できる。」と説明した。論点「家族申告の例外を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「家族なら理由を問わずいつでも本人になりすまして申告できる。」。根拠は、法定例外が存在する。

イ．結論は「本人以外の申告はどのような場合も絶対に認められない。」。根拠は、友人というだけで自由に申告できる制度ではない。

ウ．結論は「法定代理人等や、本人が所在不明であることを客観的に証明できる一定の配偶者・親族など、例外的な場合がある。」。根拠は、本人申告が原則だが、法定代理人等や所在不明の場合の一定の親族等には例外が設けられている。

エ．結論は「友人であれば本人の同意なく自由に申告できる。」。根拠は、なりすましは許されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「家族なら理由を問わずいつでも本人になりすまして申告できる。」は不適切である。なりすましは許されない。

イ：この選択肢の結論「本人以外の申告はどのような場合も絶対に認められない。」は不適切である。法定例外が存在する。ウ：結論と根拠がともに適切である。本人申告が原則だが、法定代理人等や所在不明の場合の一定の親族等には例外が設けられている。

エ：この選択肢の結論「友人であれば本人の同意なく自由に申告できる。」は不適切である。友人というだけで自由に申告できる制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。本人申告が原則だが、法定代理人等や所在不明の場合の一定の親族等には例外が設けられている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0116

相談・紛争解決 > 貸付自粛制度 | 難易度：標準

内部研修資料には「登録すると必ず直ちに一括返済を命じられる。」との記載があり、別担当者から「貸付自粛登録だけで既存債務が消えるわけではなく、原則として契約どおり返済を続ける。」との指摘があった。貸付自粛制度の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「貸付自粛を登録すれば既存ローンは全額免除される。」へ改める。理由は、登録だけを理由とする一括返済制度ではない。

イ．記載を「登録すると必ず直ちに一括返済を命じられる。」へ改める。理由は、既存債務との併存があり得る。

ウ．記載を「既存ローンの存在は制度上禁止されている。」へ改める。理由は、債務免除制度ではない。

エ．記載を「貸付自粛登録だけで既存債務が消えるわけではなく、原則として契約どおり返済を続ける。」へ改める。理由は、貸付自粛は新たな借入れの抑制を目的とする制度であり、既存契約の返済義務を当然に変更するものではない。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「貸付自粛を登録すれば既存ローンは全額免除される。」は不適切である。債務免除制度ではない。

イ：この選択肢の結論「登録すると必ず直ちに一括返済を命じられる。」は不適切である。登録だけを理由とする一括返済制度ではない。

ウ：この選択肢の結論「既存ローンの存在は制度上禁止されている。」は不適切である。既存債務との併存があり得る。

エ：結論と根拠がともに適切である。貸付自粛は新たな借入れの抑制を目的とする制度であり、既存契約の返済義務を当然に変更するものではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸付自粛は新たな借入れの抑制を目的とする制度であり、既存契約の返済義務を当然に変更するものではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0117

相談・紛争解決 > 多重債務・生活再建支援の基礎 | 難易度：標準

多重債務・生活再建支援の基礎について、「借入先・残高・返済額・収入等の状況を整理し、必要に応じ専門相談機関へつなぐ。」と「相談内容を本人の同意なく周囲へ公表する。」という2つの見解が示された。学習目標「多重債務相談の初期対応を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「借入先・残高・返済額・収入等の状況を整理し、必要に応じ専門相談機関へつなぐ。」と判断する。判断根拠：多重債務相談では債務状況や返済能力を把握し、適切な助言や専門機関の情報提供を行うことが基本である。

イ．「新たな借入れを増やして返済を続けるよう一律に勧める。」と判断する。判断根拠：状況把握が不可欠である。

ウ．「借入状況を確認せず精神論だけで返済を迫る。」と判断する。判断根拠：相談者のプライバシーに配慮する必要がある。

エ．「相談内容を本人の同意なく周囲へ公表する。」と判断する。判断根拠：追加借入れが問題を悪化させる場合がある。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。多重債務相談では債務状況や返済能力を把握し、適切な助言や専門機関の情報提供を行うことが基本である。

イ：この選択肢の結論「新たな借入れを増やして返済を続けるよう一律に勧める。」は不適切である。追加借入れが問題を悪化させる場合がある。

ウ：この選択肢の結論「借入状況を確認せず精神論だけで返済を迫る。」は不適切である。状況把握が不可欠である。

エ：この選択肢の結論「相談内容を本人の同意なく周囲へ公表する。」は不適切である。相談者のプライバシーに配慮する必要がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。多重債務相談では債務状況や返済能力を把握し、適切な助言や専門機関の情報提供を行うことが基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0118

相談・紛争解決 > 多重債務・生活再建支援の基礎 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「相談窓口」を確認したところ、「違法な個人間融資のSNSアカウントだけ」との処理と「財務局の多重債務相談窓口や日本貸金業協会など」との処理が併存していた。多重債務・生活再建支援の基礎として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「違法な個人間融資のSNSアカウントだけ」と判断する。判断根拠：ヤミ金融は適切な相談先ではない。

イ．「財務局の多重債務相談窓口や日本貸金業協会など」と判断する。判断根拠：金融庁は全国の財務局多重債務相談窓口や日本貸金業協会等の相談先を案内している。

ウ．「無登録のヤミ金融業者だけ」と判断する。判断根拠：追加借入れを促す業者は問題解決機関ではない。

エ．「借金を増やすことを勧める広告業者だけ」と判断する。判断根拠：違法業者への相談は危険を高める。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「違法な個人間融資のSNSアカウントだけ」は不適切である。違法業者への相談は危険を高める。

イ：結論と根拠がともに適切である。金融庁は全国の財務局多重債務相談窓口や日本貸金業協会等の相談先を案内している。

ウ：この選択肢の結論「無登録のヤミ金融業者だけ」は不適切である。ヤミ金融は適切な相談先ではない。

エ：この選択肢の結論「借金を増やすことを勧める広告業者だけ」は不適切である。追加借入れを促す業者は問題解決機関ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。金融庁は全国の財務局多重債務相談窓口や日本貸金業協会等の相談先を案内している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0119

相談・紛争解決 > 多重債務・生活再建支援の基礎 | 難易度：標準

多重債務・生活再建支援の基礎の判断理由をレビューする。資料には「生活再建支援は借金を増やすことを目的とする。」と「債務整理だけでなく、家計管理や再発防止を含む生活再建支援が重要となる場合がある。」の2案がある。論点「債務整理と生活再建を区別する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「債務整理さえ終われば家計管理や再発防止は一切不要である。」。根拠は、目的は生活の立て直しである。
- イ．結論は「生活再建支援は借金を増やすことを目的とする。」。根拠は、行動・家計の改善が有効な場合がある。
- ウ．結論は「債務整理だけでなく、家計管理や再発防止を含む生活再建支援が重要となる場合がある。」。根拠は、日本貸金業協会は債務整理後の家計管理や依存的行動への対応を含む生活再建支援カウンセリングを実施している。
- エ．結論は「依存的な行動が原因でも家計支援は意味がない。」。根拠は、再発防止まで視野に入れることが重要である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「債務整理さえ終われば家計管理や再発防止は一切不要である。」は不適切である。再発防止まで視野に入れることが重要である。
- イ：この選択肢の結論「生活再建支援は借金を増やすことを目的とする。」は不適切である。目的は生活の立て直しである。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。日本貸金業協会は債務整理後の家計管理や依存的行動への対応を含む生活再建支援カウンセリングを実施している。
- エ：この選択肢の結論「依存的な行動が原因でも家計支援は意味がない。」は不適切である。行動・家計の改善が有効な場合がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。日本貸金業協会は債務整理後の家計管理や依存的行動への対応を含む生活再建支援カウンセリングを実施している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0120

相談・紛争解決 > 多重債務・生活再建支援の基礎 | 難易度：標準

新人研修で「貸金業登録の申請代行だけを希望する者」との理解が示され、比較案として「貸金業者の広告制作担当者だけ」と「家計管理が苦手で再び借金を増やす不安がある人や、ギャンブル・買い物等の依存的行動による金銭問題を抱える人」も提示された。論点「生活再建支援カウンセリングの対象を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「貸金業者の広告制作担当者だけ」へ改める。理由は、会計事務代行ではない。
- イ．記載を「会社の決算書作成だけを依頼したい法人」へ改める。理由は、登録申請代行制度ではない。
- ウ．記載を「貸金業登録の申請代行だけを希望する者」へ改める。理由は、広告制作業務ではない。
- エ．記載を「家計管理が苦手で再び借金を増やす不安がある人や、ギャンブル・買い物等の依存的行動による金銭問題を抱える人」へ改める。理由は、生活再建支援カウンセリングは家計管理や依存的行動による金銭問題などの再発防止を支援する。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「貸金業者の広告制作担当者だけ」は不適切である。広告制作業務ではない。
- イ：この選択肢の結論「会社の決算書作成だけを依頼したい法人」は不適切である。会計事務代行ではない。
- ウ：この選択肢の結論「貸金業登録の申請代行だけを希望する者」は不適切である。登録申請代行制度ではない。
- エ：結論と根拠がともに適切である。生活再建支援カウンセリングは家計管理や依存的行動による金銭問題などの再発防止を支援する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。生活再建支援カウンセリングは家計管理や依存的行動による金銭問題などの再発防止を支援する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0121

相談・紛争解決 > 多重債務・生活再建支援の基礎 | 難易度：標準

多重債務・生活再建支援の基礎の検討で、担当者Aは「収入と固定費・変動費・返済額を把握し、無理のない収支計画を作る。」、担当者Bは「毎月の収入を確認せず借入可能額だけを基準に生活する。」と説明した。論点「家計管理の基本を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「収入と固定費・変動費・返済額を把握し、無理のない収支計画を作る。」。根拠は、生活再建には家計の収支を可視化し、継続可能な支出・返済計画を作ることが重要である。
- イ．結論は「毎月の収入を確認せず借入可能額だけを基準に生活する。」。根拠は、返済も重要な支出である。
- ウ．結論は「返済額を家計簿から意図的に除外する。」。根拠は、安易な追加借入れは多重債務を悪化させ得る。
- エ．結論は「支出を把握せず不足分は常に追加借入れで補う。」。根拠は、借入可能額は家計管理の基準ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。生活再建には家計の収支を可視化し、継続可能な支出・返済計画を作ることが重要である。
- イ：この選択肢の結論「毎月の収入を確認せず借入可能額だけを基準に生活する。」は不適切である。借入可能額は家計管理の基準ではない。
- ウ：この選択肢の結論「返済額を家計簿から意図的に除外する。」は不適切である。返済も重要な支出である。
- エ：この選択肢の結論「支出を把握せず不足分は常に追加借入れで補う。」は不適切である。安易な追加借入れは多重債務を悪化させ得る。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。生活再建には家計の収支を可視化し、継続可能な支出・返済計画を作ることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0122

相談・紛争解決 > 多重債務・生活再建支援の基礎 | 難易度：標準

内部研修資料には「ギャンブルで取り返すよう新たな借入れを勧める。」との記載があり、別担当者から「債務額だけでなく、借入れにつながる行動パターンや生活習慣にも目を向け、必要な支援につなぐ。」との指摘があった。多重債務・生活再建支援の基礎の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「借金だけ返せば行動面は一切考えなくてよい。」へ改める。理由は、追加借入れによるギャンブルは危険を高める。
- イ．記載を「債務額だけでなく、借入れにつながる行動パターンや生活習慣にも目を向け、必要な支援につなぐ。」へ改める。理由は、生活再建支援では債務の背景にある依存的行動や家計管理の課題にも働きかけ、再発防止を図る。
- ウ．記載を「ギャンブルで取り返すよう新たな借入れを勧める。」へ改める。理由は、必要に応じ周囲や専門機関との連携が有効である。
- エ．記載を「家族や専門家の支援は常に拒否する。」へ改める。理由は、原因となる行動への対応が重要である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「借金だけ返せば行動面は一切考えなくてよい。」は不適切である。原因となる行動への対応が重要である。
- イ：結論と根拠がともに適切である。生活再建支援では債務の背景にある依存的行動や家計管理の課題にも働きかけ、再発防止を図る。
- ウ：この選択肢の結論「ギャンブルで取り返すよう新たな借入れを勧める。」は不適切である。追加借入れによるギャンブルは危険を高める。
- エ：この選択肢の結論「家族や専門家の支援は常に拒否する。」は不適切である。必要に応じ周囲や専門機関との連携が有効である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。生活再建支援では債務の背景にある依存的行動や家計管理の課題にも働きかけ、再発防止を図る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0123

相談・紛争解決 > 多重債務・生活再建支援の基礎 | 難易度：標準

多重債務・生活再建支援の基礎について、「本人だけでなく、一定の家族からの相談にも対応している。」と「家族相談は刑事手続に限られる。」という2つの見解が示された。学習目標「家族からの相談を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「本人以外の相談は一切受け付けない。」と判断する。判断根拠：家族に当然の債務負担義務が生じるわけではない。
- イ．「家族は本人に代わって無条件に全債務を負担しなければならない。」と判断する。判断根拠：民事・生活再建上の相談である。
- ウ．「本人だけでなく、一定の家族からの相談にも対応している。」と判断する。判断根拠：日本貸金業協会は本人だけでなく、原則として同居家族などからの相談にも対応している。
- エ．「家族相談は刑事手続に限られる。」と判断する。判断根拠：家族支援も制度の対象となり得る。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「本人以外の相談は一切受け付けない。」は不適切である。家族支援も制度の対象となり得る。
- イ：この選択肢の結論「家族は本人に代わって無条件に全債務を負担しなければならない。」は不適切である。家族に当然の債務負担義務が生じるわけではない。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。日本貸金業協会は本人だけでなく、原則として同居家族などからの相談にも対応している。
- エ：この選択肢の結論「家族相談は刑事手続に限られる。」は不適切である。民事・生活再建上の相談である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。日本貸金業協会は本人だけでなく、原則として同居家族などからの相談にも対応している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0124

相談・紛争解決 > 多重債務・生活再建支援の基礎 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「支援方針」を確認したところ、「別の貸金業者を次々に紹介して借入を増やす。」との処理と「債務・収支を整理し、専門相談窓口へつなぎ、必要に応じ債務整理、家計管理、貸付自粛、生活再建支援などを組み合わせて検討する。」との処理が併存していた。多重債務・生活再建支援の基礎として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「別の貸金業者を次々に紹介して借入を増やす。」と判断する。判断根拠：返済能力・生活状況の把握が必要である。
- イ．「家計状況を確認せず返済だけを強要する。」と判断する。判断根拠：プライバシー保護と適切な相談記録が必要である。
- ウ．「相談記録を残さず本人の勤務先へ借金を公表する。」と判断する。判断根拠：借入の連鎖は問題を悪化させ得る。
- エ．「債務・収支を整理し、専門相談窓口へつなぎ、必要に応じ債務整理、家計管理、貸付自粛、生活再建支援などを組み合わせて検討する。」と判断する。判断根拠：多重債務問題には法的整理だけでなく、家計・行動・新規借入抑制などを含む総合的支援が重要である。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「別の貸金業者を次々に紹介して借入を増やす。」は不適切である。借入の連鎖は問題を悪化させ得る。
- イ：この選択肢の結論「家計状況を確認せず返済だけを強要する。」は不適切である。返済能力・生活状況の把握が必要である。
- ウ：この選択肢の結論「相談記録を残さず本人の勤務先へ借金を公表する。」は不適切である。プライバシー保護と適切な相談記録が必要である。
- エ：結論と根拠がともに適切である。多重債務問題には法的整理だけでなく、家計・行動・新規借入抑制などを含む総合的支援が重要である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。多重債務問題には法的整理だけでなく、家計・行動・新規借入抑制などを含む総合的支援が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0125

総合判断 > 個人情報×広告・勧誘 | 難易度：標準

個人情報×広告・勧誘の判断理由をレビューする。資料には「営業成績向上のためなら利用目的は無視できる。」と「当初の利用目的や本人への通知・同意内容を確認し、目的外利用に当たるなら勧誘に利用しない。」の2案がある。論点「信用情報の目的外利用と勧誘を総合判断する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「当初の利用目的や本人への通知・同意内容を確認し、目的外利用に当たるなら勧誘に利用しない。」。根拠は、個人情報は特定した利用目的の範囲で利用する必要があり、信用情報の機微性を踏まえた慎重な取扱いが求められる。

イ．結論は「信用情報は一度取得すればどの営業目的にも自由に使える。」。根拠は、営業利益だけで法的制限を免れない。

ウ．結論は「営業成績向上のためなら利用目的は無視できる。」。根拠は、信用情報も個人情報保護の対象となる。

エ．結論は「信用情報には個人情報保護法が適用されない。」。根拠は、無制限利用はできない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。個人情報は特定した利用目的の範囲で利用する必要があり、信用情報の機微性を踏まえた慎重な取扱いが求められる。

イ：この選択肢の結論「信用情報は一度取得すればどの営業目的にも自由に使える。」は不適切である。無制限利用はできない。

ウ：この選択肢の結論「営業成績向上のためなら利用目的は無視できる。」は不適切である。営業利益だけで法的制限を免れない。

エ：この選択肢の結論「信用情報には個人情報保護法が適用されない。」は不適切である。信用情報も個人情報保護の対象となる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人情報は特定した利用目的の範囲で利用する必要があり、信用情報の機微性を踏まえた慎重な取扱いが求められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0126

総合判断 > 個人情報×広告・勧誘 | 難易度：標準

新人研修で「顧客リストを渡す際に利用目的を確認してはならない。」との理解が示され、比較案として「委託先に渡せば顧客リストを自由に再販売させてよい。」と「利用目的の範囲、委託の適法性、委託先の安全管理措置を確認し、必要な契約・監督を行う。」も提示された。論点「第三者提供と広告委託を総合判断する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「委託先に渡せば顧客リストを自由に再販売させてよい。」へ改める。理由は、委託先監督義務がある。

イ．記載を「利用目的の範囲、委託の適法性、委託先の安全管理措置を確認し、必要な契約・監督を行う。」へ改める。理由は、委託として第三者提供規制上の例外となる場合でも、利用目的管理と委託先監督が必要である。

ウ．記載を「広告委託であれば安全管理義務は一切ない。」へ改める。理由は、利用目的の適合性確認が重要である。

エ．記載を「顧客リストを渡す際に利用目的を確認してはならない。」へ改める。理由は、委託先の目的外利用は制限すべきである。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「委託先に渡せば顧客リストを自由に再販売させてよい。」は不適切である。委託先の目的外利用は制限すべきである。

イ：結論と根拠がともに適切である。委託として第三者提供規制上の例外となる場合でも、利用目的管理と委託先監督が必要である。

ウ：この選択肢の結論「広告委託であれば安全管理義務は一切ない。」は不適切である。委託先監督義務がある。

エ：この選択肢の結論「顧客リストを渡す際に利用目的を確認してはならない。」は不適切である。利用目的の適合性確認が重要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。委託として第三者提供規制上の例外となる場合でも、利用目的管理と委託先監督が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0127

総合判断 > 個人情報×広告・勧誘 | 難易度：標準

個人情報×広告・勧誘の検討で、担当者Aは「要配慮個人情報・金融分野の機微情報の取得目的や利用制限を慎重に確認し、安易な勧誘利用をしてはならない。」、担当者Bは「病歴は公開されていれば自由な勧誘に必ず利用できる。」と説明した。論点「要配慮個人情報を勧誘に利用する危険性を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「病歴は公開されていれば自由な勧誘に必ず利用できる。」。根拠は、より厳格な取扱いが必要である。
- イ．結論は「要配慮個人情報は通常情報より自由に利用できる。」。根拠は、金融分野ガイドラインに制限がある。
- ウ．結論は「要配慮個人情報・金融分野の機微情報の取得目的や利用制限を慎重に確認し、安易な勧誘利用をしてはならない。」。根拠は、病歴は要配慮個人情報であり、金融分野では機微情報として特に慎重な取得・利用が求められる。
- エ．結論は「貸金業者には機微情報の取扱制限がない。」。根拠は、公開性だけで自由利用が認められるわけではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「病歴は公開されていれば自由な勧誘に必ず利用できる。」は不適切である。公開性だけで自由利用が認められるわけではない。
 - イ：この選択肢の結論「要配慮個人情報は通常情報より自由に利用できる。」は不適切である。より厳格な取扱いが必要である。
 - ウ：結論と根拠がともに適切である。病歴は要配慮個人情報であり、金融分野では機微情報として特に慎重な取得・利用が求められる。
 - エ：この選択肢の結論「貸金業者には機微情報の取扱制限がない。」は不適切である。金融分野ガイドラインに制限がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。病歴は要配慮個人情報であり、金融分野では機微情報として特に慎重な取得・利用が求められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0128

総合判断 > 個人情報×広告・勧誘 | 難易度：標準

内部研修資料には「拒否記録はすぐ削除し何度でも勧誘する。」との記載があり、別担当者から「拒否意思を必要な範囲で正確に記録・共有し、両部門で勧誘を止められる管理態勢を整える。」との指摘があった。個人情報×広告・勧誘の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「個人情報なので社内でも一切共有せず、別部門から勧誘を続ける。」へ改める。理由は、拒否記録の管理は再勧誘防止に重要である。
- イ．記載を「拒否記録はすぐ削除し何度でも勧誘する。」へ改める。理由は、担当者変更で意思が消えるわけではない。
- ウ．記載を「担当者が替われば拒否意思は失効したものと扱う。」へ改める。理由は、必要な業務上共有まで全面禁止されるわけではない。
- エ．記載を「拒否意思を必要な範囲で正確に記録・共有し、両部門で勧誘を止められる管理態勢を整える。」へ改める。理由は、顧客意思を尊重するため、適切なアクセス管理の下で拒否情報を組織的に管理する必要がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「個人情報なので社内でも一切共有せず、別部門から勧誘を続ける。」は不適切である。必要な業務上共有まで全面禁止されるわけではない。
 - イ：この選択肢の結論「拒否記録はすぐ削除し何度でも勧誘する。」は不適切である。拒否記録の管理は再勧誘防止に重要である。
 - ウ：この選択肢の結論「担当者が替われば拒否意思は失効したものと扱う。」は不適切である。担当者変更で意思が消えるわけではない。
 - エ：結論と根拠がともに適切である。顧客意思を尊重するため、適切なアクセス管理の下で拒否情報を組織的に管理する必要がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。顧客意思を尊重するため、適切なアクセス管理の下で拒否情報を組織的に管理する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0129

総合判断 > 個人情報×広告・勧誘 | 難易度：標準

個人情報×広告・勧誘について、「漏えい範囲と原因を確認し、必要な報告・本人通知等を行うとともに、問題のある配信・委託を停止し再発防止策を講じる。」と「顧客へ誤解を避けるため事故を永久に隠す。」という2つの見解が示された。学習目標「漏えい事故と広告停止を総合判断する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「漏えい範囲と原因を確認し、必要な報告・本人通知等を行うとともに、問題のある配信・委託を停止し再発防止策を講じる。」と判断する。判断根拠：漏えい時には個人情報保護法上の対応と、委託・広告管理上の是正を並行して行う必要がある。

イ．「広告効果が高ければ漏えいを無視して配信を続ける。」と判断する。判断根拠：委託先監督の観点から事実確認が必要である。

ウ．「委託先事故なので貸金業者は事実確認をしてはならない。」と判断する。判断根拠：法定類型では報告・通知義務が生じ得る。

エ．「顧客へ誤解を避けるため事故を永久に隠す。」と判断する。判断根拠：広告効果より法令遵守・顧客保護が優先される。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。漏えい時には個人情報保護法上の対応と、委託・広告管理上の是正を並行して行う必要がある。

イ：この選択肢の結論「広告効果が高ければ漏えいを無視して配信を続ける。」は不適切である。広告効果より法令遵守・顧客保護が優先される。

ウ：この選択肢の結論「委託先事故なので貸金業者は事実確認をしてはならない。」は不適切である。委託先監督の観点から事実確認が必要である。

エ：この選択肢の結論「顧客へ誤解を避けるため事故を永久に隠す。」は不適切である。法定類型では報告・通知義務が生じ得る。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。漏えい時には個人情報保護法上の対応と、委託・広告管理上の是正を並行して行う必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0130

総合判断 > 個人情報×広告・勧誘 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「SNS広告」を確認したところ、「入力項目は多いほど法令上望ましい。」との処理と「利用目的と必要性を精査し、必要以上の情報取得や要配慮情報の安易な取得を避ける。」との処理が併存していた。個人情報×広告・勧誘として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「入力項目は多いほど法令上望ましい。」と判断する。判断根拠：媒体にかかわらず個人情報保護法が適用される。

イ．「利用目的と必要性を精査し、必要以上の情報取得や要配慮情報の安易な取得を避ける。」と判断する。判断根拠：個人情報は利用目的を特定し、必要性・適法性を踏まえて取得する必要がある。要配慮情報にはさらに慎重な取扱いが必要である。

ウ．「広告経由なら個人情報保護法は適用されない。」と判断する。判断根拠：将来の漠然とした可能性だけで無制限取得は認められない。

エ．「将来使うかもしれない情報は無制限に取得してよい。」と判断する。判断根拠：過剰取得は適切でない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「入力項目は多いほど法令上望ましい。」は不適切である。過剰取得は適切でない。

イ：結論と根拠がともに適切である。個人情報は利用目的を特定し、必要性・適法性を踏まえて取得する必要がある。要配慮情報にはさらに慎重な取扱いが必要である。

ウ：この選択肢の結論「広告経由なら個人情報保護法は適用されない。」は不適切である。媒体にかかわらず個人情報保護法が適用される。

エ：この選択肢の結論「将来使うかもしれない情報は無制限に取得してよい。」は不適切である。将来の漠然とした可能性だけで無制限取得は認められない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人情報は利用目的を特定し、必要性・適法性を踏まえて取得する必要がある。要配慮情報にはさらに慎重な取扱いが必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0131

総合判断 > 個人情報×広告・勧誘 | 難易度：標準

個人情報×広告・勧誘の判断理由をレビューする。資料には「顧客データは広告目的なら利用目的を確認しなくてよい。」と「個人データの利用目的・匿名化等を確認し、広告表示の95%という数値にも合理的な根拠を確保する。」の2案がある。論点「個人情報を利用した比較広告を判断する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「個人データを使った統計なら表示根拠は不要である。」。根拠は、利用目的管理も必要である。
- イ．結論は「顧客データは広告目的なら利用目的を確認しなくてよい。」。根拠は、根拠のない数値表示は不当表示となり得る。
- ウ．結論は「個人データの利用目的・匿名化等を確認し、広告表示の95%という数値にも合理的な根拠を確保する。」。根拠は、個人情報の適法な利用と、景品表示法上の表示根拠の双方を満たす必要がある。
- エ．結論は「満足度の根拠がなくても数字を大きくすれば適法である。」。根拠は、表示根拠が必要である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「個人データを使った統計なら表示根拠は不要である。」は不適切である。表示根拠が必要である。
- イ：この選択肢の結論「顧客データは広告目的なら利用目的を確認しなくてよい。」は不適切である。利用目的管理も必要である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。個人情報の適法な利用と、景品表示法上の表示根拠の双方を満たす必要がある。
- エ：この選択肢の結論「満足度の根拠がなくても数字を大きくすれば適法である。」は不適切である。根拠のない数値表示は不当表示となり得る。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人情報の適法な利用と、景品表示法上の表示根拠の双方を満たす必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0132

総合判断 > 個人情報×広告・勧誘 | 難易度：標準

新人研修で「委託先に顧客データと広告表現を無制限に任せる。」との理解が示され、比較案として「信用情報無関係な営業に使い、誇大広告で契約を急がせる。」と「取得目的を明確にした顧客情報だけを適切に管理し、広告内容を正確に審査し、勧誘拒否意思も尊重する。」も提示された。論点「個人情報と広告・勧誘を総合判断する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「信用情報無関係な営業に使い、誇大広告で契約を急がせる。」へ改める。理由は、機微情報の不適切利用と不適切表示が重なる。
- イ．記載を「病歴情報を無断で共有し、「審査なし」と表示する。」へ改める。理由は、委託先管理が必要である。
- ウ．記載を「委託先に顧客データと広告表現を無制限に任せる。」へ改める。理由は、目的外利用と誇大広告が問題である。
- エ．記載を「取得目的を明確にした顧客情報だけを適切に管理し、広告内容を正確に審査し、勧誘拒否意思も尊重する。」へ改める。理由は、顧客保護には個人情報の適正利用、安全管理、正確な広告、適切な勧誘を一体として管理する必要がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「信用情報無関係な営業に使い、誇大広告で契約を急がせる。」は不適切である。目的外利用と誇大広告が問題である。
- イ：この選択肢の結論「病歴情報を無断で共有し、「審査なし」と表示する。」は不適切である。機微情報の不適切利用と不適切表示が重なる。
- ウ：この選択肢の結論「委託先に顧客データと広告表現を無制限に任せる。」は不適切である。委託先管理が必要である。
- エ：結論と根拠がともに適切である。顧客保護には個人情報の適正利用、安全管理、正確な広告、適切な勧誘を一体として管理する必要がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。顧客保護には個人情報の適正利用、安全管理、正確な広告、適切な勧誘を一体として管理する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0133

総合判断 > 契約・取立て×消費者保護 | 難易度：標準

契約・取立て×消費者保護の検討で、担当者Aは「貸金業法上の適切な説明・書面交付の問題に加え、消費者契約法上の不実告知等が問題となり得る。」、担当者Bは「契約書に手数料が小さく書いてあれば口頭の虚偽説明は常に問題ない。」と説明した。論点「不実告知と契約前説明を総合判断する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「貸金業法上の適切な説明・書面交付の問題に加え、消費者契約法上の不実告知等が問題となり得る。」。根拠は、重要な費用について虚偽説明をすれば、顧客への説明義務だけでなく消費者契約法上の取消原因となる可能性がある。
- イ．結論は「契約書に手数料が小さく書いてあれば口頭の虚偽説明は常に問題ない。」。根拠は、勧誘時の説明は取消事由判断に係る。
- ウ．結論は「営業担当者の発言は消費者契約法と無関係である。」。根拠は、署名だけで法定取消権が消えるわけではない。
- エ．結論は「消費者は署名した瞬間に一切の取消しを主張できない。」。根拠は、書面の存在だけで虚偽説明が正当化されない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。重要な費用について虚偽説明をすれば、顧客への説明義務だけでなく消費者契約法上の取消原因となる可能性がある。
- イ：この選択肢の結論「契約書に手数料が小さく書いてあれば口頭の虚偽説明は常に問題ない。」は不適切である。書面の存在だけで虚偽説明が正当化されない。
- ウ：この選択肢の結論「営業担当者の発言は消費者契約法と無関係である。」は不適切である。勧誘時の説明は取消事由判断に係る。
- エ：この選択肢の結論「消費者は署名した瞬間に一切の取消しを主張できない。」は不適切である。署名だけで法定取消権が消えるわけではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。重要な費用について虚偽説明をすれば、顧客への説明義務だけでなく消費者契約法上の取消原因となる可能性がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0134

総合判断 > 契約・取立て×消費者保護 | 難易度：標準

内部研修資料には「顧客が署名すればどのような全部免責も必ず有効になる。」との記載があり、別担当者から「消費者契約法上の不当な免責条項として無効となる可能性がある。」との指摘があった。契約・取立て×消費者保護の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「貸金業者が作成した条項なので必ず有効である。」へ改める。理由は、署名だけで強行的な不当条項規制を免れない。
- イ．記載を「消費者契約法上の不当な免責条項として無効となる可能性がある。」へ改める。理由は、消費者契約法は事業者の一定の全部免責・故意重大過失時の免責条項を無効とする。
- ウ．記載を「顧客が署名すればどのような全部免責も必ず有効になる。」へ改める。理由は、消費者と事業者の貸付契約も対象となり得る。
- エ．記載を「消費者契約法は貸付契約に一切適用されない。」へ改める。理由は、事業者作成条項にも規制がある。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「貸金業者が作成した条項なので必ず有効である。」は不適切である。事業者作成条項にも規制がある。
- イ：結論と根拠がともに適切である。消費者契約法は事業者の一定の全部免責・故意重大過失時の免責条項を無効とする。
- ウ：この選択肢の結論「顧客が署名すればどのような全部免責も必ず有効になる。」は不適切である。署名だけで強行的な不当条項規制を免れない。
- エ：この選択肢の結論「消費者契約法は貸付契約に一切適用されない。」は不適切である。消費者と事業者の貸付契約も対象となり得る。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。消費者契約法は事業者の一定の全部免責・故意重大過失時の免責条項を無効とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0135

総合判断 > 契約・取立て×消費者保護 | 難易度：標準

契約・取立て×消費者保護について、「貸金業者の不適切な勧誘に加え、消費者契約法上の退去妨害による取消しが問題となり得る。」と「署名後は勧誘方法を一切問題にできない。」という2つの見解が示された。学習目標「契約時の困惑と貸付勧誘を判断する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「営業所内なら退去を妨げても契約が成立すれば常に適法である。」と判断する。判断根拠：消費者契約に該当すれば同法の適用がある。

イ．「貸付契約には困惑取消しの規定が適用されない。」と判断する。判断根拠：勧誘過程は契約効力判断に関係する。

ウ．「貸金業者の不適切な勧誘に加え、消費者契約法上の退去妨害による取消しが問題となり得る。」と判断する。判断根拠：退去妨害は消費者契約法上の困惑取消し類型であり、貸金業者の顧客保護態勢としても不適切である。

エ．「署名後は勧誘方法を一切問題にできない。」と判断する。判断根拠：営業所でも退去意思を尊重する必要がある。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「営業所内なら退去を妨げても契約が成立すれば常に適法である。」は不適切である。営業所でも退去意思を尊重する必要がある。

イ：この選択肢の結論「貸付契約には困惑取消しの規定が適用されない。」は不適切である。消費者契約に該当すれば同法の適用がある。

ウ：結論と根拠がともに適切である。退去妨害は消費者契約法上の困惑取消し類型であり、貸金業者の顧客保護態勢としても不適切である。

エ：この選択肢の結論「署名後は勧誘方法を一切問題にできない。」は不適切である。勧誘過程は契約効力判断に関係する。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。退去妨害は消費者契約法上の困惑取消し類型であり、貸金業者の顧客保護態勢としても不適切である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0136

総合判断 > 契約・取立て×消費者保護 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「取立て×個人情報」を確認したところ、「返済が遅れていれば債務情報を誰にでも自由に公開できる。」との処理と「不適切な取立てに加え、顧客の債務情報を第三者へ不必要に開示した個人情報保護上の問題も生じ得る。」との処理が併存していた。契約・取立て×消費者保護として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「返済が遅れていれば債務情報を誰にでも自由に公開できる。」と判断する。判断根拠：勤務先連絡にも個人情報保護が関係する。

イ．「勤務先への連絡では個人情報保護法は適用されない。」と判断する。判断根拠：正確な情報でも不必要な第三者開示は問題となる。

ウ．「金額を正確に伝えていればプライバシー上問題はない。」と判断する。判断根拠：延滞で公開権限が生じるわけではない。

エ．「不適切な取立てに加え、顧客の債務情報を第三者へ不必要に開示した個人情報保護上の問題も生じ得る。」と判断する。判断根拠：取立規制と個人情報保護の双方から、第三者への債務情報開示は慎重である必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「返済が遅れていれば債務情報を誰にでも自由に公開できる。」は不適切である。延滞で公開権限が生じるわけではない。

イ：この選択肢の結論「勤務先への連絡では個人情報保護法は適用されない。」は不適切である。勤務先連絡にも個人情報保護が関係する。

ウ：この選択肢の結論「金額を正確に伝えていればプライバシー上問題はない。」は不適切である。正確な情報でも不必要な第三者開示は問題となる。

エ：結論と根拠がともに適切である。取立規制と個人情報保護の双方から、第三者への債務情報開示は慎重である必要がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。取立規制と個人情報保護の双方から、第三者への債務情報開示は慎重である必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0137

総合判断 > 契約・取立て×消費者保護 | 難易度：標準

契約・取立て×消費者保護の判断理由をレビューする。資料には「家族なら保証契約がなくても必ず支払義務を負う。」と「受任通知後の直接取立て、時間帯、第三者への要求など複数の顧客保護上の問題がある。」の2案がある。論点「受任通知と消費者保護を判断する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「受任通知後の直接取立て、時間帯、第三者への要求など複数の顧客保護上の問題がある。」。根拠は、貸金業法21条は受任通知後の本人直接請求を制限し、深夜連絡や支払義務のない第三者への要求も規制する。
- イ．結論は「弁護士が介入すると取立規制がすべて解除される。」。根拠は、親族関係だけで保証債務は生じない。
- ウ．結論は「家族なら保証契約がなくても必ず支払義務を負う。」。根拠は、時間規制も適用される。
- エ．結論は「深夜でも受任通知後なら自由に連絡できる。」。根拠は、規制が解除されるのではなく強い保護が働く。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。貸金業法21条は受任通知後の本人直接請求を制限し、深夜連絡や支払義務のない第三者への要求も規制する。
- イ：この選択肢の結論「弁護士が介入すると取立規制がすべて解除される。」は不適切である。規制が解除されるのではなく強い保護が働く。
- ウ：この選択肢の結論「家族なら保証契約がなくても必ず支払義務を負う。」は不適切である。親族関係だけで保証債務は生じない。
- エ：この選択肢の結論「深夜でも受任通知後なら自由に連絡できる。」は不適切である。時間規制も適用される。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業法21条は受任通知後の本人直接請求を制限し、深夜連絡や支払義務のない第三者への要求も規制する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0138

総合判断 > 契約・取立て×消費者保護 | 難易度：標準

新人研修で「相談を拒否し毎日深夜に督促する。」との理解が示され、比較案として「他社から借りて返済するよう強要する。」と「事情と返済能力を確認し、威迫や追加借入れの強要を避け、必要に応じ相談窓口や債務整理等の情報を案内する。」も提示された。論点「返済困難時の適切な相談対応を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「他社から借りて返済するよう強要する。」へ改める。理由は、第三者のプライバシー・支払義務に配慮が必要である。
- イ．記載を「事情と返済能力を確認し、威迫や追加借入れの強要を避け、必要に応じ相談窓口や債務整理等の情報を案内する。」へ改める。理由は、返済困難者には適法な債権管理と相談支援を組み合わせ、問題の悪化を避ける対応が重要である。
- ウ．記載を「家族へ無断で債務情報を伝えて支払わせる。」へ改める。理由は、深夜の反復督促は規制対象となり得る。
- エ．記載を「相談を拒否し毎日深夜に督促する。」へ改める。理由は、追加借入れの強要は不適切である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「他社から借りて返済するよう強要する。」は不適切である。追加借入れの強要は不適切である。
- イ：結論と根拠がともに適切である。返済困難者には適法な債権管理と相談支援を組み合わせ、問題の悪化を避ける対応が重要である。
- ウ：この選択肢の結論「家族へ無断で債務情報を伝えて支払わせる。」は不適切である。第三者のプライバシー・支払義務に配慮が必要である。
- エ：この選択肢の結論「相談を拒否し毎日深夜に督促する。」は不適切である。深夜の反復督促は規制対象となり得る。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。返済困難者には適法な債権管理と相談支援を組み合わせ、問題の悪化を避ける対応が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0139

総合判断 > 契約・取立て×消費者保護 | 難易度：応用

契約・取立て×消費者保護の検討で、担当者Aは「広告の有利誤認等と、契約前の適切な説明・情報提供の双方が問題となり得る。」、担当者Bは「契約時に説明すれば広告がどれほど誤解を招いても必ず適法である。」と説明した。論点「契約前表示と契約時説明の整合を判断する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「契約時に説明すれば広告がどれほど誤解を招いても必ず適法である。」。根拠は、一連の顧客判断過程として双方が重要である。
- イ．結論は「広告と契約説明は法的に完全に無関係である。」。根拠は、契約成立の有無だけが不当表示の成立要件ではない。
- ウ．結論は「広告の有利誤認等と、契約前の適切な説明・情報提供の双方が問題となり得る。」。根拠は、広告段階で誤認を招く表示は景品表示法等の問題となり、貸金業法上も正確な事前情報提供が必要である。
- エ．結論は「顧客が契約しなければ不当表示には絶対にならない。」。根拠は、後から訂正すれば広告違反が必ず解消するわけではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「契約時に説明すれば広告がどれほど誤解を招いても必ず適法である。」は不適切である。後から訂正すれば広告違反が必ず解消するわけではない。
- イ：この選択肢の結論「広告と契約説明は法的に完全に無関係である。」は不適切である。一連の顧客判断過程として双方が重要である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。広告段階で誤認を招く表示は景品表示法等の問題となり、貸金業法上も正確な事前情報提供が必要である。
- エ：この選択肢の結論「顧客が契約しなければ不当表示には絶対にならない。」は不適切である。契約成立の有無だけが不当表示の成立要件ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。広告段階で誤認を招く表示は景品表示法等の問題となり、貸金業法上も正確な事前情報提供が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0140

総合判断 > 契約・取立て×消費者保護 | 難易度：応用

内部研修資料には「不利な条項を小さく記載し、深夜に反復取立てを行う。」との記載があり、別担当者から「契約前に重要条件を正確に説明し、契約後は適法な書面管理を行い、延滞時も威迫や第三者への不当要求を避けて相談に対応する。」との指摘があった。契約・取立て×消費者保護の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「契約前は条件を隠し、延滞後は勤務先へ借金を公表する。」へ改める。理由は、不当条項・取立ての双方に問題がある。
- イ．記載を「不利な条項を小さく記載し、深夜に反復取立てを行う。」へ改める。理由は、説明・相談対応・多重債務防止に反する。
- ウ．記載を「顧客の質問を拒否し、返済困難時は他社借入れを強要する。」へ改める。理由は、説明義務と取立規制の双方に反する。
- エ．記載を「契約前に重要条件を正確に説明し、契約後は適法な書面管理を行い、延滞時も威迫や第三者への不当要求を避けて相談に対応する。」へ改める。理由は、顧客保護は契約締結前から契約管理、債権回収まで一貫して確保する必要がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「契約前は条件を隠し、延滞後は勤務先へ借金を公表する。」は不適切である。説明義務と取立規制の双方に反する。
- イ：この選択肢の結論「不利な条項を小さく記載し、深夜に反復取立てを行う。」は不適切である。不当条項・取立ての双方に問題がある。
- ウ：この選択肢の結論「顧客の質問を拒否し、返済困難時は他社借入れを強要する。」は不適切である。説明・相談対応・多重債務防止に反する。
- エ：結論と根拠がともに適切である。顧客保護は契約締結前から契約管理、債権回収まで一貫して確保する必要がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。顧客保護は契約締結前から契約管理、債権回収まで一貫して確保する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0141

総合判断 > 資金需要者等の利益保護・総合事例 | 難易度：応用

資金需要者等の利益保護・総合事例について、「法令遵守に加え、顧客の理解・返済能力・プライバシー・相談ニーズを踏まえて適正に業務を行う。」と「苦情や事故を記録せず営業部門だけで処理する。」という2つの見解が示された。学習目標「資金需要者の利益保護の基本姿勢を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「法令遵守に加え、顧客の理解・返済能力・プライバシー・相談ニーズを踏まえて適正に業務を行う。」と判断する。判断根拠：貸金業では情報提供、返済能力、個人情報、広告、取立て、苦情処理等を通じた総合的な利用者保護が必要である。
- イ．「貸付額を最大化することだけを最優先する。」と判断する。判断根拠：契約後も顧客保護が必要である。
- ウ．「契約後は顧客保護を考慮しない。」と判断する。判断根拠：苦情・事故は内部管理に生かす必要がある。
- エ．「苦情や事故を記録せず営業部門だけで処理する。」と判断する。判断根拠：貸付額最大化だけが目的ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。貸金業では情報提供、返済能力、個人情報、広告、取立て、苦情処理等を通じた総合的な利用者保護が必要である。
- イ：この選択肢の結論「貸付額を最大化することだけを最優先する。」は不適切である。貸付額最大化だけが目的ではない。
- ウ：この選択肢の結論「契約後は顧客保護を考慮しない。」は不適切である。契約後も顧客保護が必要である。
- エ：この選択肢の結論「苦情や事故を記録せず営業部門だけで処理する。」は不適切である。苦情・事故は内部管理に生かす必要がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業では情報提供、返済能力、個人情報、広告、取立て、苦情処理等を通じた総合的な利用者保護が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0142

総合判断 > 資金需要者等の利益保護・総合事例 | 難易度：応用

- 貸金業務の内部監査で「高齢顧客」を確認したところ、「理解できていないことを利用して契約を急がせる。」との処理と「顧客の理解度を確認しながら重要条件を分かりやすく説明し、返済能力も慎重に確認する。」との処理が併存していた。資金需要者等の利益保護・総合事例として最も適切な監査記録はどれか。
- ア．「理解できていないことを利用して契約を急がせる。」と判断する。判断根拠：年齢を理由に説明義務が消えるわけではない。
- イ．「顧客の理解度を確認しながら重要条件を分かりやすく説明し、返済能力も慎重に確認する。」と判断する。判断根拠：顧客属性に応じて実質的な理解を確保し、返済能力を適切に判断することが顧客保護に資する。
- ウ．「年齢だけを理由に説明を省略する。」と判断する。判断根拠：質問対応が重要である。
- エ．「本人が質問しても回答せず署名を優先する。」と判断する。判断根拠：理解不足につけ込むことは不適切である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「理解できていないことを利用して契約を急がせる。」は不適切である。理解不足につけ込むことは不適切である。
- イ：結論と根拠がともに適切である。顧客属性に応じて実質的な理解を確保し、返済能力を適切に判断することが顧客保護に資する。
- ウ：この選択肢の結論「年齢だけを理由に説明を省略する。」は不適切である。年齢を理由に説明義務が消えるわけではない。
- エ：この選択肢の結論「本人が質問しても回答せず署名を優先する。」は不適切である。質問対応が重要である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。顧客属性に応じて実質的な理解を確保し、返済能力を適切に判断することが顧客保護に資する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0143

総合判断 > 資金需要者等の利益保護・総合事例 | 難易度：応用

資金需要者等の利益保護・総合事例の判断理由をレビューする。資料には「返済能力調査結果を無視して勧誘を強める。」と「過剰貸付けを避け、顧客の返済能力・資金需要に沿った判断を行う。」の2案がある。論点「返済能力と過剰勧誘を総合判断する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「営業目標達成のため限度額いっぱいまで貸し付ける。」。根拠は、調査を形式化してはならない。
イ．結論は「返済能力調査結果を無視して勧誘を強める。」。根拠は、本人希望だけで法規制を免れない。
ウ．結論は「過剰貸付けを避け、顧客の返済能力・資金需要に沿った判断を行う。」。根拠は、顧客保護と過剰貸付防止のため、調査結果を実際の貸付判断に反映する必要がある。
エ．結論は「顧客が希望すれば法令上の貸付制限は全て無視できる。」。根拠は、営業目標より法令遵守が優先される。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「営業目標達成のため限度額いっぱいまで貸し付ける。」は不適切である。営業目標より法令遵守が優先される。
イ：この選択肢の結論「返済能力調査結果を無視して勧誘を強める。」は不適切である。調査を形式化してはならない。
ウ：結論と根拠がともに適切である。顧客保護と過剰貸付防止のため、調査結果を実際の貸付判断に反映する必要がある。
エ：この選択肢の結論「顧客が希望すれば法令上の貸付制限は全て無視できる。」は不適切である。本人希望だけで法規制を免れない。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。顧客保護と過剰貸付防止のため、調査結果を実際の貸付判断に反映する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0144

総合判断 > 資金需要者等の利益保護・総合事例 | 難易度：応用

新人研修で「脅迫的取立てを受けても警察へ相談してはならない。」との理解が示され、比較案として「別の無登録業者を紹介する。」と「状況を確認し、日本貸金業協会、警察、消費生活相談、弁護士等の適切な相談先を案内する。」も提示された。論点「ヤミ金融相談を適切な機関へつなぐ」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「別の無登録業者を紹介する。」へ改める。理由は、相談支援を行うべき事案である。
イ．記載を「高金利でも契約した本人だけの責任として相談を拒否する。」へ改める。理由は、犯罪被害が疑われる場合は警察相談も選択肢となる。
ウ．記載を「脅迫的取立てを受けても警察へ相談してはならない。」へ改める。理由は、違法業者への連鎖は危険である。
エ．記載を「状況を確認し、日本貸金業協会、警察、消費生活相談、弁護士等の適切な相談先を案内する。」へ改める。理由は、ヤミ金融や脅迫的取立ては安全・法的問題を伴うため、適切な公的・専門相談機関へつなぐことが重要である。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「別の無登録業者を紹介する。」は不適切である。違法業者への連鎖は危険である。
イ：この選択肢の結論「高金利でも契約した本人だけの責任として相談を拒否する。」は不適切である。相談支援を行うべき事案である。
ウ：この選択肢の結論「脅迫的取立てを受けても警察へ相談してはならない。」は不適切である。犯罪被害が疑われる場合は警察相談も選択肢となる。
エ：結論と根拠がともに適切である。ヤミ金融や脅迫的取立ては安全・法的問題を伴うため、適切な公的・専門相談機関へつなぐことが重要である。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。ヤミ金融や脅迫的取立ては安全・法的問題を伴うため、適切な公的・専門相談機関へつなぐことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0145

総合判断 > 資金需要者等の利益保護・総合事例 | 難易度：応用

資金需要者等の利益保護・総合事例の検討で、担当者Aは「本人の意思を確認し、貸付自粛制度や生活再建支援カウンセリング、家計管理支援の利用を検討する。」、担当者Bは「新たなカードローンを複数作よう勧める。」と説明した。論点「多重債務と貸付自粛を使い分ける」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「本人の意思を確認し、貸付自粛制度や生活再建支援カウンセリング、家計管理支援の利用を検討する。」。根拠は、新規借入れの抑制と行動・家計面の再発防止を組み合わせることが有効な場合がある。
- イ．結論は「新たなカードローンを複数作よう勧める。」。根拠は、生活再建まで支援する意義がある。
- ウ．結論は「債務整理が終わった以上、再発防止支援は不要とする。」。根拠は、貸付自粛は本人申告が原則である。
- エ．結論は「家族へ無断で本人になりすまして貸付自粛を登録する。」。根拠は、追加借入れは再発リスクを高める。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。新規借入れの抑制と行動・家計面の再発防止を組み合わせることが有効な場合がある。
 - イ：この選択肢の結論「新たなカードローンを複数作よう勧める。」は不適切である。追加借入れは再発リスクを高める。
 - ウ：この選択肢の結論「債務整理が終わった以上、再発防止支援は不要とする。」は不適切である。生活再建まで支援する意義がある。
 - エ：この選択肢の結論「家族へ無断で本人になりすまして貸付自粛を登録する。」は不適切である。貸付自粛は本人申告が原則である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。新規借入れの抑制と行動・家計面の再発防止を組み合わせることが有効な場合がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0146

総合判断 > 資金需要者等の利益保護・総合事例 | 難易度：応用

内部研修資料には「契約済みなら広告内容を確認しない。」との記載があり、別担当者から「事実確認を行い、広告・説明・審査・委託先等の原因を分析し、必要な正・再発防止策を講じる。」との指摘があった。資金需要者等の利益保護・総合事例の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「苦情は全て営業妨害として削除する。」へ改める。理由は、契約成立後も表示の適法性は検証すべきである。
- イ．記載を「事実確認を行い、広告・説明・審査・委託先等の原因を分析し、必要な正・再発防止策を講じる。」へ改める。理由は、苦情は顧客保護上の問題を発見する重要な情報であり、原因分析と業務改善につなげる必要がある。
- ウ．記載を「契約済みなら広告内容を確認しない。」へ改める。理由は、反復苦情は態勢改善の契機となる。
- エ．記載を「同じ苦情が繰り返されても社内ルールを見直さない。」へ改める。理由は、苦情を隠すのは不適切である。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「苦情は全て営業妨害として削除する。」は不適切である。苦情を隠すのは不適切である。
 - イ：結論と根拠がともに適切である。苦情は顧客保護上の問題を発見する重要な情報であり、原因分析と業務改善につなげる必要がある。
 - ウ：この選択肢の結論「契約済みなら広告内容を確認しない。」は不適切である。契約成立後も表示の適法性は検証すべきである。
 - エ：この選択肢の結論「同じ苦情が繰り返されても社内ルールを見直さない。」は不適切である。反復苦情は態勢改善の契機となる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。苦情は顧客保護上の問題を発見する重要な情報であり、原因分析と業務改善につなげる必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0147

総合判断 > 資金需要者等の利益保護・総合事例 | 難易度：応用

資金需要者等の利益保護・総合事例について、「速やかに事実関係と漏えい範囲を確認し、必要な本人対応・報告等を行い、原因分析と再発防止を実施する。」と「別人に送った情報を回収できれば法令上の検討は一切不要である。」という2つの見解が示された。学習目標「個人情報事故と苦情対応を総合判断する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「誤送付が1件なら必ず無視する。」と判断する。判断根拠：苦情・事故記録が重要である。

イ．「顧客から苦情があっても記録を残さない。」と判断する。判断根拠：回収の有無だけで法的対応の必要性は決まらない。

ウ．「速やかに事実関係と漏えい範囲を確認し、必要な本人対応・報告等を行い、原因分析と再発防止を実施する。」と判断する。判断根拠：個人情報漏えいの可能性がある苦情は、事故対応と苦情処理を連携して扱う必要がある。

エ．「別人に送った情報を回収できれば法令上の検討は一切不要である。」と判断する。判断根拠：件数だけで一律に無視できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「誤送付が1件なら必ず無視する。」は不適切である。件数だけで一律に無視できない。

イ：この選択肢の結論「顧客から苦情があっても記録を残さない。」は不適切である。苦情・事故記録が重要である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。個人情報漏えいの可能性がある苦情は、事故対応と苦情処理を連携して扱う必要がある。

エ：この選択肢の結論「別人に送った情報を回収できれば法令上の検討は一切不要である。」は不適切である。回収の有無だけで法的対応の必要性は決まらない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。個人情報漏えいの可能性がある苦情は、事故対応と苦情処理を連携して扱う必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0148

総合判断 > 資金需要者等の利益保護・総合事例 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「ライフサイクル」を確認したところ、「広告では誇大表示し、契約後にだけ正しい条件を伝える。」との処理と「広告では正確な情報を示し、申込時は個人情報を適切に扱い、契約前は十分に説明し、返済時は適法な取立てと相談対応を行う。」との処理が併存していた。資金需要者等の利益保護・総合事例として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「広告では誇大表示し、契約後にだけ正しい条件を伝える。」と判断する。判断根拠：目的外利用と第三者開示が問題である。

イ．「審査情報を営業へ自由転用し、延滞時は家族へ公表する。」と判断する。判断根拠：相談・苦情管理も重要である。

ウ．「相談を拒否し、苦情は記録せず削除する。」と判断する。判断根拠：広告段階から適正表示が必要である。

エ．「広告では正確な情報を示し、申込時は個人情報を適切に扱い、契約前は十分に説明し、返済時は適法な取立てと相談対応を行う。」と判断する。判断根拠：資金需要者等の利益保護は広告、情報管理、契約、債権管理、苦情対応まで一貫して確保する必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「広告では誇大表示し、契約後にだけ正しい条件を伝える。」は不適切である。広告段階から適正表示が必要である。

イ：この選択肢の結論「審査情報を営業へ自由転用し、延滞時は家族へ公表する。」は不適切である。目的外利用と第三者開示が問題である。

ウ：この選択肢の結論「相談を拒否し、苦情は記録せず削除する。」は不適切である。相談・苦情管理も重要である。

エ：結論と根拠がともに適切である。資金需要者等の利益保護は広告、情報管理、契約、債権管理、苦情対応まで一貫して確保する必要がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。資金需要者等の利益保護は広告、情報管理、契約、債権管理、苦情対応まで一貫して確保する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0149

総合判断 > 資金需要者等の利益保護・総合事例 | 難易度：応用

資金需要者等の利益保護・総合事例の判断理由をレビューする。資料には「返済能力調査は形式だけ行えばよい。」と「営業目標より法令遵守と顧客保護を優先し、返済能力に応じた貸付判断と十分な説明を徹底する。」の2案がある。論点「顧客保護と営業目標の優先順位を判断する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「営業目標より法令遵守と顧客保護を優先し、返済能力に応じた貸付判断と十分な説明を徹底する。」。根拠は、貸金業者は営業上の利益よりも、法令・返済能力・説明義務・顧客保護を優先する管理態勢が必要である。
- イ．結論は「目標達成のためなら説明義務を省略する。」。根拠は、調査結果を実際の判断に反映する必要がある。
- ウ．結論は「返済能力調査は形式だけ行えばよい。」。根拠は、必要以上の借入を促すことは不適切である。
- エ．結論は「顧客が困っていても最大額の勧誘が最優先である。」。根拠は、営業目標は法的義務を免除しない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。貸金業者は営業上の利益よりも、法令・返済能力・説明義務・顧客保護を優先する管理態勢が必要である。
- イ：この選択肢の結論「目標達成のためなら説明義務を省略する。」は不適切である。営業目標は法的義務を免除しない。
- ウ：この選択肢の結論「返済能力調査は形式だけ行えばよい。」は不適切である。調査結果を実際の判断に反映する必要がある。
- エ：この選択肢の結論「顧客が困っていても最大額の勧誘が最優先である。」は不適切である。必要以上の借入を促すことは不適切である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業者は営業上の利益よりも、法令・返済能力・説明義務・顧客保護を優先する管理態勢が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0150

総合判断 > 資金需要者等の利益保護・総合事例 | 難易度：応用

新人研修で「営業利益が出ていれば法令上の問題は消滅する。」との理解が示され、比較案として「問題があるのは家族への連絡だけで他は全て適法である。」と「個人情報、表示・勧誘、契約説明、取立ての複数分野で顧客保護上の重大な問題がある。」も提示された。論点「複合的な顧客トラブルを総合判断する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「問題があるのは家族への連絡だけで他は全て適法である。」へ改める。理由は、契約成立後も法的問題は残る。
- イ．記載を「個人情報、表示・勧誘、契約説明、取立ての複数分野で顧客保護上の重大な問題がある。」へ改める。理由は、貸金業者の顧客保護は各局面で独立かつ重層的に規制され、複数違反が同時に生じ得る。
- ウ．記載を「顧客が契約した以上、 から は全て問題にならない。」へ改める。理由は、利益は違法性を消す理由にならない。
- エ．記載を「営業利益が出ていれば法令上の問題は消滅する。」へ改める。理由は、信用情報の目的外利用、虚偽・誇大表示、説明不足も問題となる。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「問題があるのは家族への連絡だけで他は全て適法である。」は不適切である。信用情報の目的外利用、虚偽・誇大表示、説明不足も問題となる。
- イ：結論と根拠がともに適切である。貸金業者の顧客保護は各局面で独立かつ重層的に規制され、複数違反が同時に生じ得る。
- ウ：この選択肢の結論「顧客が契約した以上、 から は全て問題にならない。」は不適切である。契約成立後も法的問題は残る。
- エ：この選択肢の結論「営業利益が出ていれば法令上の問題は消滅する。」は不適切である。利益は違法性を消す理由にならない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業者の顧客保護は各局面で独立かつ重層的に規制され、複数違反が同時に生じ得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01